



第5次

八女市 総合計画

後期基本計画（令和8年度～令和12年度）
[第3期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略]

第5次

八女市 総合計画

後期基本計画（令和8年度～令和12年度）

〔第3期八女市 まち・ひと・しごと創生総合戦略〕

市章



市木・市花



市木 お茶



市木 くすのき



市花 菊



市花 藤



市花 しゃくなげ

シンボルマーク・イメージキャラクター



八女市シンボルマーク



イメージキャラクター
はちひめ



イメージキャラクター
みどりちゃん

ごあいさつ



本市では、令和3（2021）年度から第5次八女市総合計画を推進してまいりました。このたび、前期5年間の成果と社会情勢の変化、そして市民アンケートやワークショップに寄せられた貴重なご意見や総合計画審議会での議論を踏まえ、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「後期基本計画」を策定いたしました。

人口減少という困難な課題に立ち向かう

現在、わが国全体、そして本市においても人口減少の傾向は避けられない状況です。2060年には人口が4万人を下回るという予測もなされる中、中山間地域の集落維持やインフラの老朽化、気候変動による災害の激甚化など、直面する課題は複雑さを増しています。

「安心」と「成長」を確かなものに

本計画では、こうした地域特有の課題を的確に捉え、持続可能な未来を築くため8つの基本政策に基づいた様々な施策を取りまとめております。

まず、強い産業を創出し、若者や女性に魅力的な雇用を生む「稼ぐ八女市」を実現します。あわせて、デジタル技術の活用により物理的な距離を感じさせない「不便のない暮らし」を整え、切れ目のない子育て支援や医療福祉を充実させることで、全世代から選ばれる「住みたいまち」づくりを加速させます。

また、強靱な都市基盤の整備とともに、2050年を見据えた「ゼロカーボンシティ」への転換を進め、次世代へ豊かな自然を引き継ぐとともに、デジタル化による効率的な行政運営と健全な財政基盤を確立し、将来にわたって安定した行政サービスを維持してまいります。

「市民が主役」のまちづくり

まちづくりの基本は「市民が主役」です。「自らのまちは、自らで創る」という意識のもと、市民の皆様が市政に参画する機会を広げ、市民主体のまちづくりをさらに深めてまいります。地域全体で子どもたちの学びと成長を支え、次代の八女を担う人材を大切に育んでいく。それこそが、私たちの未来を切り拓く原動力となります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、真摯にご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様、並びに貴重なご提言を寄せられた多くの市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

今後も本計画の実現に向け、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和8（2026）年3月 八女市長 簀原 悠太郎

第5次 八女市総合計画

後期基本計画（令和8年度～令和12年度）

〔第3期 八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略〕

ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女

目次

序論

第1章 後期基本計画について	8
1. 計画策定の趣旨	8
2. 計画の位置づけ	8
3. 計画の名称と計画期間	9
第2章 人口ビジョン・人口展望	10
1. 目指すべき将来の戦略人口と展望	10
2. 地域別の人口ビジョン（戦略人口）	10
3. 年齢階層別人口の展望	14
第3章 八女市を取り巻く環境と課題	15
1. 人口動向	15
2. 産業動向	19
3. 財政動向	24
4. 市民アンケート調査	27
5. 第5次八女市総合計画前期基本計画の評価	29
6. 今後の八女市のまちづくりにおける総合的課題と方向性	32
第4章 まちづくり体系	36

基本計画

基本計画の見方	42
■基本政策1 賑わいと利便性のある基盤づくり	44
施策1-1 土地利用・市街地整備	44
施策1-2 道路・交通	46
施策1-3 住宅（移住・定住・住環境）	48
施策1-4 上水道	50
■基本政策2 強靱で安全な環境づくり	52
施策2-1 防災	52
施策2-2 防犯・交通安全	54

■基本政策 3 美しいふるさとづくり	56
施策 3-1 自然環境・生活環境	56
施策 3-2 景観・公園・緑地	58
施策 3-3 生活排水処理	60
■基本政策 4 活力ある産業づくり	62
施策 4-1 農業	62
施策 4-2 林業・水産業	64
施策 4-3 商工業	66
施策 4-4 伝統産業	68
施策 4-5 観光	70
施策 4-6 企業誘致・雇用	72
■基本政策 5 安心して暮らせるしくみづくり	74
施策 5-1 地域福祉	74
施策 5-2 健康・医療	76
施策 5-3 高齢者福祉	78
施策 5-4 障がい者福祉	80
施策 5-5 こども・子育て支援	82
施策 5-6 社会保障	84
■基本政策 6 ふるさとを愛する人づくり	86
施策 6-1 学校教育・人権教育	86
施策 6-2 生涯学習・平和	88
施策 6-3 歴史・文化	90
施策 6-4 スポーツ	92
■基本政策 7 人権を尊重した共生のまちづくり	94
施策 7-1 人権・男女共同参画	94
施策 7-2 地域コミュニティ	96
■基本政策 8 未来につなぐ協働のまちづくり	98
施策 8-1 都市間交流・国際交流（シティプロモーション）	98
施策 8-2 協働・情報	100
施策 8-3 行財政	102
施策 8-4 広域行政	104

資料編

1. 第5次八女市総合計画後期基本計画策定経緯	108
2. 答申	109
3. 八女市総合計画審議会 委員名簿	110
4. 八女市総合計画策定委員会 委員名簿	111

序 論

- 第1章 後期基本計画について
- 第2章 人口ビジョン・人口展望
- 第3章 八女市を取り巻く環境と課題
- 第4章 まちづくり体系

第1章 後期基本計画について

1. 計画策定の趣旨

地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中であって、豊かで多様な価値観を背景とする市民の暮らしを持続可能な形で支える指針となる新たなまちづくり計画として、令和3（2021）年度から10年間を計画期間とする「第5次八女市総合計画」を策定しました。

第5次八女市総合計画前期基本計画が令和7（2025）年度で終了となるため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度を計画期間とする第5次八女市総合計画後期基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

① 市の最上位計画

まちづくりや施策推進の方向性を示す市の「最上位計画」として位置づけられるとともに、総合的かつ計画的な「市政運営の基本的な指針」となるものです。

② 協働によるまちづくりの共通目標

市民と行政が協働してまちづくりの課題に取り組む際の、共通の目標としての役割を担うものです。

③ 関連個別計画の指針となる計画

市政運営における最上位の計画となることから、それぞれの分野において策定している様々な個別計画の策定時や方向性の検討において指針となるものです。

④ 持続可能性を追求する計画

多様性と包摂性のある持続可能な世界の実現の目標として掲げられたSDGsの達成のために、地方自治体レベルで取り組んでいくための指針としての役割を担います。

⑤ 広域連携の基礎となる計画

多様化、広域化する行政ニーズに対応していくため、周辺自治体との連携により効率的・効果的な施策の展開を進めるための基礎となる計画です。

⑥ 行政改革の指針となる計画

持続可能なまちづくりのためには、健全な行財政運営と将来を見据えた政策推進が求められます。本計画は、政策指針と行政改革を包含した経営計画の役割を担います。

⑦ 第3期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略を兼ねる計画

本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づく計画として「八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定し、人口減少・少子高齢化などの課題や、それに起因する担い手不足や空き家・耕作放棄地といった様々な課題に対応するために取組を進めているところです。

後期基本計画は、これらの課題や総合戦略に掲げた施策の実施状況も踏まえて策定しており、本計画で展開する施策については、総合戦略としても位置づけ、一体として取り組んでいくこととします。

総合戦略としての基本目標

基本目標1 八女の資源を活かして経済を活性化し、安定した雇用を創出する

基本目標2 訪れ・住み・交流する新しいひとの流れをつくる

基本目標3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

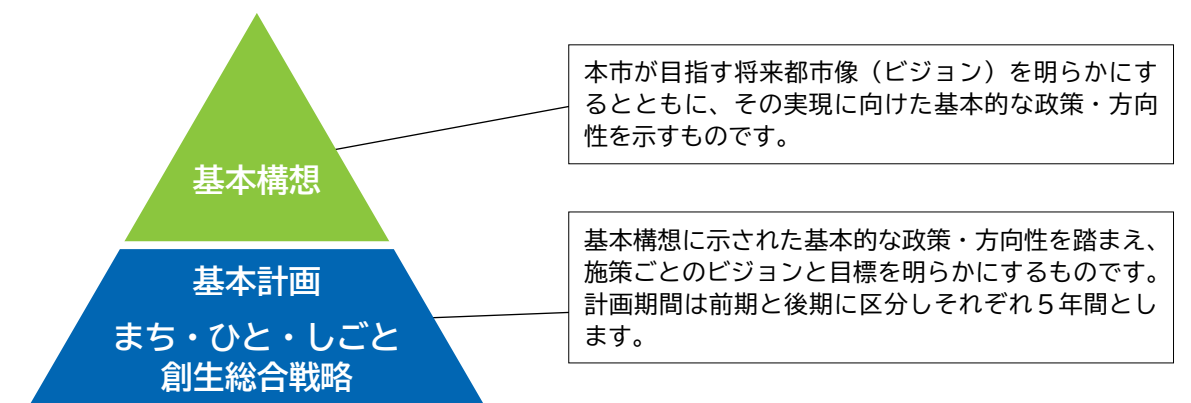
基本目標4 地域の特性を踏まえて魅力を活かし、安心して暮らせる都市をつくる

3. 計画の名称と計画期間

（1）名称：第5次八女市総合計画

（2）基本構想：令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10年間

（3）基本計画：前期計画 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度
後期計画 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度



令和3 2021 年度	令和4 2022 年度	令和5 2023 年度	令和6 2024 年度	令和7 2025 年度	令和8 2026 年度	令和9 2027 年度	令和10 2028 年度	令和11 2029 年度	令和12 2030 年度
第5次八女市総合計画（基本構想）									
前期基本計画									
					後期基本計画				

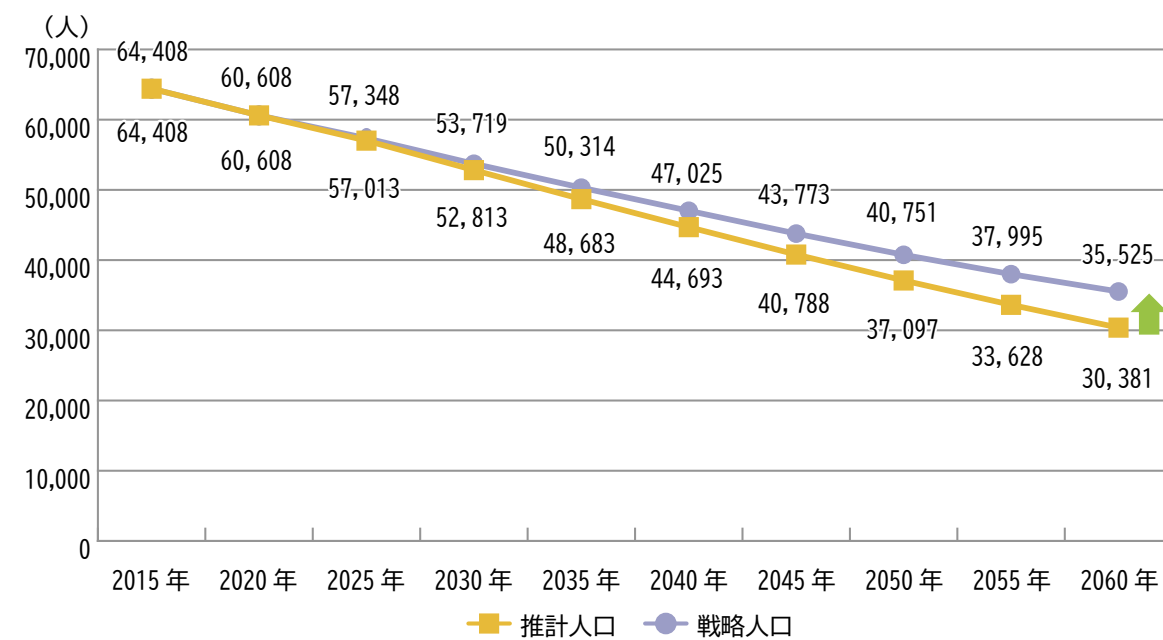
第2章 人口ビジョン・人口展望

1. 目指すべき将来の戦略人口と展望

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を八女市の「推計人口」とし、第5次八女市総合計画後期基本計画（第3期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略）の実施により目指すべき将来の人口を「戦略人口」として以下のとおり設定します。

実績	第3期戦略人口	
令和2（2020）年	令和22（2040）年	令和42（2060）年
60,608人	47,025人	35,525人

目指すべき将来の戦略人口



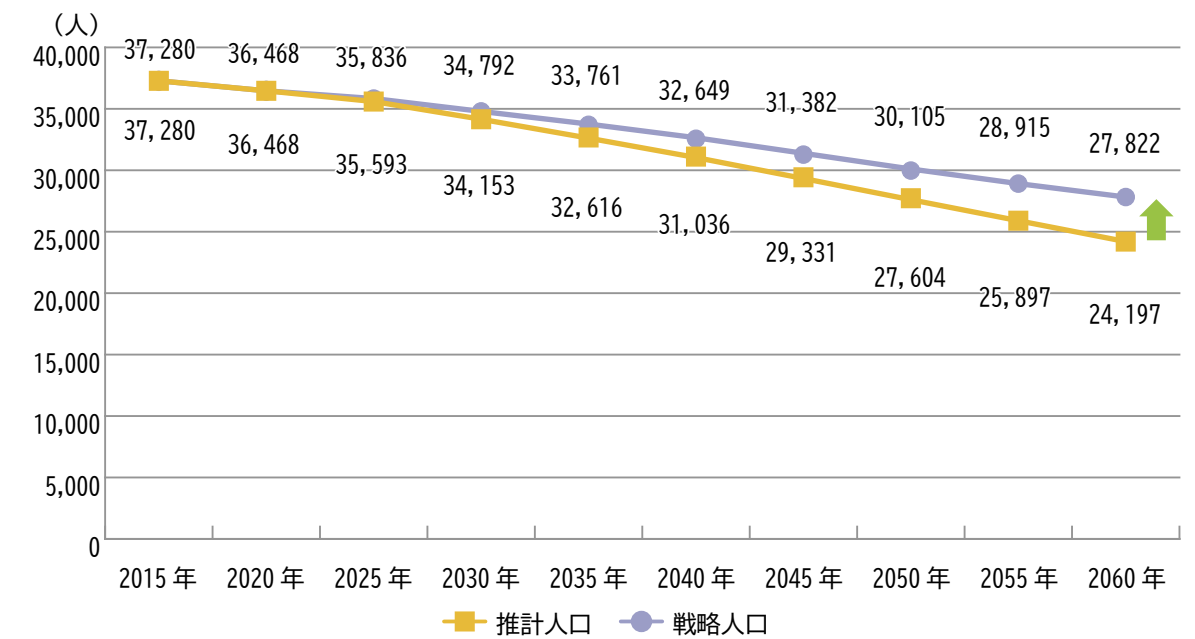
資料：推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」準拠

2. 地域別の人口ビジョン（戦略人口）

本市では今後も人口減少が続き、各地区の人口動態には大きな差が生じることが予想されます。旧八女地区においては、旧町村からの転居流入もあるため、人口減少は比較的緩やかに推移する見通しです。対照的に、中山間地域（旧上陽町、旧黒木町、旧立花町、旧矢部村、旧星野村）では、より人口減少が進むと予想され、集落機能や日常生活に必要なサービス維持が困難になることが予想されます。地域ごとに異なる課題に対応し各政策を進めることで、令和42(2060)年には市全体の戦略人口として35,525人を目指す姿を描いています。

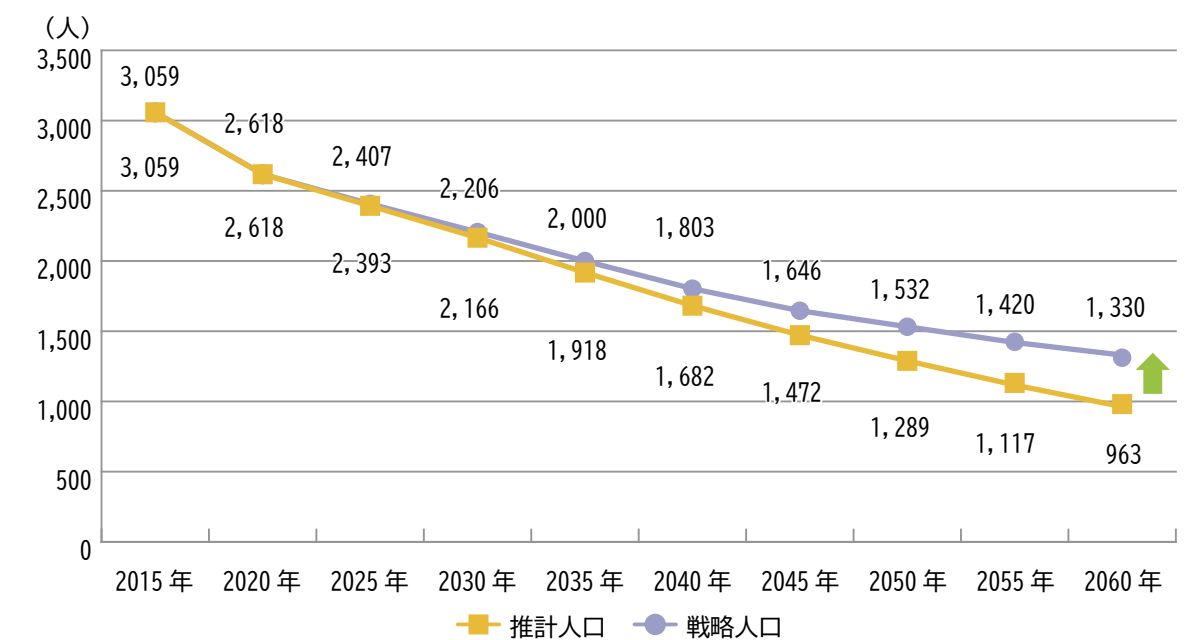
（1）旧八女地区

地区別戦略人口

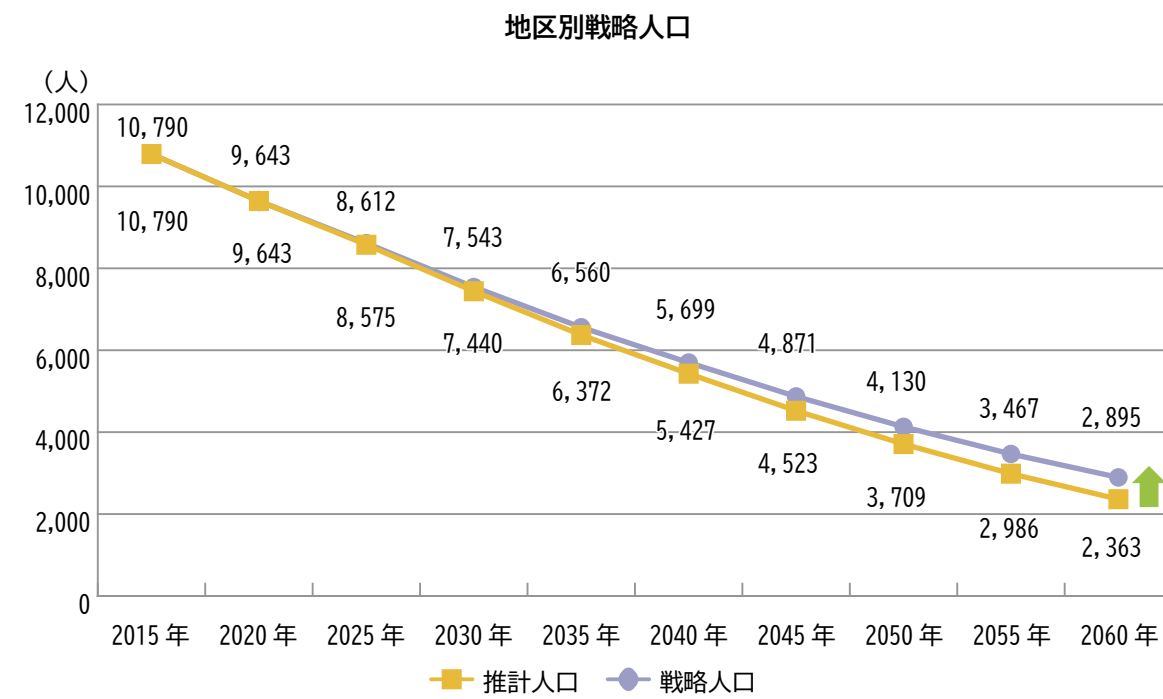


（2）旧上陽町

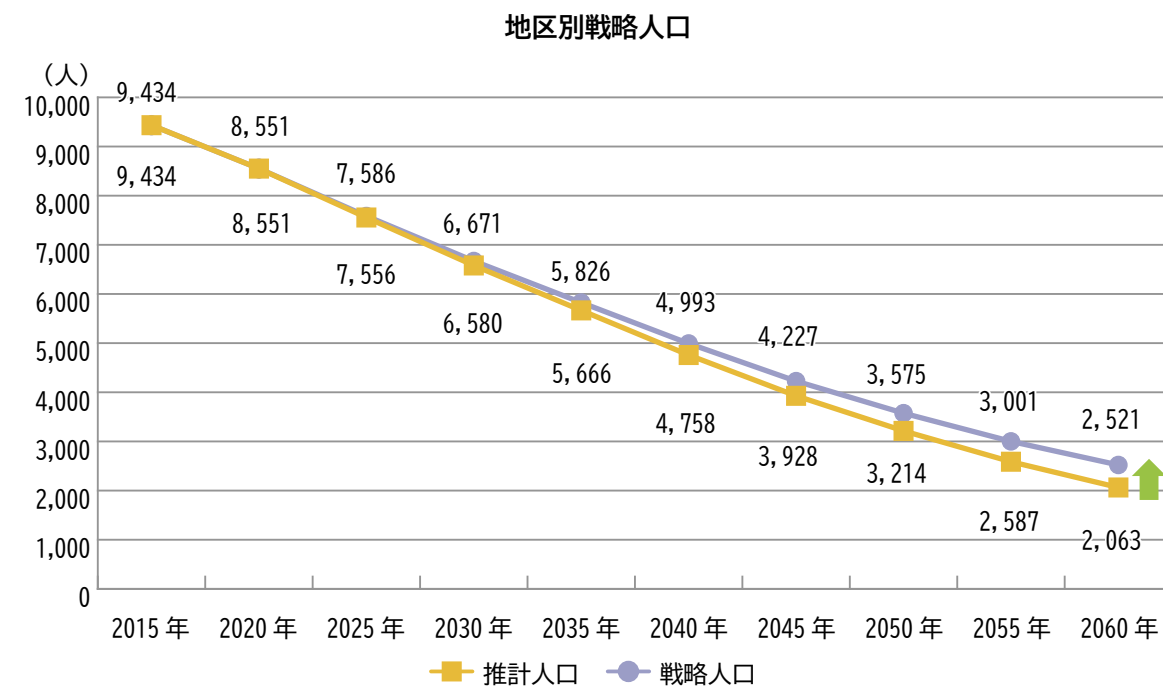
地区別戦略人口



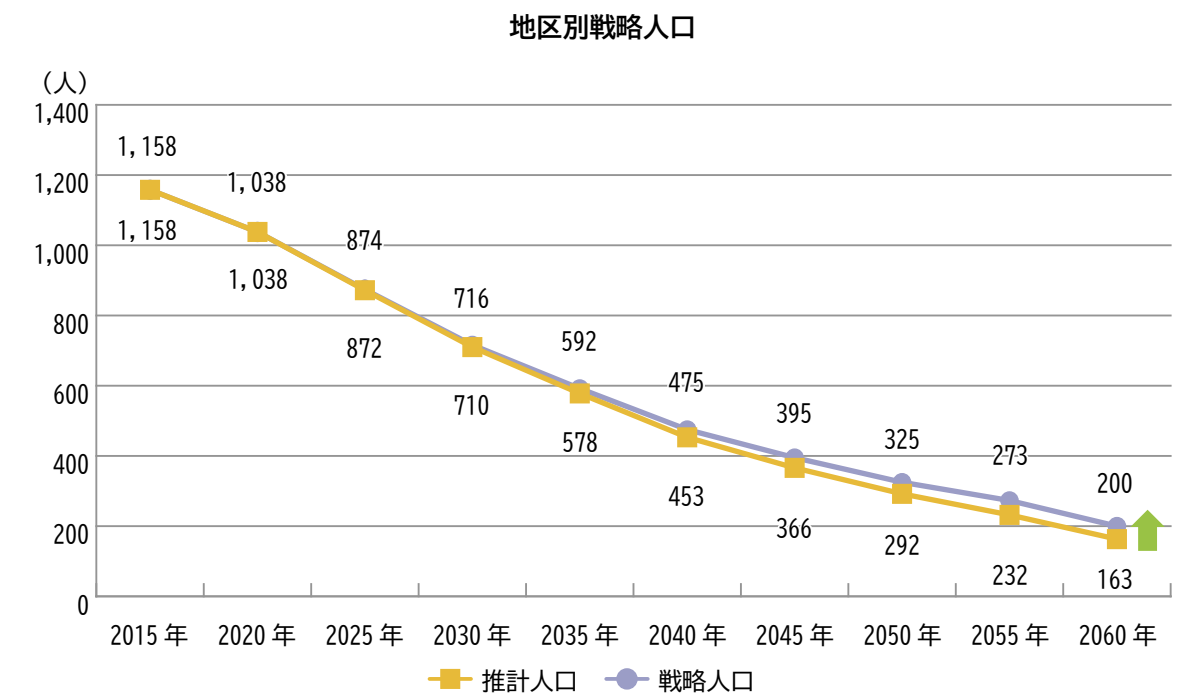
(3) 旧黒木町



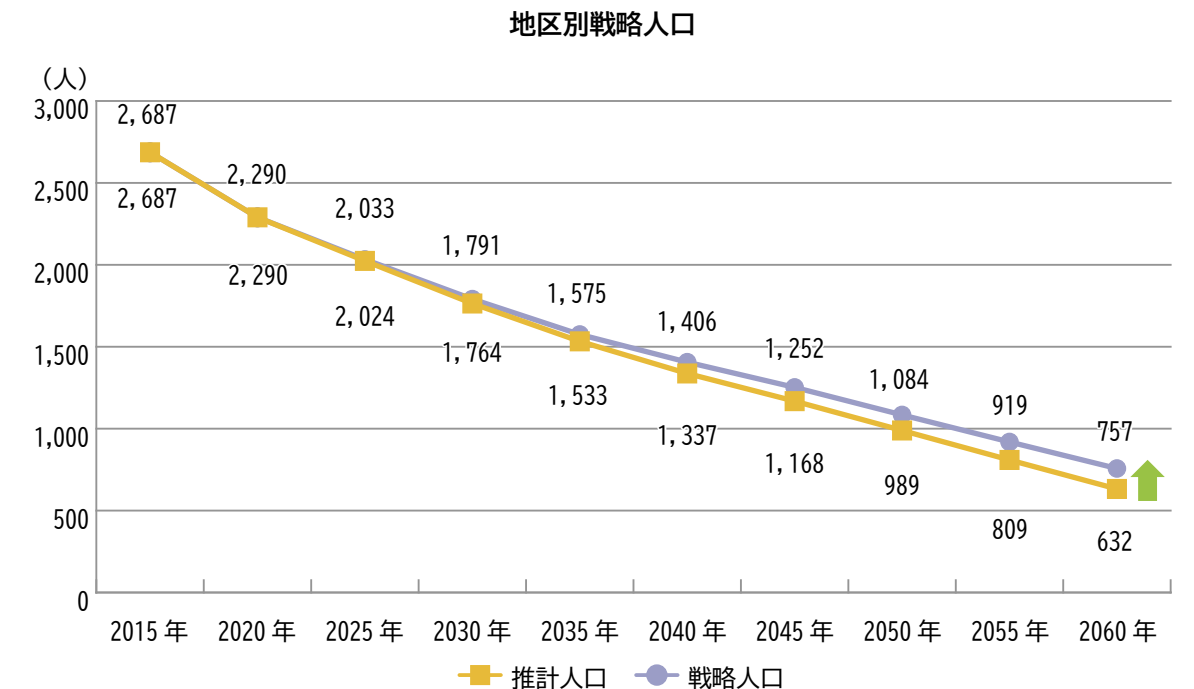
(4) 旧立花町



(5) 旧矢部村



(6) 旧星野村

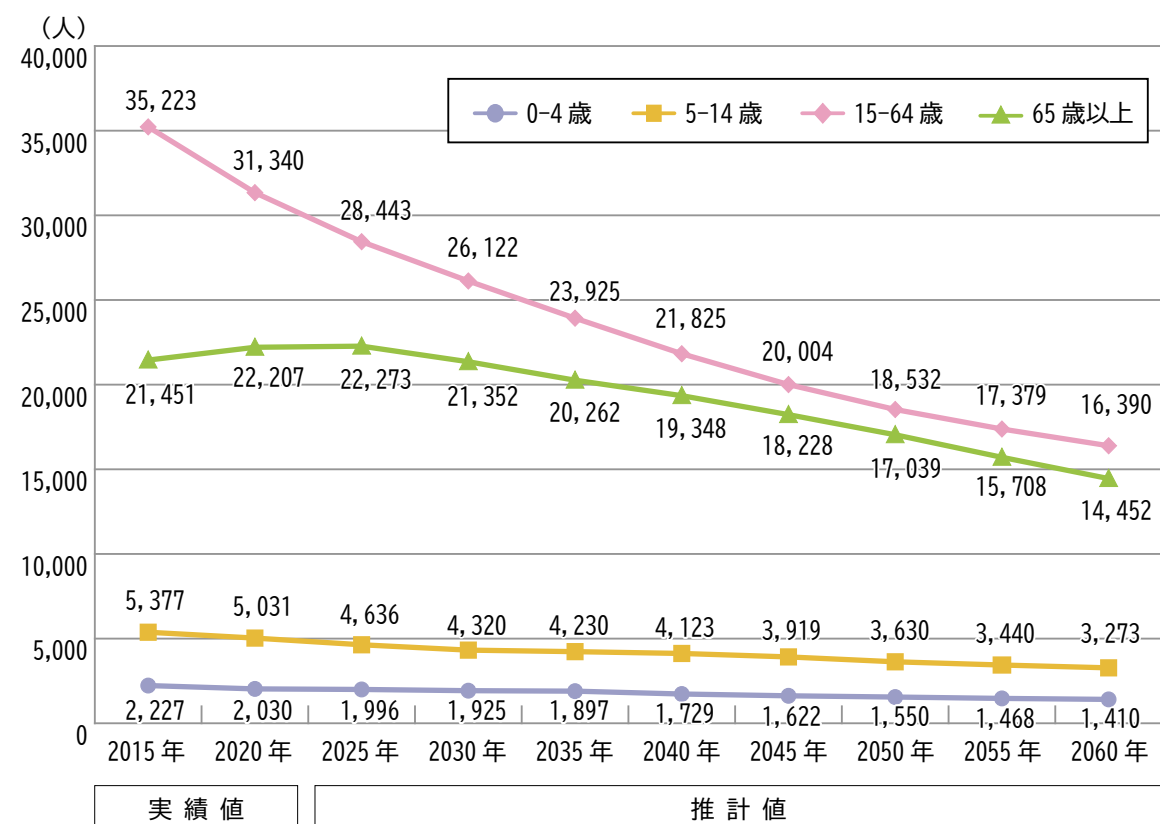


※地区別人口推移（18 P掲載）と地域別の人口ビジョン（13～15 P掲載）の2020年地域別人口は一致していません。
前者は国勢調査をベースとしている一方、後者は、各地域の移動状況等を反映するため、住民基本台帳をベースとして推計し、市全体の人口展望と地域別人口ビジョンの数値合計が一致するように、地域別の人口ビジョンの数値を按分しております。

3. 年齢階層別人口の展望

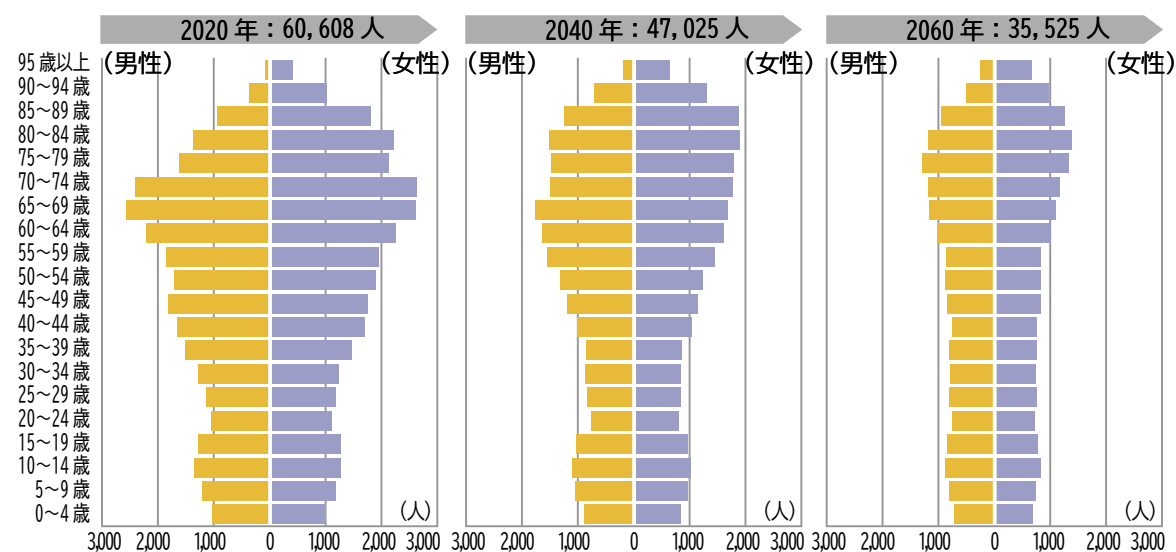
いずれの階層も、遅くとも令和7（2025）年以降は減少が予想されますが、令和42（2060）年まで、生産年齢人口（15～64歳）が老年人口（65歳以上）を上回ることが予想されます。

■年齢4区分別第3期戦略人口■



※2015年人口には年齢不詳人口は含まれておりません。
※人口推計で生じた小数点以下の端数処理については、0～4歳人口で調整しています。

■第3期戦略人口の人口ピラミッド■



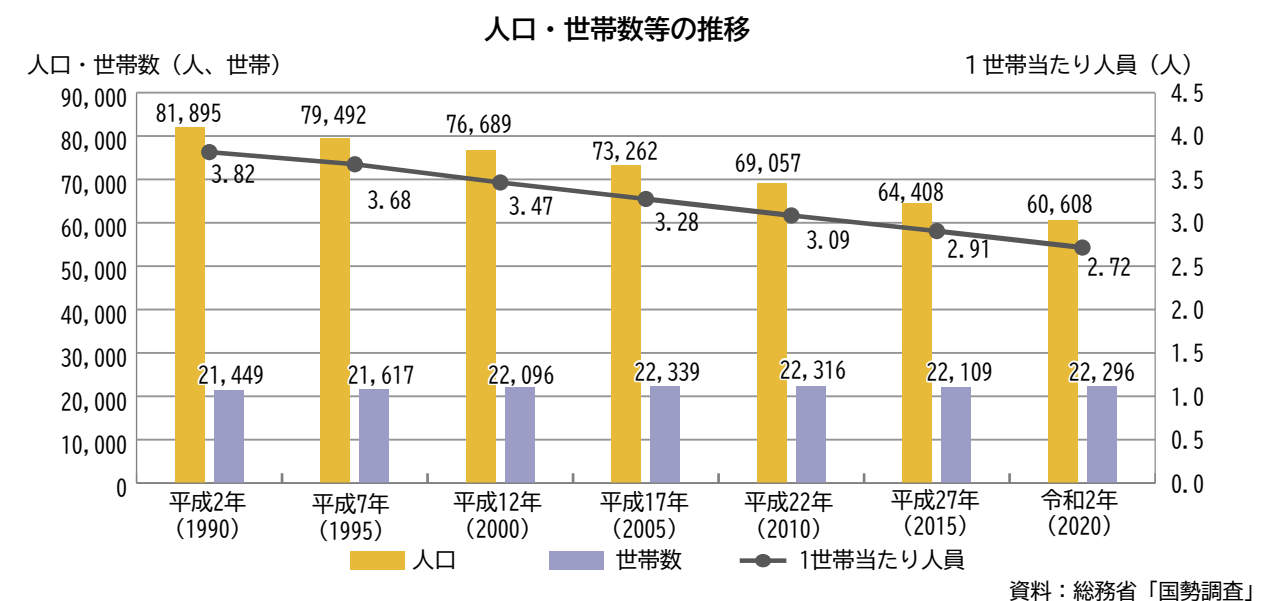
第3章 八女市を取り巻く環境と課題

1. 人口動向

（1）総人口と世帯数

本市の人口（国勢調査）は、年々減少し、令和2（2020）年には60,608人と、平成2（1990）年と比べ約26%減少しています。

1世帯当たり人員数も減少を続け、令和2（2020）年には2.72人と、平成2（1990）年と比べ1.1人減少しています。

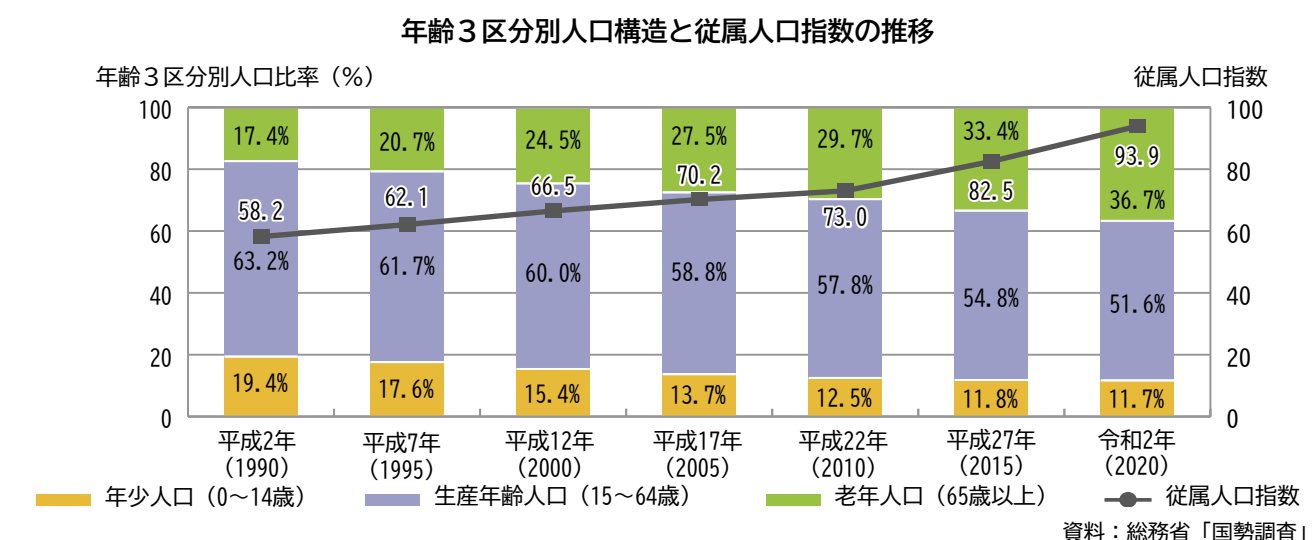


資料：総務省「国勢調査」

（2）年齢3区分別人口

年齢3区分別人口をみると、老年人口割合が平成2（1990）年の17.4%から令和2（2020）年には36.7%と30年間で19.3ポイント増加している一方で、年少人口割合は19.4%から11.7%と7.7ポイント減少しています。

また、生産年齢人口100人が、年少人口と老年人口を何人支えているかを示す比率である従属人口指数は、平成2（1990）年の58.2から令和2（2020）年には93.9まで増加しており、特に、平成22（2010）年から令和2（2020）年にかけて増加が顕著となっています。



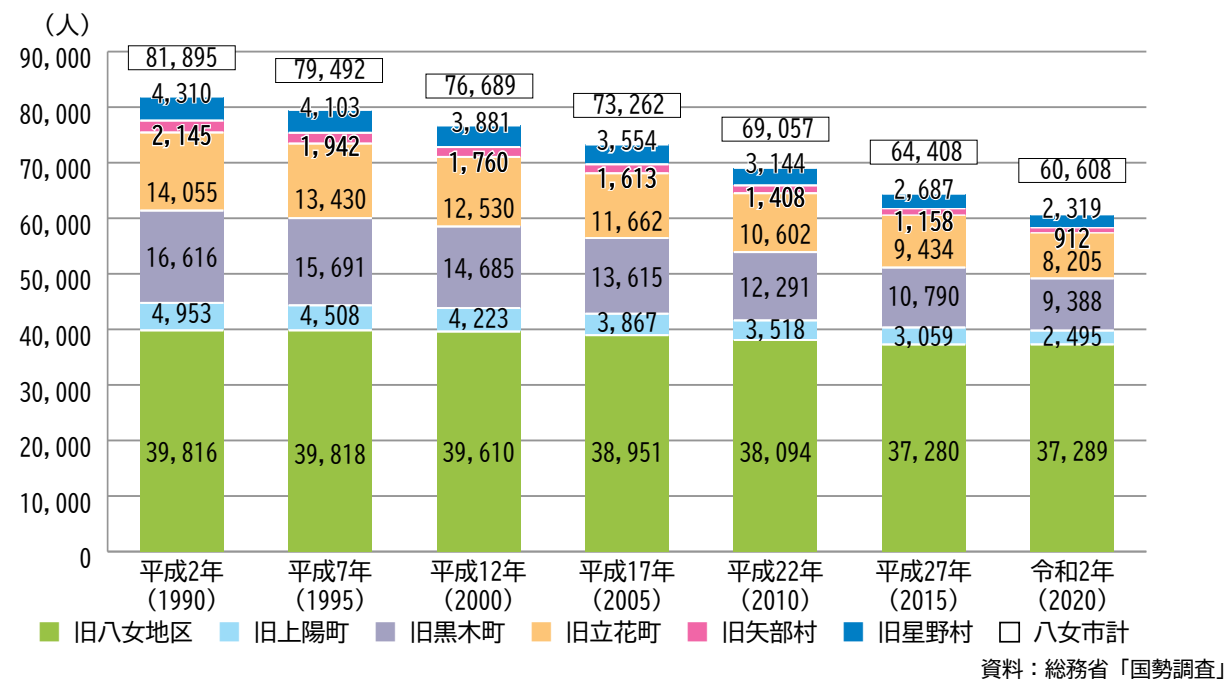
資料：総務省「国勢調査」

(3) 地区別人口の推移

過去 30 年間で市全体では約 21,000 人（26％）減少しています。最も人口の多い旧八女地区は 6.3％程度の減少にとどまっているものの、他の地区では 4 割以上減少となっています。

旧黒木町、旧立花町の減少数はそれぞれ約 7,200 人、5,900 人となっており、減少数全体の約 6 割を占めています。

地区別人口の推移

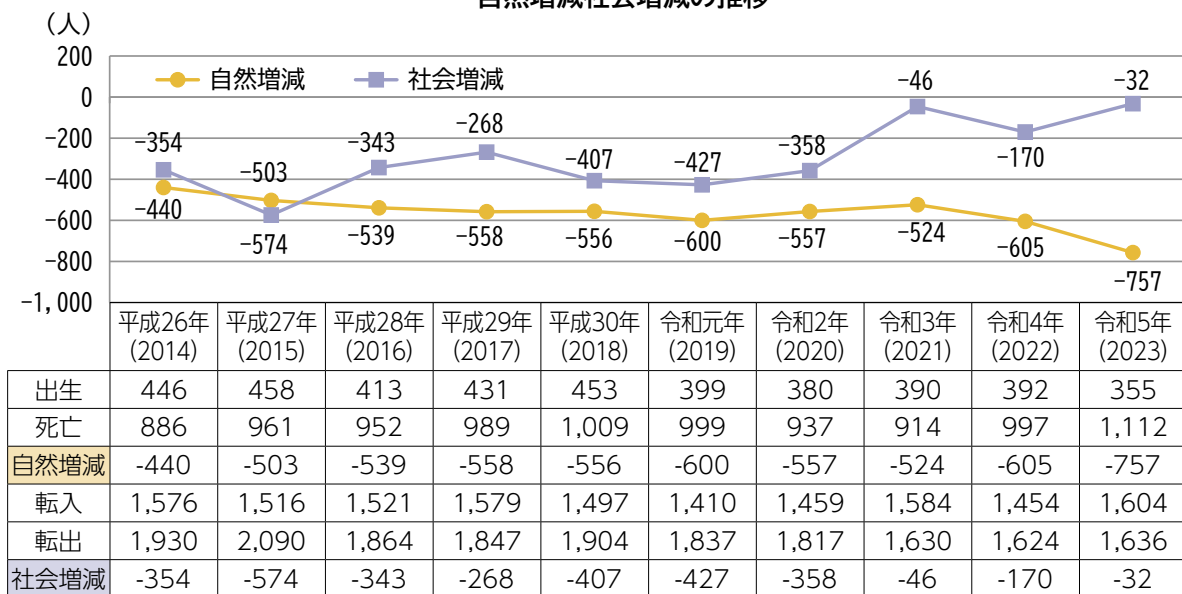


(4) 自然減、社会減人口の推移

過去 10 年間の自然増減（出生数から死亡数を引いた数値）の推移をみると、令和 3（2021）年まで概ね 500 ～ 600 人の間の減少であったものの、令和 4（2022）年から減少幅が大きくなっています。

一方、社会増減（転入数から転出数を引いた数値）の推移をみると、概ね 300 ～ 400 人の間の減少であったものの、令和 3（2021）年から減少幅が小さくなっており、転入人口が減少していることがうかがえます。

自然増減社会増減の推移

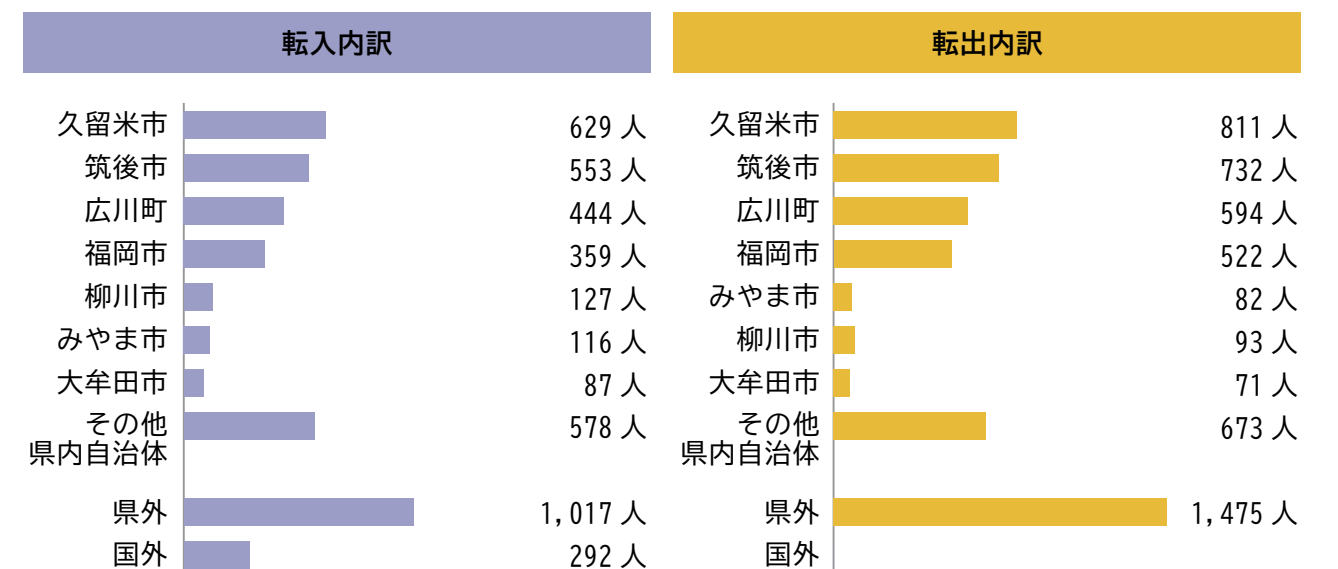
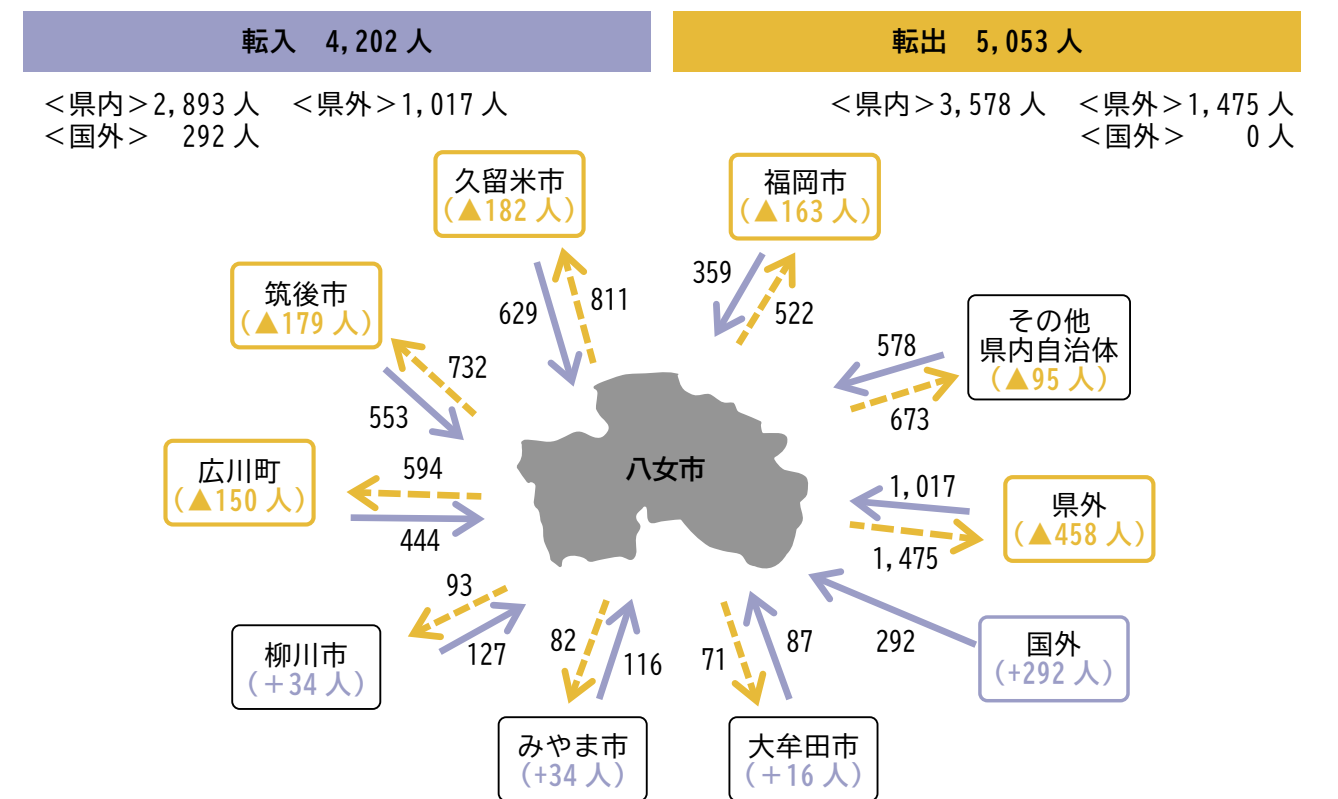


(5) 転入・転出人口

平成 28（2016）年から令和 2（2020）年にかけての転入・転出人口（国勢調査）をみると、851 人の転出超過となっています。県内への転出超過が 685 人、県外への転出超過が 458 人、国外からは 292 人の転入超過となっています。

近隣自治体をみると、転入・転出人口の多い上位自治体は、久留米市、筑後市、広川町、福岡市であり、これらの自治体はいずれも転出人口が転入人口を上回っています。一方、みやま市、柳川市、大牟田市は、人口数は少ないものの転入人口が転出人口を上回っています。

転入・転出の状況
(H28 から R2 にかけて移動した人口)

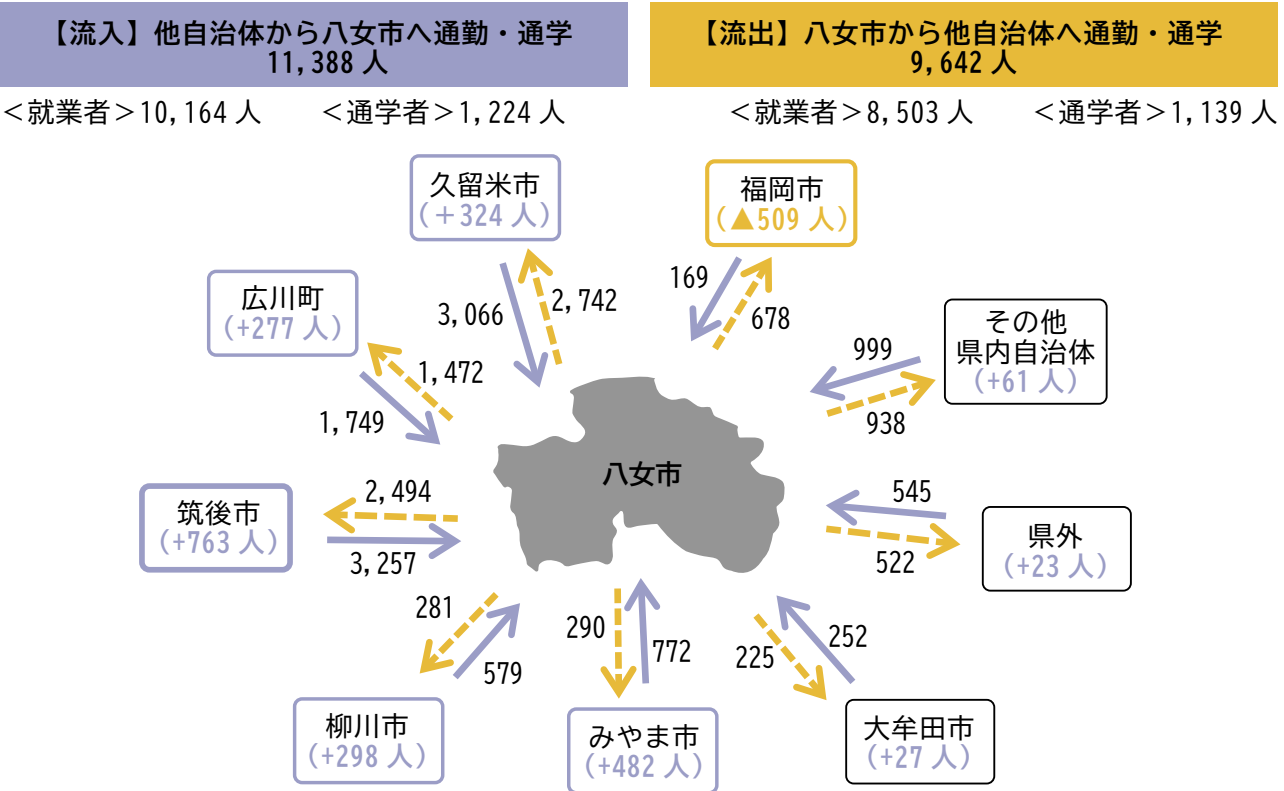


(6) 通勤通学状況

15 歳以上の就業者及び通学者の通勤通学の状況をみると、就業者・通学者とも流入超過傾向にあります。特に就業者は、流入人口の多さがうかがえます。

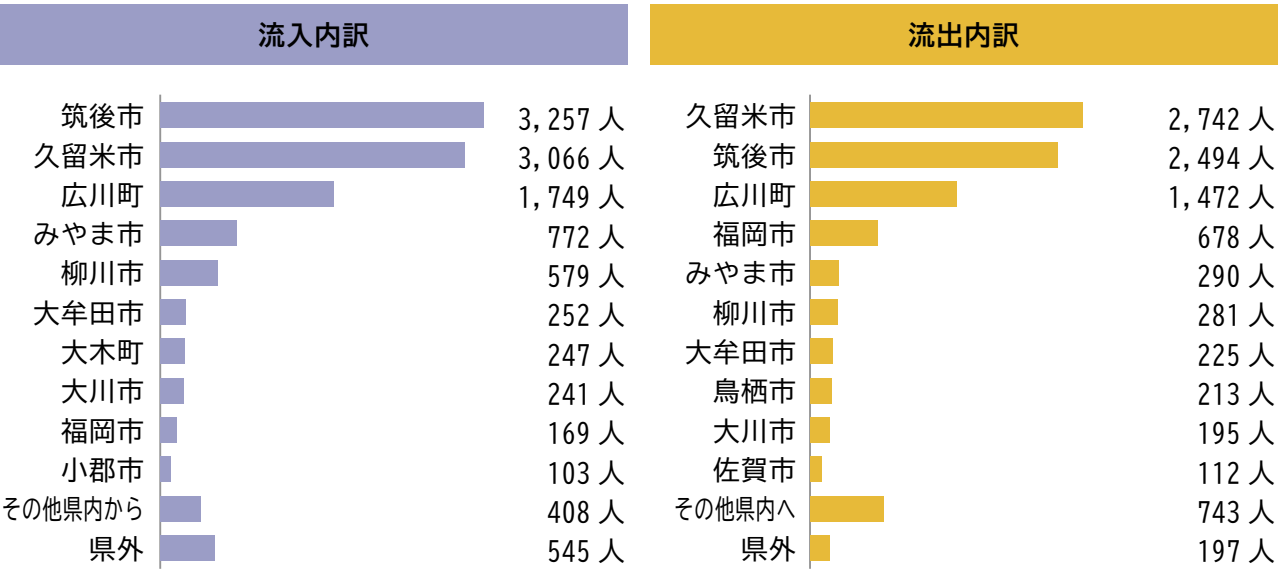
近隣自治体をみると、久留米市や筑後市で就業・通学者が多くなっています。またほとんどの自治体において、流入超過となっていますが、福岡市においては、流出超過となっています。

通勤通学（15 歳以上）の状況



資料：総務省「令和 2 年 国勢調査」

八女市から他地域へ就業・通学することを流出、他地域から八女市へ就業・通学することを流入といいます。

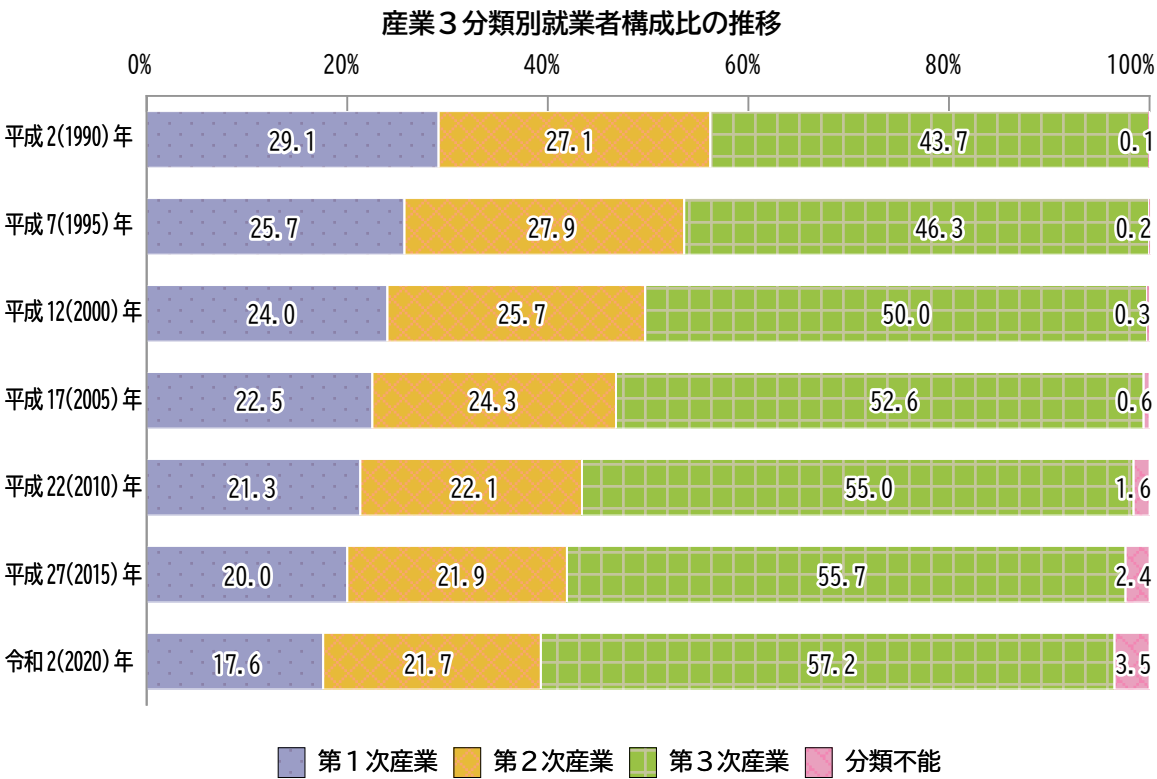


2. 産業動向

(1) 産業別就業者構成比の推移

産業 3 分類別就業者構成比の推移をみると、第 1 次産業、第 2 次産業ともに減少傾向にあります。平成 2（1990）年から令和 2（2020）年にかけて、第 1 次産業は 11.5 ポイント減少、第 2 次産業は 5.4 ポイント減少しています。

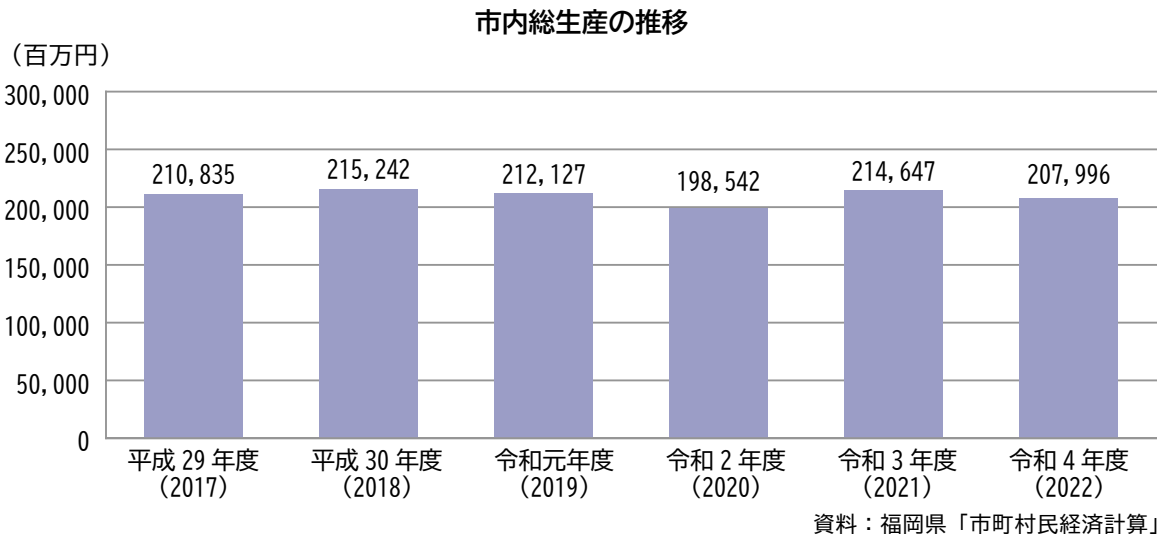
一方、第 3 次産業は年々増加し、平成 2（1990）年から令和 2（2020）年にかけて、13.5 ポイント増加しており、全体の 57.2%を占めています。



資料：総務省「国勢調査」

(2) 総生産の推移

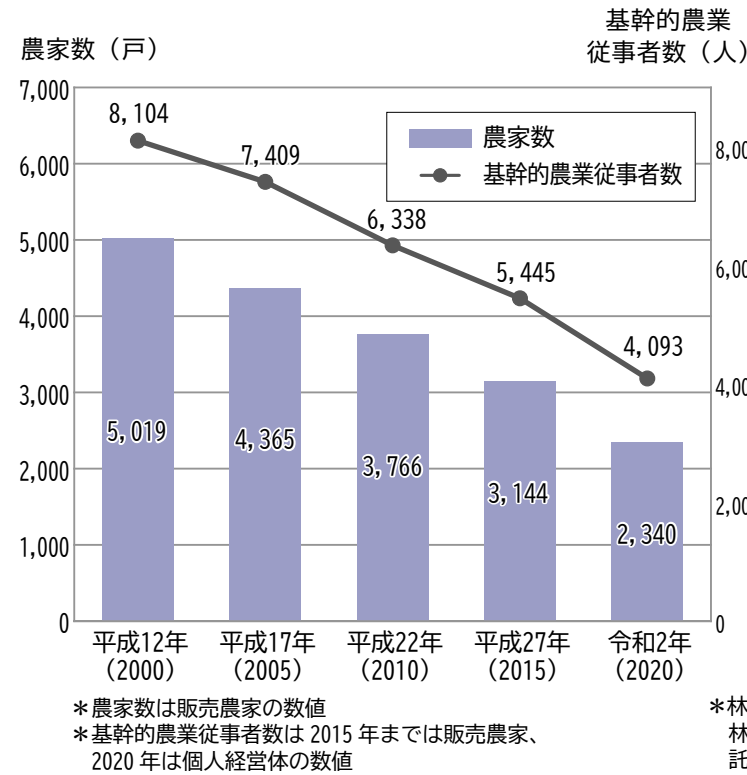
市内総生産の推移をみると、令和 2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症の影響でやや総生産が 2,000 億円を下回ったものの、その他の年度では 2,000 億円台を維持しています。



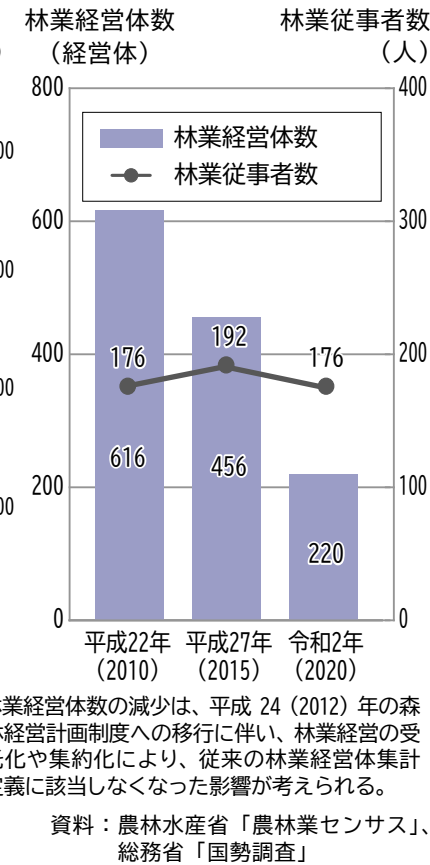
(3) 農林業

農家数、基幹的農業従事者数ともに減少しています。平成 12（2000）年と比べ令和 2（2020）年は、農家数、基幹的農業従業者数とも約半数程度となっています。林業経営体数は、平成 22（2010）年と比べ 3 分の 1 程度となっていますが、林業従事者数は横ばいで推移しています。

農家数及び基幹的農業従事者数の推移

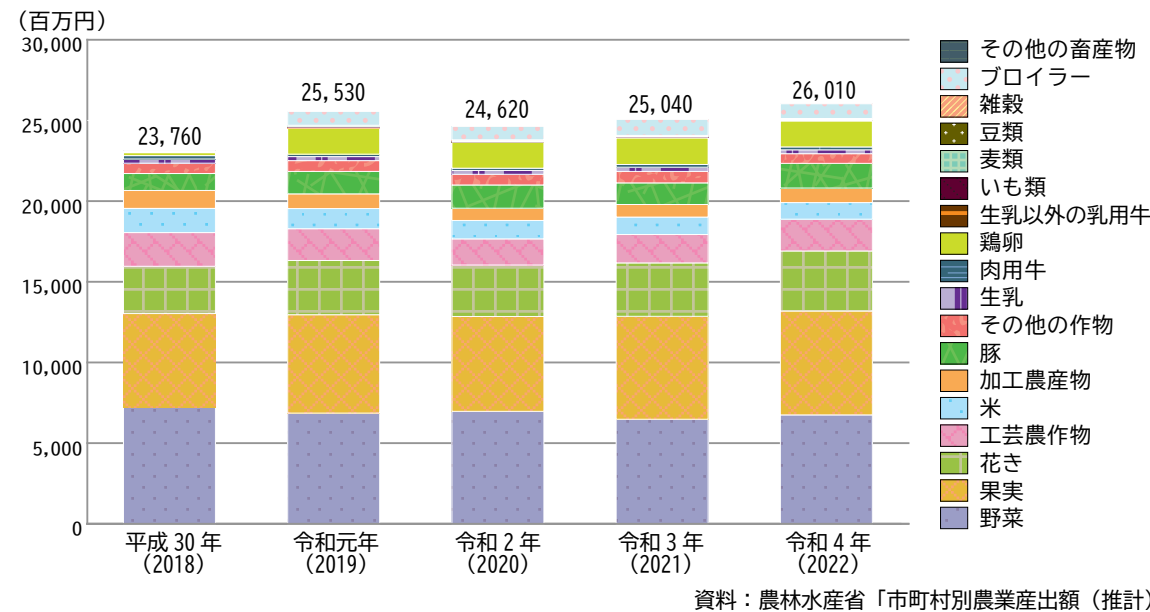


林業経営体数（個人・団体）及び林業従事者数の推移



農業産出額全体をみると、過去 5 年間でやや増加傾向にあり、令和 4（2022）年は、平成 30（2018）年と比べて増加しています。

農業産出額の推移

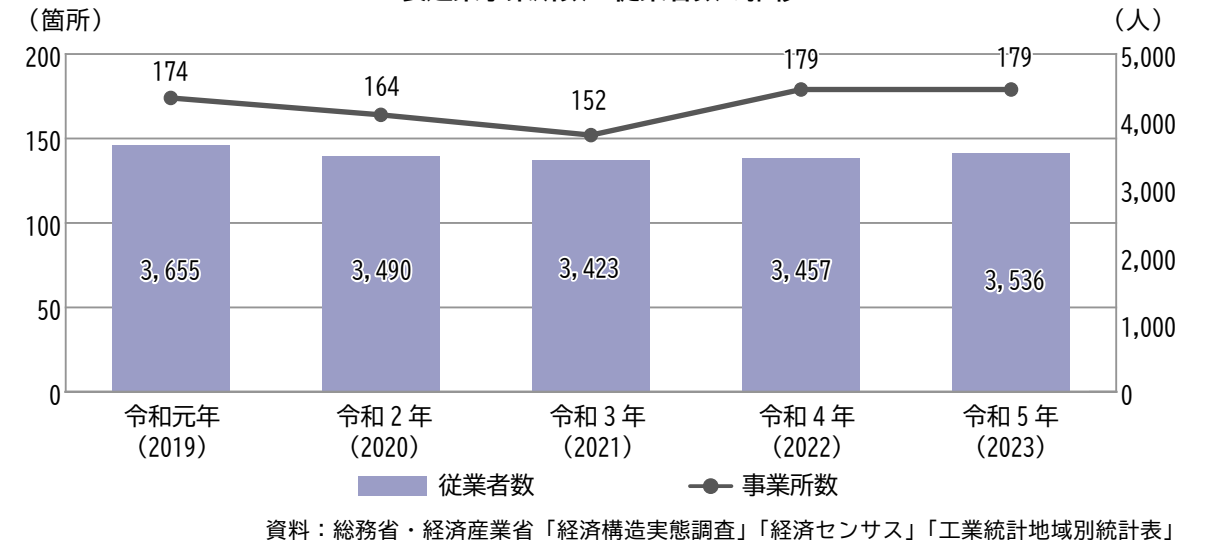


(4) 工業

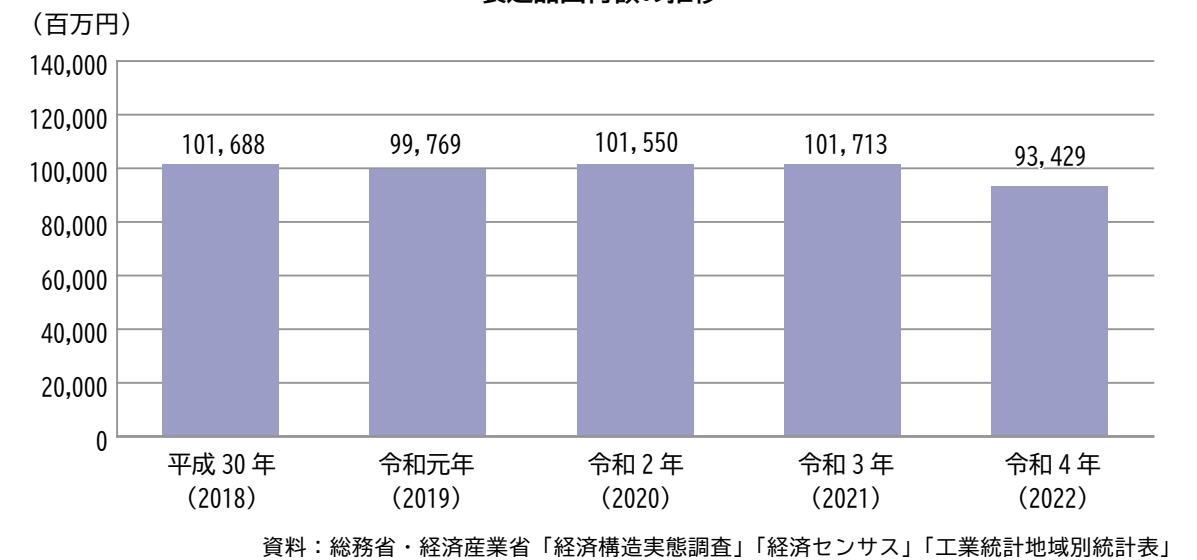
製造業の事業所数は令和 3（2021）年まで減少傾向でしたが、令和 4（2022）年に増加しています。従業者数もそれを追うように令和 5（2023）年に増加に転じています。

製造品出荷額をみると、ほぼ横ばいの中、令和 4（2022）年にやや減少しています。令和 2（2020）年から令和 3（2021）年にかけては、事業所数が少ないにもかかわらず製造品出荷額が増加しています。

製造業事業所数・従業者数の推移



製造品出荷額の推移

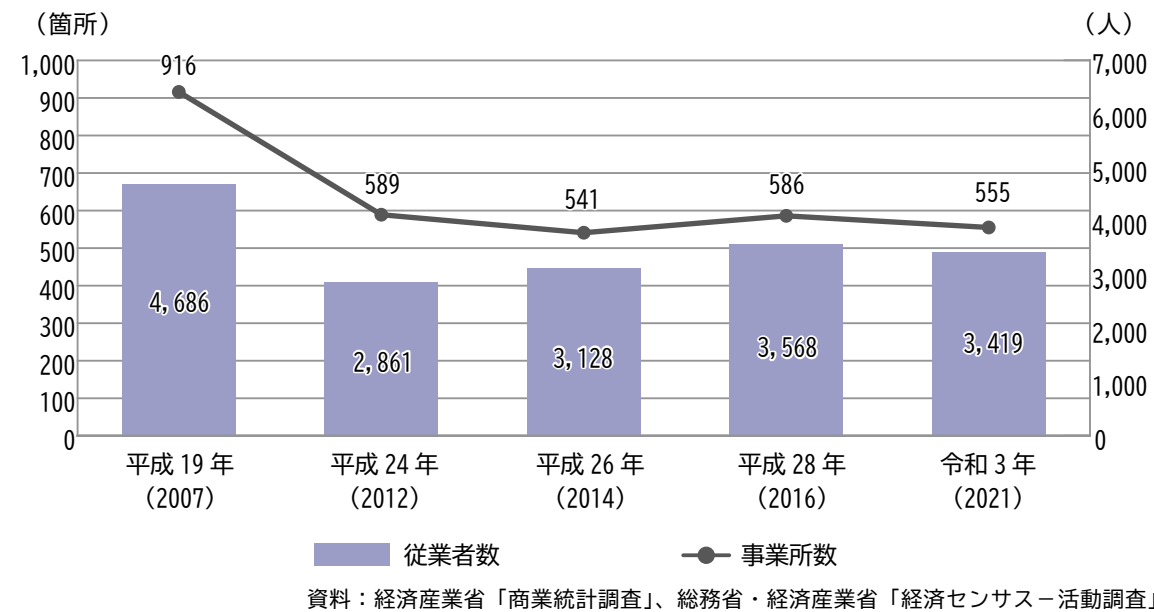


(5) 商業

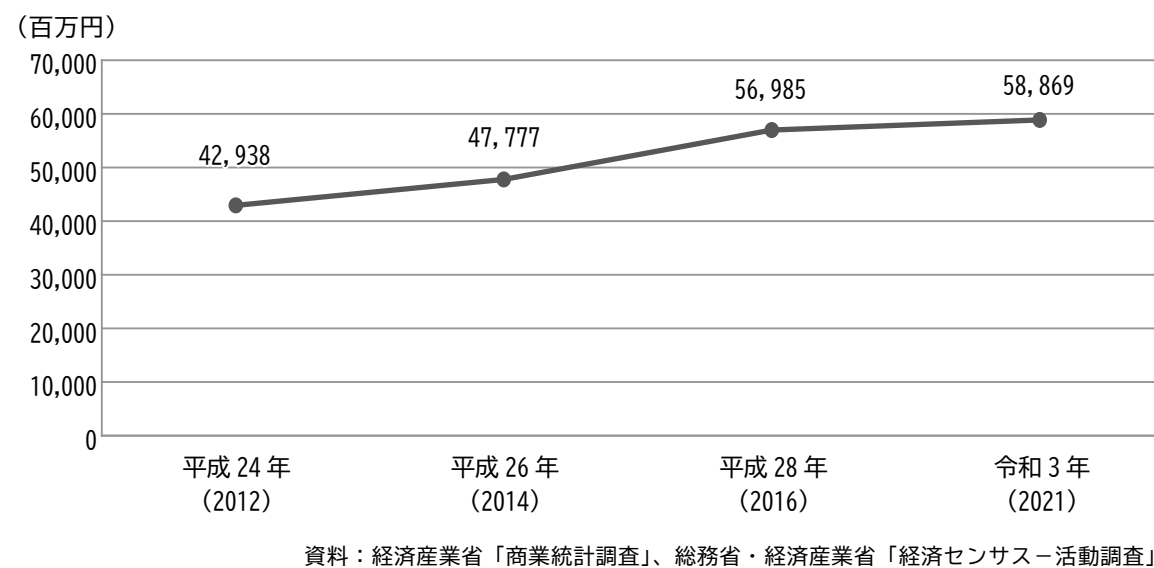
小売業の事業所数は平成 24（2012）年以降ほぼ 500 事業所台で推移しています。一方従業者数は平成 24（2012）年以降やや増加傾向がみられます。

年間商品販売額の推移をみると、一貫して増加傾向がみられます。事業所数の推移を考慮すると事業所あたりの年間商品販売額は増加していることがうかがえます。

小売業全体の事業所数・従業者数の推移



年間商品販売額

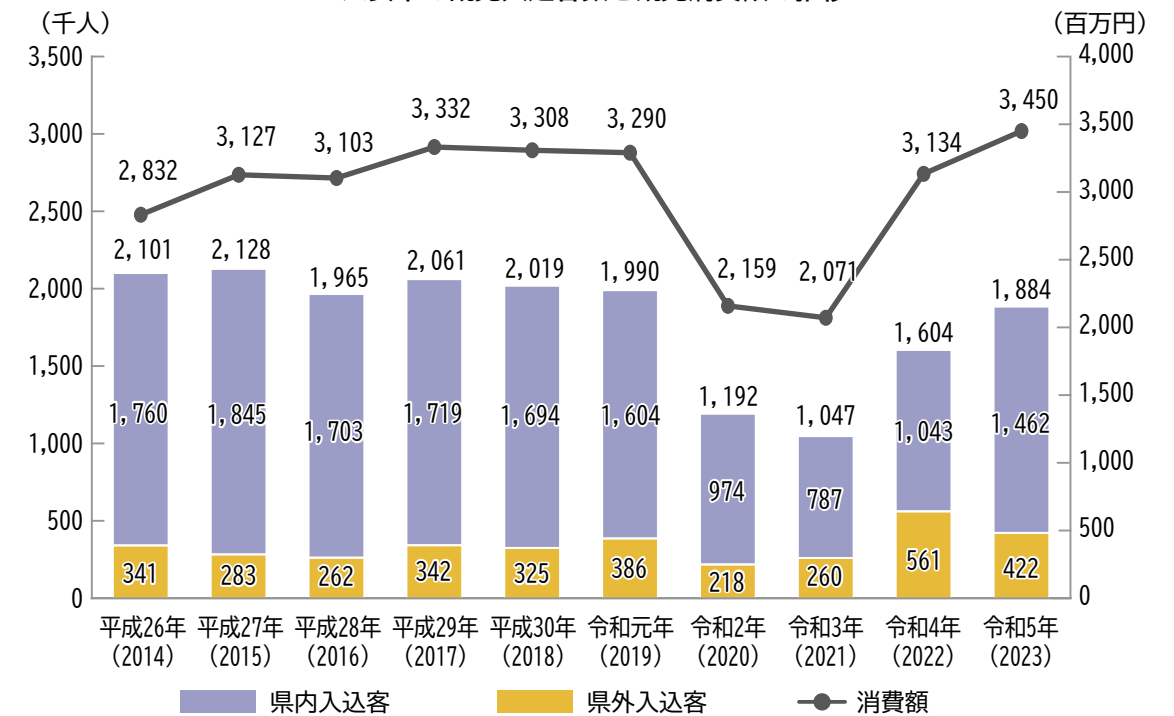


(6) 観光

年間入込客数は、令和元（2019）年までは概ね 2,000 千人前後で推移していたものの、コロナ禍により半減しました。その後令和 5（2023）年には、ほぼコロナ禍以前の水準まで戻っています。県内入込客数と県外入込客数の内訳をみると、コロナ禍以前は、県内入込客数が 8 割以上を占めていましたが、近年は県外入込客数の割合が増加傾向にあります。

観光消費額もコロナ禍では大きく減少しましたが、令和 5（2023）年には、過去最高の観光消費額となっています。

八女市の観光入込客数と観光消費額の推移



3. 財政動向

(1) 歳入・歳出額の推移

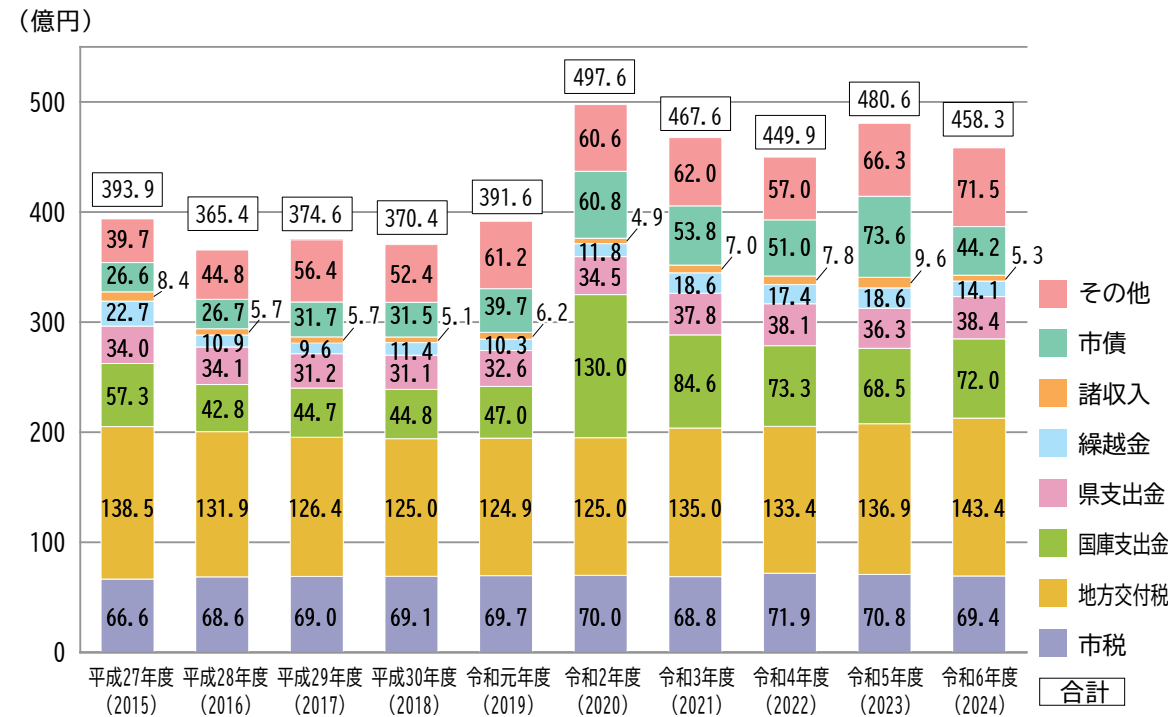
歳入・歳出額規模の推移をみると、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度にかけて概ね360億円から390億円台を推移していたものの、令和2（2020）年度に約500億円となり、以降400億円台規模が続いています。令和2（2020）年度の増加の要因は、新型コロナウイルス感染症対策経費や物価高騰などの影響が大きいといえます。

歳入額の推移をみると、令和2（2020）年度以降は、それ以前と比べ、国庫支出金及び市債額が増加しており、全体の歳入額規模増加の要因となっています。

目的別歳出額の推移をみると、令和2（2020）年度以降、総務費、衛生費の増減が大きくなっています。また民生費はここ10年間着実に増加傾向にあります。

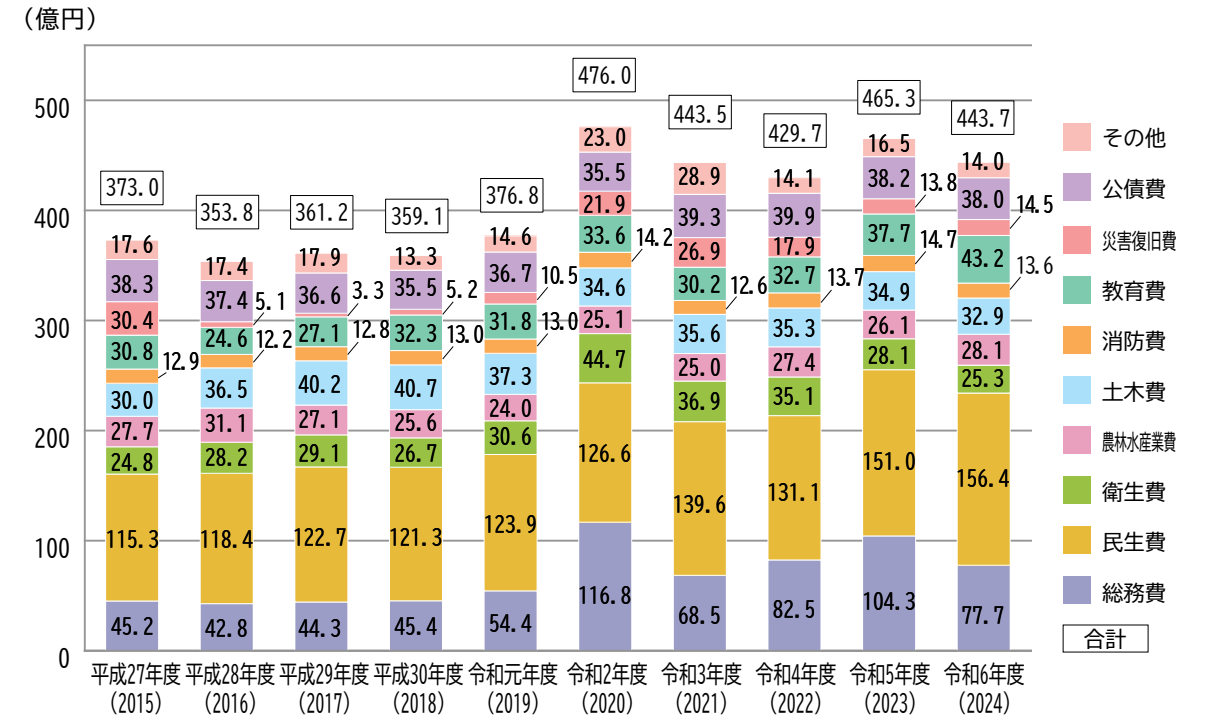
性質別歳出額の推移をみると、令和2（2020）年度以降、補助費等、投資的経費の増加が目立ちます。また扶助費はここ10年間着実に増加傾向にあります。

歳入決算額の推移



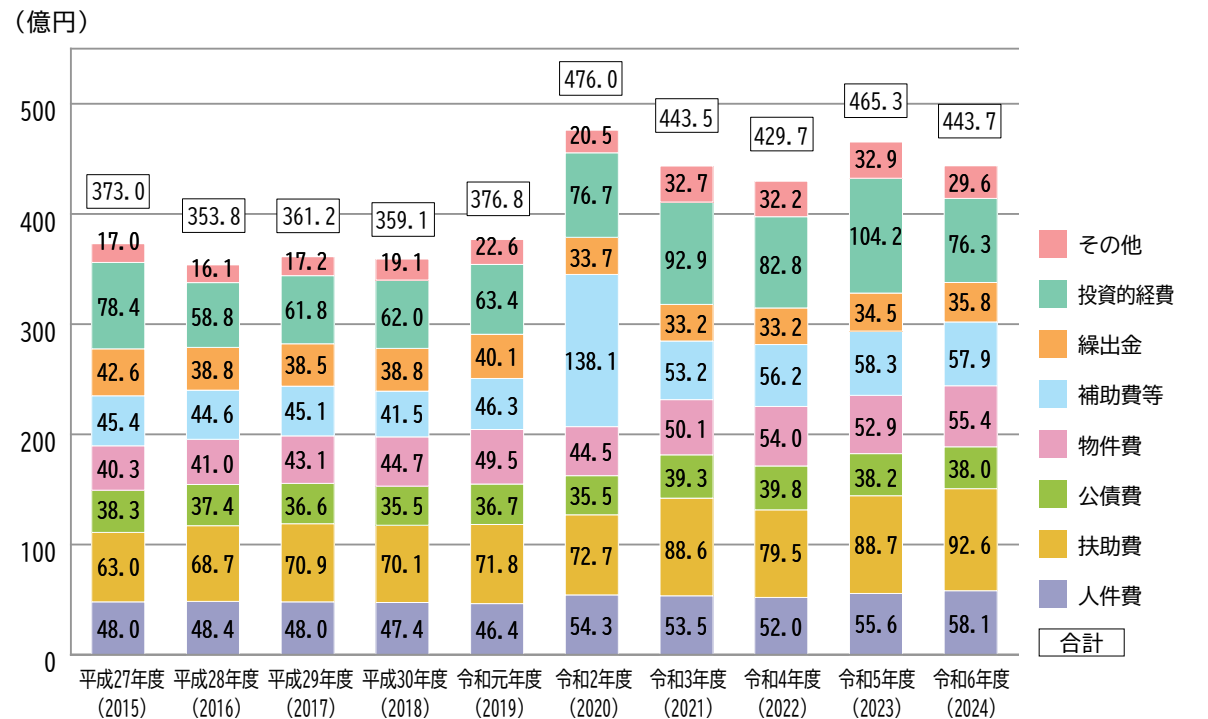
資料：総務省「市町村決算カード」

目的別歳出額の推移



資料：総務省「市町村決算カード」

性質別歳出額の推移



資料：総務省「市町村決算カード」

(2) 財政指標動向

平成 27（2015）年度からの各種財政指標の推移を以下に整理します。

地方債残高額は、令和元（2019）年度までは概ね 270 億円前後で推移していたものの、令和 2（2020）年度以降は、増加傾向にあり、令和 6（2024）年度は 370 億円となっています。

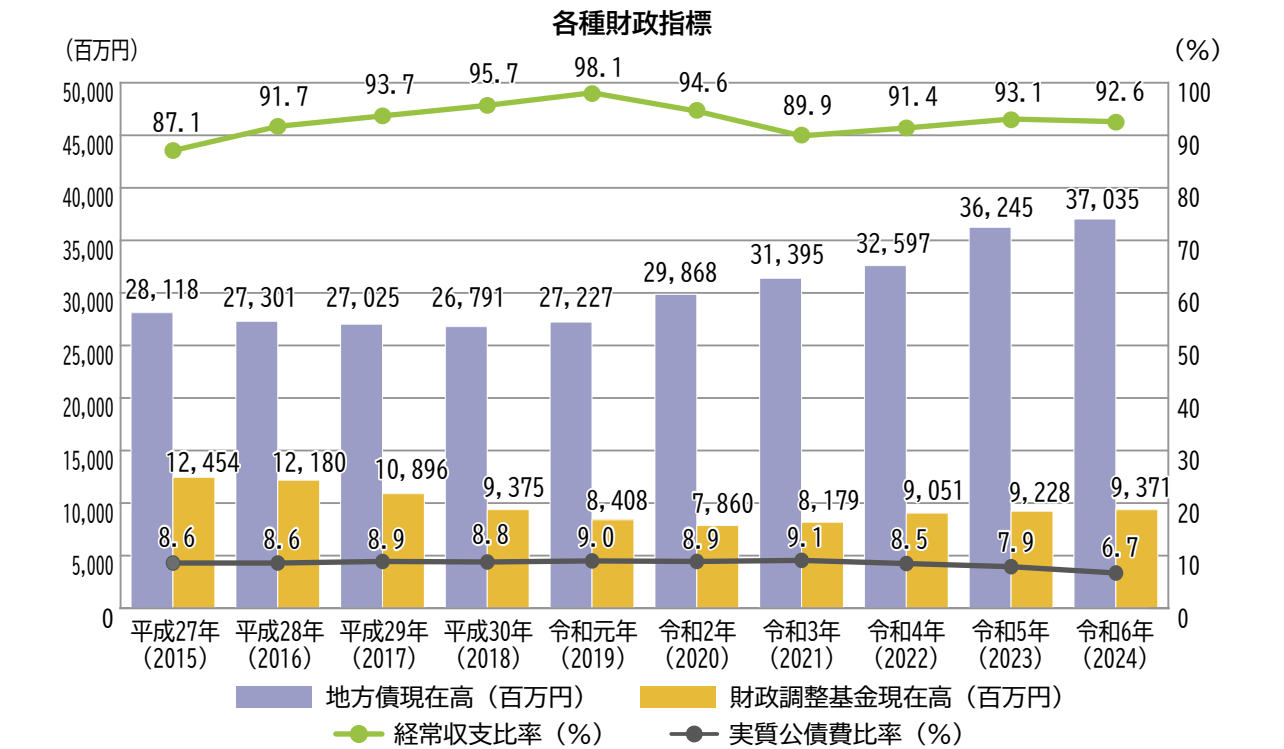
財政調整基金残高は、平成 27（2015）年度以降減少していましたが、令和 2（2020）年度に底打ちし、以降微増しています。

経常収支比率※¹は、令和元（2019）年度に最も高く 98.1%を占め、その後減少しましたが、令和 4（2022）年度以降、やや増加傾向にあり、令和 6（2024）年度で 92.6%となっており、依然として財政の弾力性は高いとはいえません。

実質公債費比率※²は、平成 27(2015)年度から概ね 8.5%～9.1%の間を推移してきましたが、令和 6（2024）年度に 6.7%と減少しています。

また財政力指数※³は、0.38 程度で推移しており、財源の余裕の度合いは依然として低いといえます。

総じて財政状況は、依然として弾力性は低い中、令和 2（2020）年度以降新庁舎の建設により地方債が増加しております。



資料：福岡県「財政状況資料集」

区分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
財政力指数	0.38	0.39	0.39	0.39	0.39	0.39	0.39	0.39	0.38	0.38
経常収支比率 (%)	87.1	91.7	93.7	95.7	98.1	94.6	89.9	91.4	93.1	92.6
実質公債費比率 (%)	8.6	8.6	8.9	8.8	9.0	8.9	9.1	8.5	7.9	6.7
地方債現在高 (百万円)	28,118	27,301	27,025	26,791	27,227	29,868	31,395	32,597	36,245	37,035
財政調整基金現在高 (百万円)	12,454	12,180	10,896	9,375	8,408	7,860	8,179	9,051	9,228	9,371

※ 1 人件費など経常的に支出する一般財源が、税収や普通交付税など経常的な収入である一般財源等に占める割合。

※ 2 標準財政規模に対する起債（借金）の返済額の3カ年平均の割合。（公営企業分や一部事務組合の起債を含む）

※ 3 基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

4. 市民アンケート調査

(1) 調査概要

調査目的	「第5次総合計画前期基本計画」に基づく分野別ビジョンについて市民の意向を把握するために実施
対象者	八女市在住の18歳以上の市民3,000人（住民基本台帳より無作為抽出）
調査方法	帳票による記入方式またはスマートフォン・パソコンによるWEB回答方式
調査内容	分野別ビジョンの納得度・重要度、八女市に対する総合的な評価（納得度）
調査時期	令和7（2025）年5月
配布数	3,000人
回収数／回収率	781人（帳票回収494人、WEB回答287人）／26.0%

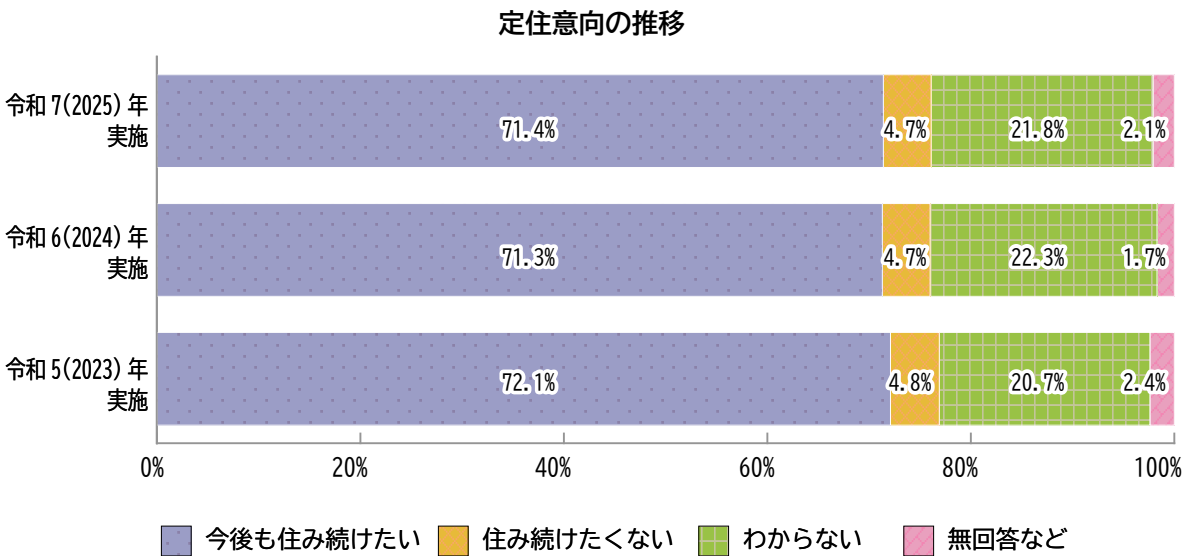
第5次八女市総合計画に掲げている31のまちづくり分野ごとに、納得度及び重要度についてそれぞれ4段階で市民の意向を把握し、点数化しています。

納得度選択肢	重要度選択肢	点数化
納得できる	重要である	4点
どちらかと言えば納得できる	まあ重要である	3点
どちらかと言えば納得できない	あまり重要でない	2点
納得できない	重要でない	1点

(2) 調査結果

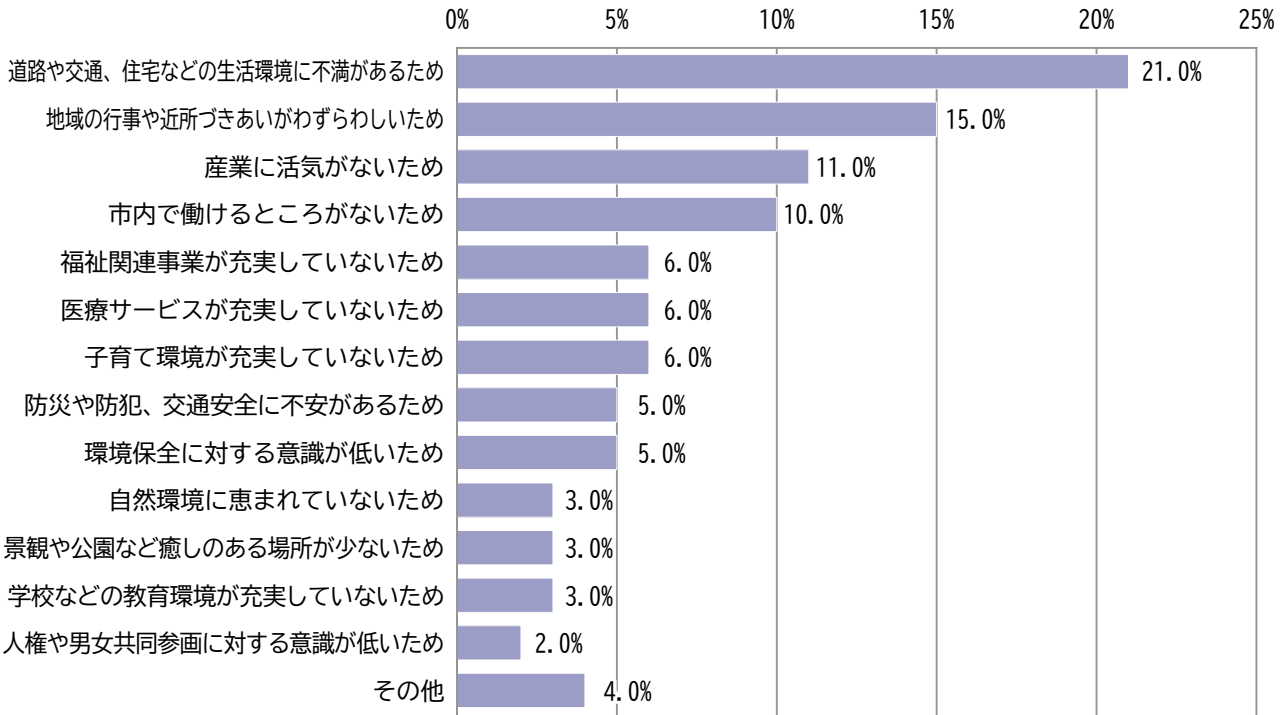
● 定住意向

令和7（2025）年に実施したアンケートでは、市民の「今後も住み続けたい」が71.4%、「住み続けたくない」が4.7%、「わからない」が21.8%となっており、強い定住意向がうかがえます。令和5（2023）年からの調査結果をみても「今後も住み続けたい」が7割前後で推移しています。



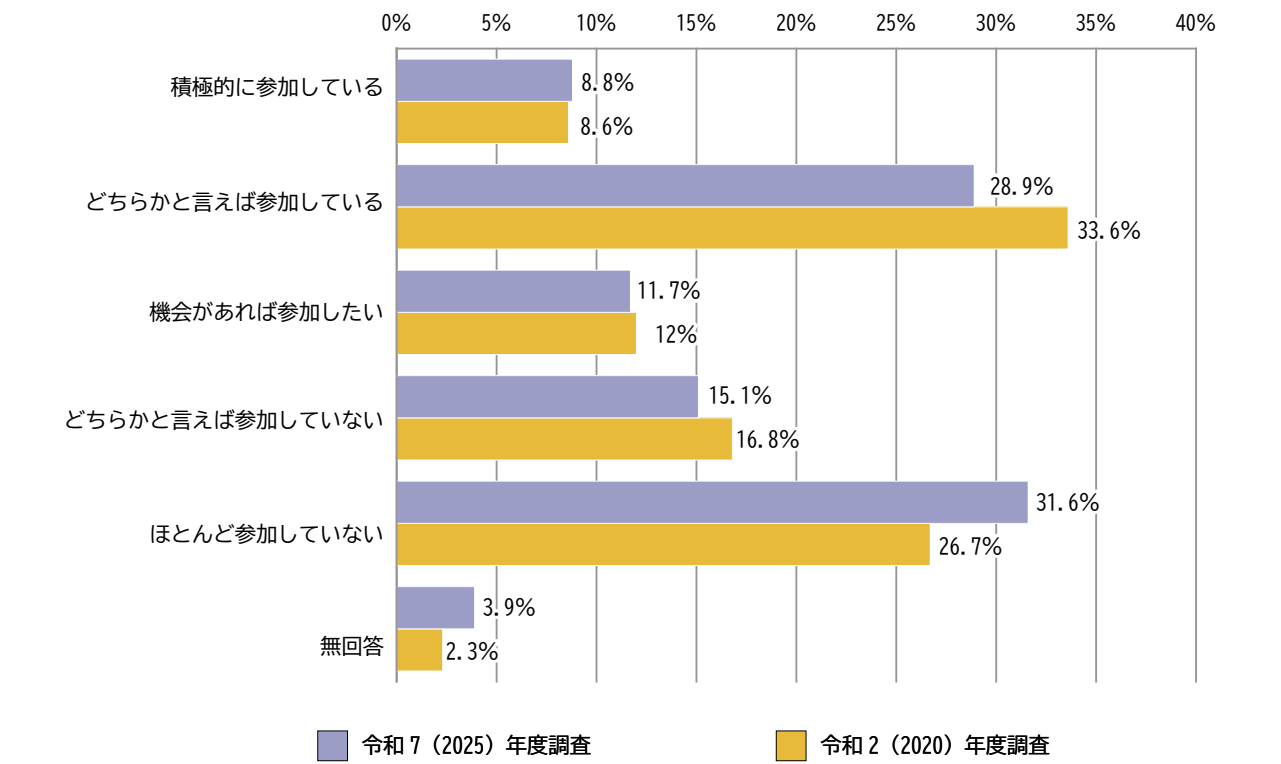
● 住み続けたくない理由

アンケートで「住み続けたくない」を選んだ方に、八女市に住み続けたくない主な理由を伺いました。（複数回答）



● まちづくりの参加状況

あなたは、八女市のまちづくり（市主催のイベント、行政区や隣組活動、まちづくり協議会、青少年健全育成、消防団の団体活動 等）に参加していますか。



5. 第5次八女市総合計画前期基本計画の評価

(1) 基本政策における達成度評価

基本政策の評価として、基本政策に含まれる施策（基本目標）評価結果をとりまとめました。

評価基準：A：既に計画期間目標を達成している

B：取組の進捗が順調で計画期間の達成が見込める

C：取組の進捗に遅れはあるが現在の方針で取組を進める

D：活動内容の見直し等の抜本的な練り直しが必要

基本目標全体でみると、B（取組の進捗が順調で計画期間の達成が見込める）が65%と最も多く、Aを含めた期間内に達成が見込める目標は、70%以上となっています。

基本政策別にみると、ほとんどの基本政策で期間内に達成が見込める目標は70%以上となっています。

基本政策別基本目標評価結果とりまとめ

基本政策	A	B	C	D	合計
1. 賑わいと利便性のある基盤づくり		11 (92%)	1 (8%)		12
2. 強靱で安全な環境づくり	4 (36%)	3 (27%)	4 (36%)		11
3. 美しいふるさとづくり		5 (71%)	2 (29%)		7
4. 活力ある産業づくり	1 (5%)	12 (57%)	7 (33%)	1 (5%)	21
5. 安心して暮らせるしくみづくり	2 (8%)	19 (76%)	4 (16%)		25
6. ふるさとを愛する人づくり		11 (85%)	2 (15%)		13
7. 人権を尊重した共生のまちづくり	1 (14%)	3 (43%)	3 (43%)		7
8. 未来につなぐ協働のまちづくり	3 (21%)	8 (57%)	3 (21%)		14
合計	11 (10%)	72 (65%)	26 (24%)	1 (1%)	110

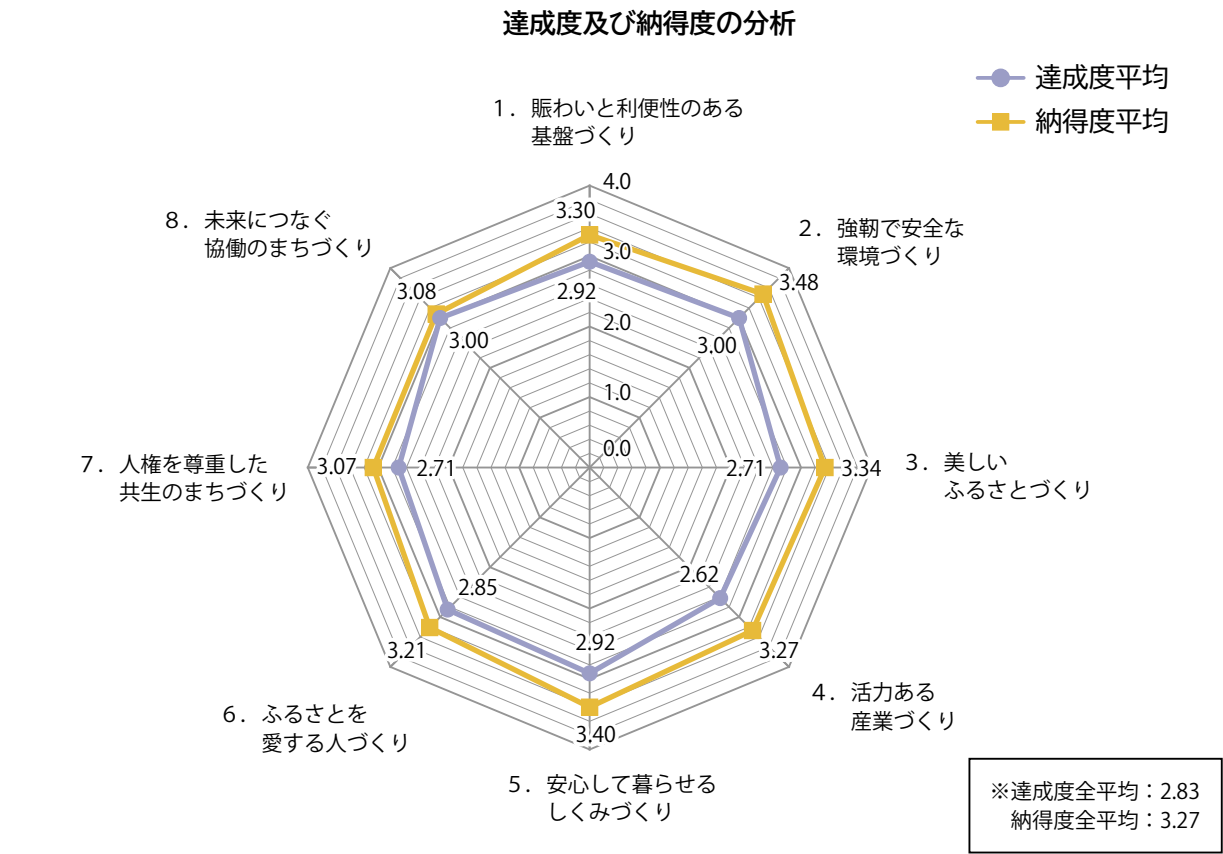
※四捨五入のため構成比の合計が100%とならないことがあります。

(2) 達成度及び納得度の分析

市民アンケートの納得度同様、達成度についても4段階の点数化を行いました。

市民アンケート納得度選択肢	達成度評価基準	点数化
納得できる	既に計画期間目標を達成している	4点
どちらかと言えば納得できる	取組の進捗が順調で計画期間の達成が見込める	3点
どちらかと言えば納得できない	取組の進捗に遅れはあるが現在の方針で取組を進める	2点
納得できない	活動内容の見直し等の抜本的な練り直しが必要	1点

基本政策の達成度は、どの政策も2.6～3点の間となり、平均値は2.85でした。一方、納得度の平均値は3.27であるため、納得度（市民意識調査の結果）の方が達成度（担当課による評価の結果）よりも高くなっています。基本政策別基本政策別にみると、「8. 未来につなぐ協働のまちづくり」以外は、すべて0.5程度納得度が高くなっています。



達成度及び納得度から分類すると以下のような類型に分類できます。（分類しやすいように点数を偏差値化し、「高い」を偏差値50超え、「低い」を偏差値50以下としました。）

分類	今後の方向例	該当するまちづくり分野
I 達成度も納得度も高い	ニーズに応じて順調に成果を出している。	1-2 道路・交通、1-3 住宅、1-4 上水道 2-1 防災、2-2 防犯・交通安全 3-3 生活排水処理、 5-1 地域福祉、5-2 健康・医療、5-4 障がい者福祉 6-1 学校教育・人権教育
II 達成度は高いが納得度は低い	成果の方向性を見直す余地がある。	4-3 商工業、4-5 観光 6-4 スポーツ 7-2 地域コミュニティ 8-1 都市間交流・国際交流、8-2 協働・情報 8-3 行財政
III 達成度は低いが納得度は高い	ある程度市民のニーズを満たしつつある。	3-1 自然環境・生活環境 4-1 農業、4-2 林業・水産業 5-3 高齢者福祉、5-5 子ども・子育て支援 5-6 社会保障
IV 達成度も納得度も低い	達成度を高め、成果を高めていく。	1-1 土地利用・市街地整備 3-2 景観・公園・緑地、 4-4 伝統産業、4-6 企業誘致・雇用 6-2 生涯学習・平和、6-3 歴史・文化 7-1 人権・男女共同参画、 8-4 広域行政

6. 今後の八女市のまちづくりにおける総合的課題と方向性

本市の人口は今後も減少し続け、2060年には3万人台にまで落ち込むと予測しており、とりわけ少子高齢化の深刻化が懸念されています。県内第2位の広大な面積と、その65%を占める豊かな森林や伝統文化という強みを持つ一方で、地域ごとの課題は様々ではありません。比較的人口減少が緩やかな八女西部の旧八女地区に対し、東部の中山間地域では人口減少が顕著であり、地理的特性によって直面する課題は多角的かつ複雑です。人口減少がもたらす影響は多岐にわたり、空き家や耕作放棄地の増加、地域コミュニティの衰退、労働力や後継者不足による産業の低迷、税収の減少、社会保障費の増大、さらには交通体系の維持や防災・防犯機能の低下など、市民生活への懸念材料となっています。今後は、これら地域特有の課題を的確に捉え、地域別の課題や特性に応じた、持続可能なまちづくりに向けた実効性のある対策を講じることが急務となっています。

(1) 「稼ぐ八女市」の実現

世界に選ばれる強い産業を作り、若者や女性が「八女市で働きたい」と心から思える魅力的な雇用を創出することで、所得向上と人口減少克服の好循環を確立します。

本質的課題

- 若者の都市圏流出の要因は、魅力的な雇用の不足や都市圏と比べて所得が低いことに加えて、市内に魅力的な事業者がいることが知られていない。
- 後継者不足や国内需要の低迷による、地場産業（農林業・伝統産業）の衰退リスク。
- 有害鳥獣による農林作物の被害の深刻化。
- 一般的に言われる地方の特徴として、性別による固定的役割分担意識（アンコンシャス・バイアス）による価値観の違いや活躍の制限がある。※地方創生2.0基本構想（令和7（2025）年6月13日閣議決定）「これまでの地方創生10年の成果と反省」より
- 八女市の魅力（仕事、特産品、地域資源、観光、各支援策など）が移住検討者や若者に効果的に伝わっていない。

今後の方向性

- 若者や女性に選ばれる環境整備：成長分野の企業誘致を推進して市内で働き住み続ける人の増加を実現するとともに、地域の資源を生かして新たなビジネスを生み出すローカルベンチャーの育成や、起業・創業支援を強化します。また、ジェンダー平等の意識づくりを進め、誰もが能力を発揮できる職場環境を構築します。
- 高付加価値化とブランディング：各種認証制度やESG評価等を活用したブランディングにより、八女産品の付加価値を最大化します。デジタル技術（DX）の導入による生産性向上を図りつつ、積極的な輸出拡大や販路開拓により、外貨を稼ぐ強い経済基盤を築きます。
- 戦略的な担い手確保：認定農業者や新規就農者、若手伝統工芸職人等への育成支援を深化させ、意欲ある人材が八女の伝統を継承しながら「稼げる」仕組みを整えます。また、農林業においては生産基盤の強化や有害鳥獣対策に取り組めます。
- シティブロモーションの強化：地場産業の特性や地域資源を生かしつつ、農林業・商工業・観光の戦略的な連携により、生活拠点やビジネス拠点として選ばれる、都会にはない地域での暮らしやすさ・働きやすさを情報発信し、市のブランド力や認知度の向上、強い経済成長、移住定住、関係人口の創出につなげていきます。

(2) 選ばれる「住みたいまち八女」

豊かな生活環境を整えることで、若者や女性を含む全世代に選ばれる「住みたいまち八女」の実現を目指します。住宅や子育てに係る支援や空き家の活用によって移住・定住・二地域居住を促します。また、将来にわたって高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる生活機能を維持するための仕組みをつくります。

本質的課題

- 人口減少により空き家が増加
- 生活機能（交通・買い物・医療・介護）の維持に対する将来の不安がある（特に中山間地域）。
- 少子化の要因の一つとして、子育てに対する経済的・社会的な将来の不安がある。
- 人口減少に伴う医療・介護人材不足や、高齢化の進行による支援・介護を要する人の更なる増加により、地域で完結する医療・福祉支援体制の維持が困難になりつつある。

今後の方向性

- 移住定住と二地域居住の促進：空き家の活用（空き家バンク等）や各種支援による移住・定住環境の整備や二地域居住の促進、インターネット環境の充実（光ファイバー網）により、都市部の若者や女性が八女の豊かな自然の中で自分らしく働ける環境を整え、人口の定着を図ります。
- テクノロジーによる生活サービスの維持：将来にわたって地域住民が安心して暮らせるように、買い物や移動の課題に対し、生活機能を維持する仕組みづくりに加えて、デジタル技術を活用した公共交通の利便性の向上、行政手続のオンライン化を推進し、物理的な距離に左右されない「不便のない暮らし」を実現します。
- 切れ目のない子育て支援：出産から子育てまで一貫した伴走型支援を通して、子育て環境の整備や子育て世代の負担軽減を推進します。
- 地域共生社会を支える包括的福祉・医療：高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、福祉・医療さらに産業が連携した「重層的な支援体制」を構築します。また、公立八女総合病院を核とした24時間365日安心できる広域医療体制の維持や近隣自治体との広域的な医療連携に努めます。

(3) 「安全・安心なまち」の実現

気候変動による自然災害の激甚化や国境をまたいだ新たな感染症の発生、高度化する犯罪、多様化する人権課題など、市民生活を脅かす様々なリスクに対し、ハード・ソフト両面から強靱な都市基盤を整備します。また、誰もが尊重され、心身ともに健やかに安心して暮らし続けられる、優しく強い社会を実現します。

本質的課題

- 気候変動に伴う集中豪雨の大規模化や頻発化、それに伴う土砂災害のリスクが増大しており、激甚化する自然災害への懸念に加えて、市民の防災・防犯への対応を重要視する声が非常に高い。
- 道路、橋梁、上下水道といった生活に不可欠なインフラ施設の老朽化が進んでおり、計画的な維持・更新が急務となっている。
- 特殊詐欺などの知能犯の急増、パンデミック（感染症の発生）など、新たな社会的リスクの出現により、従来の対策だけでは対応困難な多様なリスクが顕在化している。
- 部落差別、インターネット上の人権侵害、性的マイノリティに対する偏見など、人権問題は多様化・複雑化している。

今後の方向性

- 強靱な都市基盤の整備：道路・河川の改良によるインフラ整備や地すべり・治水対策等の防災機能強化を推進するとともに、防災拠点としての市庁舎や指定避難所の機能強化を図ります。あわせて、デジタ

ル技術を活用した迅速な防災情報の伝達体制を確立します。

- 生活インフラの戦略的な維持管理**：上下水道の耐震化や施設の計画的整備や給水区域外の飲料水の確保を進め、将来にわたって安全な飲料水の確保と適正な排水処理を持続できる仕組みを整えます。
- 地域防災力と防犯体制の強化**：自然災害に迅速かつ的確に対応できる市民・地域・行政等が一体となった地域防災体制、危機管理体制を一層強化するとともに、自主防災組織の活動支援、消防団組織体制の強化や防災士の育成を通じて地域防災力を高めます。また、防犯灯・防犯カメラの設置支援などの防犯体制強化により、犯罪や事故が起きにくい環境を構築します。
- 人権尊重と男女共同参画の推進**：「あらゆる差別のない社会」の実現に向けた教育・啓発活動を強化し、多様性を認め合う意識を醸成します。

（４）「持続可能な循環型社会」への転換

地球規模の環境負荷増大や人口減少という構造的変化に対し、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を実現し、次世代へ豊かな自然と安心な暮らしを引き継ぎます。

本質的課題

- 地球温暖化の脅威**：気候変動に伴う集中豪雨の激甚化や猛暑の頻発が、市民生活や自然環境に深刻なリスクをもたらしている。
- ごみの排出量は減少しているものの、資源ごみの分別不徹底により一部焼却処分されており、温室効果ガスの排出と多額の処理コストを招いている。**
- 人口減少に伴う耕作放棄地や荒廃森林・竹林の増加が、農村の原風景や水源涵養などの多面的機能を損なう恐れがある。**

今後の方向性

- 脱炭素社会（ゼロカーボン）の推進**：公共施設等への再生可能エネルギー導入を加速させるとともに、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進します。また、ごみの分別徹底と3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、環境負荷と処理コストの両面を抑制します。
- 豊かな自然環境と景観の保全・継承**：森林経営管理法に基づく集約化や森林施業由来のJクレジットの活用により森林の循環利用を進め、荒廃竹林の整備やバイオマス利用による産業化を図ります。棚田や石垣といった農村の原風景や文化的景観を市民遺産として次世代へ継承します。

（５）「市民が主役」のまちづくり

市民一人ひとりが「自らのまちは、自らで創る」という意識を持ち、市民がまちづくりに参画する機会や市民の意見を政策に取り入れる仕組みを充実させることで、行政と地域が一体となった「協働のまちづくり」を推進します。

これを実現するために、学校教育や生涯学習等の充実により、将来の八女市を担い活躍する人材を育成します。

本質的課題

- 人口減少や少子高齢化、市民の価値観の多様化により、行政区活動の担い手不足や組織力の低下といった地域コミュニティの衰退が危ぶまれている。**
- 社会情勢の変化に対応した生涯学習の機会提供と、その学びを地域活動に繋げる仕組みづくりが求められている。**
- 子どもを取り巻く社会環境や生活環境の変化に伴い、子どもの心の問題は複雑化・深刻化し、不登校児童生徒に対する専門的なケアや学校以外の多様な居場所の確保が喫緊の課題となっている。**

- 行政課題が複雑化するにつれ、市職員も高い能力が求められている。専門職を含む市職員の戦略的な確保と、変化に対応できる能力開発や組織力が必要となっている。**

今後の方向性

- 「市民が主役」の協働推進**：「移動市長室」等市民の声を直接市政に反映できる機会やパブリックコメントなど広聴・広報機能を充実させます。また、行政区やNPO法人、ボランティア団体等の自主的な共助活動を支援します。
- 地域を支える人材の育成**：生涯学習を通じて学びの成果を地域活動に生かすことで、様々な分野でまちづくりを牽引する人材を育成します。
- 地域全体で支える学びの体制**：地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を充実させ、地域全体で子どもの学びと成長を支えます。
- きめ細やかな教育支援**：子ども達の生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むために、教育環境を充実します。
- 強靱な組織体制の構築**：市役所において行政サービスの維持・向上や効率化を推進するデジタル人材を育成するとともに、職員一人ひとりが挑戦できる職場環境を整備し、政策立案能力と組織力の向上を図ります。

（６）持続可能な行財政基盤の確立と財政健全化

人口減少に伴う市税収入の伸び悩みや社会保障関係費の増大といった構造的課題を打破するため、徹底した歳出の見直しと「稼ぐ力」の強化を両立させます。デジタル技術の積極的な活用により、市民サービスの利便性向上と行政運営の効率化を追求し、将来にわたって安定した行政サービスを提供できる強靱な経営基盤を確立します。

本質的課題

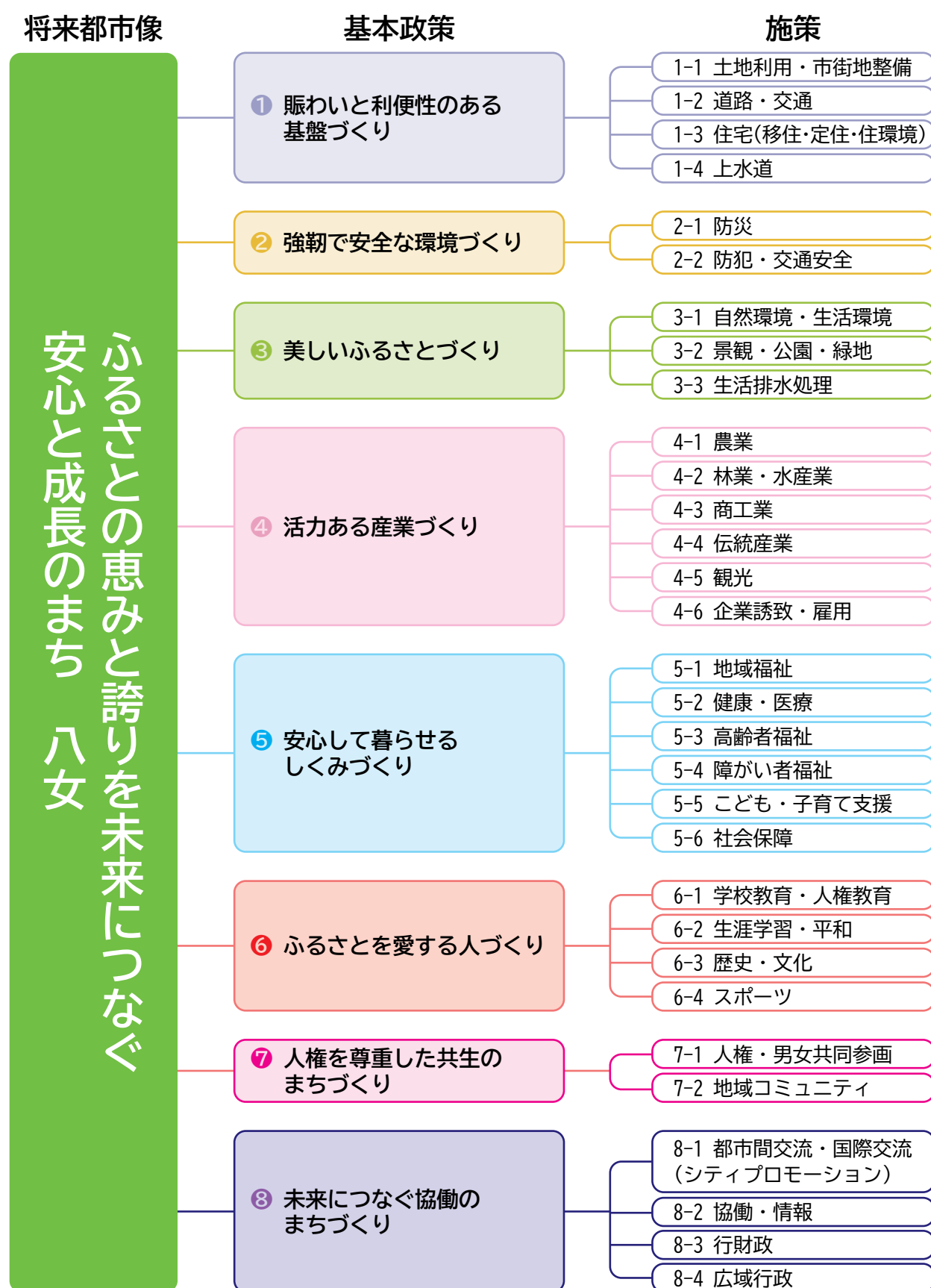
- 八女市は税収よりも国県補助金や地方交付税や地方債などの依存財源が多い状況下であり、財政の弾力性（ゆとり）を維持することが課題。**
- 人口減少により市税収入の大きな伸びが見込めない一方、少子高齢化の進展に伴い扶助費等の社会保障関係費の増加が懸念される。**
- 他自治体に比べ多くの公共施設を保有しており、老朽化に伴う維持補修費や更新費用が将来の大きな負担となっている。**
- モバイル端末の普及など社会のデジタル化が進展する中で、行政手続のオンライン化やバックヤード業務の効率化が必要。**

今後の方向性

- 財政健全化と収益確保の強化**：予算の見直しを徹底し、事務事業の必要性や効果を厳格に評価します。同時に、ふるさと支援寄附金のさらなる拡大や戦略的な企業誘致により、自主財源の確保と「稼ぐ力」を備えた財政基盤を構築します。
- 公共施設の適正管理と総量削減**：公共施設等総合管理計画に基づき、施設の集約化や統廃合を進め保有総量を削減します。また、外部人材の登用や公民連携により民間活力（資金・ノウハウ）の活用を推進します。
- 市民サービスの向上**：行政手続や相談のオンライン化を強力に推進し、「市役所に行かなくてもサービスが受けられる環境」を構築します。デジタル技術の活用により業務を効率化し、生み出された時間を対人支援等の質の高い市民サービスへ配分します。

第4章 まちづくり体系

将来都市像の実現に向けた本計画のまちづくり体系は次のとおりです。



SDGs とは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟 193 か国が令和 12（2030）年までに達成するための目標として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択されたものであり、包括的な 17 のゴール（目標）とその下位目標である 169 のターゲットにより構成されるものです。

我が国においても、「SDGs アクションプラン 2019」が策定され、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障*」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくこととされ、地方自治体においても SDGs に向けた取組が求められています。



《5つの特徴》

◇普遍性：先進国を含めて、すべての国が行動

◇包摂性：人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」

◇参画性：全てのステークホルダーが役割を

◇統合性：社会・経済・環境に統合的に取り

◇透明性：定期的にフォローアップ

《5つの要素》

◇ People 人間

◇ Prosperity 豊かさ

◇ Peace 平和

◇ Partnership パートナーシップ

◇ Planet 地球

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
	2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する		15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する		17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		

基本計画

基本政策1 賑わいと利便性のある基盤づくり

基本政策2 強靱で安全な環境づくり

基本政策3 美しいふるさとづくり

基本政策4 活力ある産業づくり

基本政策5 安心して暮らせるしくみづくり

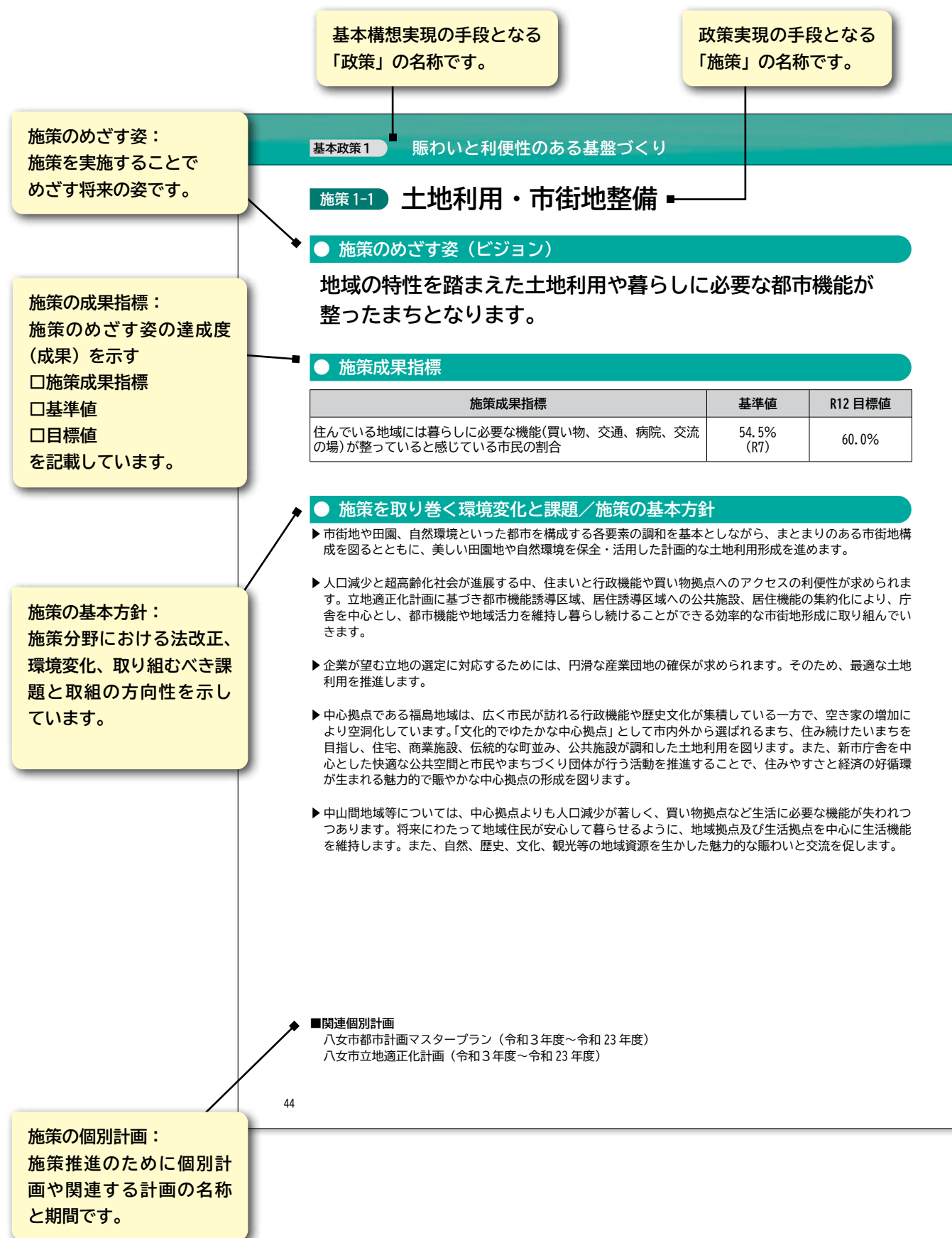
基本政策6 ふるさとを愛する人づくり

基本政策7 人権を尊重した共生のまちづくり

基本政策8 未来につなぐ協働のまちづくり

基本計画の見方

「基本計画」は、「基本構想」に示した“まちづくりの体系”に基づく“施策”ごとの構成となっています。
“施策”ごとの「基本計画」の見方については、次のとおりです。



施策 1-1 土地利用・市街地整備

● 施策のめざす姿（ビジョン）

地域の特性を踏まえた土地利用や暮らしに必要な都市機能が整ったまちとなります。

● 施策成果指標

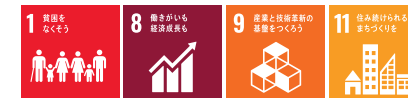
施策成果指標	基準値	R12 目標値
住んでいる地域には暮らしに必要な機能(買い物、交通、病院、交流の場)が整っていると感じている市民の割合	54.5% (R7)	60.0%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 市街地や田園、自然環境といった都市を構成する各要素の調和を基本としながら、まとまりのある市街地構成を図るとともに、美しい田園地や自然環境を保全・活用した計画的な土地利用形成を進めます。
- ▶ 人口減少と超高齢化社会が進展する中、住まいと行政機能や買い物拠点へのアクセスの利便性が求められます。立地適正化計画に基づき都市機能誘導区域、居住誘導区域への公共施設、居住機能の集約化により、庁舎を中心とし、都市機能や地域活力を維持し暮らし続けることができる効率的な市街地形成に取り組んでいきます。
- ▶ 企業が望む立地の選定に対応するためには、円滑な産業団地の確保が求められます。そのため、最適な土地利用を推進します。
- ▶ 中心拠点である福島地域は、広く市民が訪れる行政機能や歴史文化が集積している一方で、空き家の増加により空洞化しています。「文化的でゆたかな中心拠点」として市内外から選ばれるまち、住み続けたいまちを目指し、住宅、商業施設、伝統的な町並み、公共施設が調和した土地利用を図ります。また、新市庁舎を中心とした快適な公共空間と市民やまちづくり団体が行う活動を推進することで、住みやすさと経済の好循環が生まれる魅力的で賑やかな中心拠点の形成を図ります。
- ▶ 中山間地域等については、中心拠点よりも人口減少が著しく、買い物拠点など生活に必要な機能が失われつつあります。将来にわたって地域住民が安心して暮らせるように、地域拠点及び生活拠点を中心に生活機能を維持します。また、自然、歴史、文化、観光等の地域資源を生かした魅力的な賑わいと交流を促します。

■ 関連個別計画

八女市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和23年度）
八女市立地適正化計画（令和3年度～令和23年度）



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	最適な土地利用の推進	(八女市の)都市計画や自然環境等に最適な民間の開発行為が行われます。	都市計画区域における用途地域決定割合	10.3% (R6)	10.6%
	主な取組	用途地域の見直し、開発行為の審査、開発誘導			
2	中心拠点としての魅力向上	(福島地域の)特性を踏まえた都市機能が整い、居住者、店舗及び企業が集まり賑わいが増えています。	福島地域居住誘導区域内の人口割合	12.1% (R6)	12.5%
			福島地域の観光入込客数	546,656人 (R6.1～12月)	700,000人
	主な取組	都市機能・居住誘導、伝統的建造物の保存活用、賑わい創出事業			
3	地域拠点※1 生活拠点※2の生活機能の維持	地域拠点は都市機能と自然環境が調和され、生活拠点は自然、文化等を踏まえた生活機能があり暮らし続けられます。	黒木・立花地域居住誘導区域内の人口割合	1.8% (R6)	1.8%
			生活拠点地区の市外転出者数	512人 (R6)	512人
	主な取組	振興山村地域に対する地域生活インフラの整備支援、公共施設の機能集約、交通手段の確保			



八女市役所周辺(Photo by Blitz STUDIO)



セブン-イレブン八女星野村店

- ※1 地域拠点＝中心拠点を除く都市計画区域内の、比較的まとまった既存集落や都市機能が維持する地域。
※2 生活拠点＝都市計画区域外の集落機能や居住環境を維持する地域。

施策 1-2 道路・交通

● 施策のめざす姿（ビジョン）

（八女市が）暮らしを支える道路交通と持続可能な地域公共交通体系が発達したまちとなります。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
道路による市内・市外への移動に関する納得度	74.0% (R7)	75.0%
公共交通に関する納得度	67.2% (R7)	75.0%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 車社会の地方都市において、道路は日々の生活に直結しています。産業の発展・観光振興や防災・教育・医療・福祉等の生活環境面の基盤を確保し、安全かつ快適で利便性の高い日常生活を送るため、また、災害時における緊急輸送道路としての機能確保など災害リスクを可能な限り軽減するため、広域間を結ぶ国道3号、国道3号広川八女バイパス、国道442号、国道442号バイパス、主要地方道八女香春線、一般県道唐尾広川線等の幹線道路や都市計画道路及び代替路の整備促進に取り組みます。
- ▶ 生活道路は、市民が快適な日常生活を送るうえで、最も身近で重要な生活インフラです。市民が安全・安心に利用できる生活道路の維持・管理に努めるとともに、整備に取り組みます。また、橋梁など道路施設の長寿命化を図ります。
- ▶ 人口減少や高齢化が進む中、市民の日常生活に不可欠な移動手段を確保するため、地域のニーズに適した持続可能な公共交通ネットワークを構築し、将来における移動に関する不安の解消を図ります。
- ▶ 主要な公共施設や医療施設、商業施設が多く立地している市街地や都市圏を結び円滑にアクセスできる利便性の高い（誰にでも分かりやすく使いやすい）移動を提供し、公共交通の利用機会創出を図ります。

■ 関連個別計画

- 八女市個別施設計画（橋梁）（令和元年度～令和9年度）
- 八女市地域公共交通計画（令和5年度～令和12年度）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	計画的な幹線道路網の整備	幹線道路や都市計画道路の整備により、(市民が)安全かつ快適に利用できています。	幹線道路の整備により安全性・快適性が向上した道路延長(基本計画期間累計)	—	2.1km
	主な取組	国県道等の幹線道路の整備促進、都市計画道路の整備促進			
2	生活道路の整備	生活道路の十分な維持管理や改良により、(市民が)安全・安心に利用できています。	市道の改良により安全性・快適性が向上した道路延長(累計)	864km (R6)	876km
			修繕等により安全性が向上した橋梁数(累計)	60橋 (R6)	90橋
			道路賠償責任保険による賠償事故件数	0件 (R6)	0件
	主な取組	市道の整備、橋梁の修繕、道路損傷通報システムの活用			
3	利用しやすい交通手段と利用創出	公共交通体系の維持・確保及び利用環境の整備により公共交通の利用が促進されています。	乗合タクシーの利用者数	152人/日 (R3)	200人/日
			幹線路線バスの利用者数	1,426千人/年 (R3)	1,750千人/年
	主な取組	乗合タクシー運行、路線バス運行支援、通勤・通学でのバス利用促進、高速バス定期券の市民割引、パーク＆ライド※駐車場の利用促進、デジタル技術を活用した利便性の向上			



堀川バス

用語解説

※ パーク＆ライド＝市街地の道路での交通渋滞の緩和などを目的として、駅やバスターミナルなどと隣接した駐車場に自動車をとめ、鉄道やバスなどの公共交通機関に乗りかえて移動する方法。



施策 1-3

住宅(移住・定住・住環境)

● 施策のめざす姿 (ビジョン)

住宅及び移住定住しやすい環境が整い、八女市に長く住み続けられます。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
住宅建築棟数(基本計画期間累計)	—	900棟
転入者数(基本計画期間累計)	—	13,199人

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 人口減少と少子高齢化が進展する中、若い世代が子育てを安心して行える住環境が求められています。若年世帯のニーズに沿った暮らしへの支援を行うなど、安全で良質な暮らしができる環境を作り人口の定着を図ります。
- ▶ 中山間地域においては、特に人口減少が著しく地域コミュニティの維持が困難になりつつあります。将来にわたって地域活力を維持していくため、二地域居住等の促進を通じて、人の流れの創出・拡大を図ります。
- ▶ 人口減少に対応し地域を活性化していくため、住まいに関する相談体制を充実させ、効果的な情報発信を行うとともに、空き家等の利活用を推進し、移住定住の促進を図ります。
- ▶ 市営住宅の計画的な整備を図り、子育て世帯や高齢者や障がい者及び住宅に困窮する低所得者等に健全で低廉な住環境の提供を行います。
- ▶ 人口減少の影響によって増加する空き家に対応するため、空き家等の発生の予防や適切な管理、利活用の促進及び老朽危険家屋等の除却を推進します。
- ▶ 市内の情報通信基盤の格差解消を目指し、中山間地域等における情報通信基盤の充実に取り組むため、市で整備した光ファイバー網を活用し、インターネット新規加入の促進と安定した加入の維持・継続を行い、情報通信技術の恵沢を享受できるよう努めます。

■ 関連個別計画

八女市空家等対策計画(令和6年度～令和10年度)

八女市公営住宅等長寿命化計画(令和5年度～令和9年度)

● 基本事項(施策を実現するための要素)

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	移住・定住環境の整備	移住定住を促すための各種支援を活用し八女市に移住・定住しています。	市の支援を活用した移住・定住者数(累計)	591人 (R6)	3,500人
			市が整備したインターネットへの加入世帯数(累計)	3,855件 (R6)	4,400件
	主な取組	若年世帯家賃等支援補助事業、マイホーム取得支援事業、地方創生移住支援事業、奨学金返還支援事業、結婚サポート事業、地域おこし協力隊事業、情報通信基盤の整備			
2	二地域居住等の推進	二地域居住による新たな人の流れが生まれます。	二地域居住者数(累計)	27人 (R6)	270人
	主な取組	お試し居住体験、保育園留学※1やクラインガルテン※2など地域資源を活用した二地域居住の推進			
3	市営住宅の環境整備	入居者が安全安心に住み続けられるよう、市営住宅が計画的に維持管理されています。	市営住宅の長寿命化計画実施率	0% (R6)	100%
	主な取組	住まいの提供、市営住宅の整備、市営住宅長寿命化事業			
4	空き家等の適正管理	空き家等が適正に管理されるとともに、利活用及び除却が進んでいます。	空き家バンクの成約数(累計)	126件 (R6)	170件
			空き家等が適正管理されていないことによる対応件数	120件 (R6)	100件
	主な取組	空き家バンク事業など空き家を活用した移住・定住の促進、老朽危険家屋等除却促進事業			



保育園留学(本分保育園)

用語解説

※1 保育園留学＝約1～2週間、家族で地域に滞在する子ども主役の暮らし体験。

※2 クラインガルテン＝ドイツ語で「小さな庭」という意味を持つ。都市住民が滞在しながら、農業やガーデニングを楽しむ施設。「滞在型市民農園」とも呼ばれる。

施策 1-4 上水道

● 施策のめざす姿（ビジョン）

将来にわたる水道事業の安全性が高まり、水道を安心して利用できるまちとなります。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
給水区域内における市が管理する水道利用者の安心度の割合	91.4% (R7)	基準値以上

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 水道法に基づく水道水質基準の遵守を基本として、適切な施設管理と水質管理を行うとともに、水質検査計画に基づく水質検査を実施し、安全な水道水を供給します。
- ▶ 耐震化が必要な重要管路や施設の老朽化に伴う今後の更新需要に鑑み、将来にわたり安心して水道を利用できるよう、施設の計画的かつ経済的な更新及び耐震化を進めることにより、安定した水道水の供給を図ります。
- ▶ 今後の人口減少や水道使用量の低下に伴い、給水収益の減少が見込まれ、水道事業の経営環境は厳しさを増すことが懸念されます。経営の効率化を図りながら健全な事業運営を行うことで、持続可能な水道水の供給を図ります。
- ▶ 給水区域内の未接続者などに対して、水道水の安全性について、広報やホームページを通じて情報発信を行うことにより加入促進を図ります。
- ▶ 給水区域外の地域(水道未整備地域)においては、安全・安心な生活用水の確保に向けた支援に取り組めます。

- 関連個別計画
- 八女市水道ビジョン（令和5年度～令和14年度）
 - 八女市水道事業経営戦略（令和5年度～令和14年度）
 - 八女市水質検査計画

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	安全な水道水の供給継続	(上水道利用者が)水道水を安全な水質で利用しています。	水質基準に対する水質検査結果の適合率	100% (R6)	100%
	主な取組	適切な施設管理、水質検査計画に基づく水質検査の実施			
2	水道水の安定的な供給	施設の維持管理などにより(上水道利用者が)水道水を安定的に利用しています。	水道有収率(供給した水量のうち、料金として回収できる水量の割合)	87.8% (R6)	87.8%
	主な取組	適切な施設管理、老朽化した施設の計画的かつ経済的な更新および耐震化			
3	健全経営の推進	上水道事業の経営が市民の利用と理解に支えられ健全に行われています。	給水普及率	77.3% (R6)	80.0%
			料金回収率	102.60% (R6)	100%以上
			経常収支比率	102.98% (R6)	100%以上
	主な取組	経営基盤の強化、水道水の安全性のPRなどによる加入の促進			
4	災害に強い水道	現実に即した耐震化計画の策定により、優先して実施する水道施設が明らかになっています。	※指標設定なし		
	主な取組	水道施設に係る耐震化計画の策定			



施策 2-1 防災

● 施策のめざす姿（ビジョン）

八女市の防災力が高まり、災害による被害の少ないまちとなります。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
災害による負傷者数	0人 (R6)	0人
災害による死亡者数	0人 (R6)	0人

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 近年の気候変動に伴う自然災害の激甚化、頻発化や過去の豪雨災害の経験から、治水対策の重要性が高く認識されています。自然災害を最小限に抑える環境をつくるため、河川維持・改良事業等の治水事業を推進し、国、県などの関係機関と連携・協働しながら、護岸強化や流下能力の向上、流域治水を図ります。あわせて、土砂災害から市民の生命・財産を守るため、砂防、地すべり対策、急傾斜地対策事業等についても関係機関と連携し推進します。
- ▶ 避難情報などの各種防災情報を市民に迅速かつ確実に伝達するため、平常時からコミュニティFMなどを利用した防災情報の提供を行い、市民への啓発を推進します。また、市のホームページやSNSなど、様々な媒体の活用を積極的に行いながら、幅広い世代への訴求を図ります。
- ▶ 広大な面積を有する八女市では、地域住民、事業所等の自主的な防災活動が、災害に対応するために極めて重要です。自主防災組織の育成のため、自主防災組織の活動等に対し支援を行います。また、「自助」「共助」の取組を進めていくために市民の意向を反映した地区防災計画の作成を促し、併せて災害対応の啓発活動に指導的役割を果たす防災士の育成を図ります。
- ▶ 消防団は、地域に密着した迅速な初期活動や災害時の迅速な対応など地域防災の中核を担う不可欠な存在です。消防団員の加入促進と併せて、各地区の現状に応じた消防組織体制の強化を図り、常備消防との連携に努めるとともに、消防車両、資機材及び水利については、災害時にその機能が十分に発揮できるよう、計画的に整備や更新を行っていきます。
- ▶ 公助として、災害時における本部機能や避難所の機能を担う防災拠点の強化を図るとともに、各避難所においても備蓄品の適切な管理や更新を行っていきます。また、強靱で安全な環境づくりをめざし、災害対応に必要な各関係機関との災害協定締結を推進していきます。

■ 関連個別計画

八女市地域防災計画（平成 22 年度～）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	浸水対策の推進	浸水被害を抑えるための対策が進んでいます。	調節池整備箇所数(累計)	3箇所 (R6)	4箇所
	主な取組	流域治水・河川事業の推進			
2	災害情報伝達力の向上	(市民に) 災害時の人的被害を軽減するための情報が確実に届き、避難の遅れがなくなっています。	防災・災害情報を取得できる市民の割合	97.5% (R7)	100%
	主な取組	防災ラジオの配付、市公式LINE・ふくおか防災ナビまもるくん※の登録推進			
3	地域防災力の強化	(地域で) 防災活動や助けあいの仕組みが積極的に進められ、地域の防災力が強化されています。	自主防災組織による地区防災計画策定率(累計)	28% (R6)	33%
			家庭での災害時の備えの取組平均項目数	3.23項目 (R7)	4項目
	主な取組	自主防災組織の活動推進、消防団活動の充実、防災士の育成、各家庭での取組推進、防災訓練、避難所の運営と備蓄品の整備			



災害用トイレトレーラー



八女地区総合防災訓練

用語解説

※ ふくおか防災ナビまもるくん＝現在地の防災情報や避難所情報などを簡単に入手できる、福岡県公式の防災アプリ。

施策2-2 防犯・交通安全

● 施策のめざす姿（ビジョン）

犯罪や消費トラブル、交通事故が少ない安全なまちとなります。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
八女市は安全なまちと思う市民の割合	66.1% (R7)	70.0%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 八女市の犯罪認知件数は10年前と比べて減少傾向にあります。そのうち約7割は窃盗です。防犯対策については、各行政区に対する防犯灯や防犯カメラの設置を支援することで、安全で安心して生活できるように取り組みます。
- ▶ 消費者保護対策として設置している「八女市消費生活センター」には、専門員を配置し、相談を受けるだけでなく、出前講座等により市民や小中学生の消費者教育・金銭教育に取り組みます。
- ▶ 犯罪統計（警察庁）を見ると近年は詐欺などの知能犯による犯罪認知件数が急増しています。メールやSNSを利用した特殊詐欺など多種多様に化する悪質巧妙な手口による被害を未然に防止するため、関係機関等と連携して広報、啓発を強化します。
- ▶ 高齢化が進むにつれて、高齢者が交通事故に遭うリスクは高くなります。交通安全については、関係機関等との連携に取り組むとともに高齢者の事故抑制のために高齢者を対象とした自動車運転講習会の開催や、運転免許証の自主返納に対するタクシー共通回数券の交付等の支援を引き続き実施します。
- ▶ 交通事故を減少させるために、ガードレールや道路反射鏡の設置などによる交通事故防止、歩行者の安全を守るために、歩車道を分離しグリーンバルトを設置するなど、交通安全施設の整備を促進します。
- ▶ 歩道は、車いすや杖利用者、高齢者や子どもなど、誰もが通行する空間であり、すべての人が安心して暮らしやすい環境整備のため、また急速に進む高齢化の観点からも、歩道のバリアフリー化に取り組みます。



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	防犯対策の充実	(八女市が) 犯罪が起きにくい環境になっています。	刑法犯認知件数	308件 (R6)	270件
	主な取組	防犯灯設置補助金、防犯カメラ設置補助金交付事業の実施、防犯協会との連携			
2	消費生活相談の充実	(市民が) 消費生活トラブルに巻き込まれにくくなっています。	ここ1年で消費者トラブルにあった市民の割合	2.5% (R7)	2.25%
	主な取組	消費生活相談センターの設置、出前講座等での消費者教育、金銭教育の実施			
3	交通安全対策の充実	(市民の) 交通事故が減少しています。	交通事故発生件数	220件 (R6)	190件
	主な取組	交通安全施設の整備、高齢者運転免許自主返納支援事業、交通安全協会との連携			



春の交通安全



消費者教育出前講座

施策 3-1 自然環境・生活環境

● 施策のめざす姿（ビジョン）

環境に負荷をかけない持続可能なまちとなります。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
市域の温室効果ガス（CO ₂ ）排出量	446千t-CO ₂ （R4実績）	372千t-CO ₂ （R9実績）

環境省自治体排出カルテ（数年遅れての提示となる）

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶本市のごみ総排出量は減少傾向です。しかし、リサイクルできる資源ごみの分別が徹底されずに可燃ごみとして焼却処分されている現状があります。ごみを焼却処分することは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出し、環境へ負荷をかけるとともに多額の処理コストがかかります。関係法令に基づき、ごみの分別、再資源化を推進し、ごみ減量に取り組んでいきます。
- ▶近年の豪雨災害や猛暑は、地球温暖化が現実の脅威であることを示しています。国が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現が必要不可欠です。市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、市内から排出される温室効果ガスを減らすことを目的に地球温暖化対策実行計画を策定し、取り組みを推進しているところですが、脱炭素社会の実現に向けて、取り組みをさらに強化していくため、令和7（2025）年に2050年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組む「八女市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。
- ▶これまで、環境調査測定（監視）では、生活環境及び自然環境の双方において、各調査項目において基準を大きく超過する事例は見られず、市内の環境全体に大きな問題は発生していません。しかしながら、社会状況の変化や人々の価値観の多様化に伴い、生活環境だけでなく自然環境に関する相談や苦情も増加しており、その内容は複雑化しています。今後は、生活環境と自然環境の両面から調査測定の充実を図るとともに、課題への迅速かつ適切な対応を進めていく必要があります。

■関連個別計画

- 八女市環境基本計画（平成29年度～令和8年度）
- 第5次八女市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和4年度～令和12年度）
- 八女市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和7年度～令和12年度）
- 八女市地域エネルギービジョン（令和4年度～令和12年度）
- 一般廃棄物処理基本計画（平成26年度～令和10年度）



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿（対象、意図）	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	ごみの減量化リサイクルの推進	3R※が推進され、ごみとして焼却処理する量が減少しています。	一人あたりのごみ排出量（年間） 資源化率	279kg/人（R6） 6.9%（R6）	215kg/人 10.8%
	主な取組	ごみの分別収集の徹底、生ごみ処理器の普及、食品ロス削減等の啓発活動 資源ごみの集団回収を行う団体を支援			
2	地球温暖化対策の推進	市民の環境意識が高まり、ゼロカーボンシティ（脱炭素）の取組が進んでいます。	公共施設の再生可能エネルギー導入量 市域の再生可能エネルギーの導入設備容量 ※環境省自治体排出カルテより（数年遅れての提示となる）	339.44kW（R6） 52,528kW（R5実績）	1,687.26kW 95,557kW（R10実績）
	主な取組	「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の推進			
3	自然環境の保全	市民・事業者・行政が環境保全の取組、自然環境が保全されています。	環境保全活動に参加した市民数（延べ）	26,600人（R6）	28,000人
	主な取組	野外焼却や悪臭等の身近な生活環境問題への対応や未然防止 市民や事業者、市民団体等との連携による啓発			



生ごみ処理器



屋根置き太陽光発電(市役所屋上)

用語解説

※ 3R = リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのRの総称。1つめのR（リデュース）とは、物を大切に使い、ごみを減らすこと。2つめのR（リユース）とは、使える物は、繰り返し使うこと。3つめのR（リサイクル）とは、ごみを資源として再び利用すること。

施策 3-2 景観・公園・緑地

● 施策のめざす姿（ビジョン）

公園・緑地でふれあうことができ、調和のとれた景観となります。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
八女市の公園・緑地、景観に対する納得度	86.6% (R7)	87.0%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 八女公園の再整備については、新市庁舎や他の公共施設と一体とした中心拠点（福島地域）の賑わいづくりや癒しの場としての活用など、都市機能の維持・向上に繋がります。
- ▶ 八女の豊かな自然と、棚田や石垣、石橋など、長きにわたる人々の営みが築き上げてきた農村の原風景は、本市の魅力となっています。公園・緑地・水辺などの自然環境を生かしたやすらぎの場の整備に加え、自然と人の暮らしが調和して形成された美しい景観の保全・継承に努め、次世代へ誇りをつなぐ魅力あるふるさとづくりを進めます。
- ▶ 公園は地域の交流の場となっており、特に子育て世代から公園の充実に関するニーズが多く聞かれ、関心の高さがうかがえます。市民と協働の緑化活動の推進や計画的な安全点検による維持管理により、利用者が安心して過ごすことができるよう取り組むとともに、様々なニーズを研究し、緑地を含めて「八女ならではの」公園整備を推進します。
- ▶ 八女市では自然や歴史文化、生活とつながりを持つ文化的景観を市民遺産として次の世代に引き継ぐために文化的景観条例を制定し景観保全に努めています。伝統的建造物群保存地区では、歴史的町並みを形成する建造物の保存修理を進めています。認知度の向上や人流を増やすことが課題であり、市民やまちづくり団体等と協働して、空き家への店舗誘致や移住促進等による活用をさらに推進することで、魅力ある町並みの形成に取り組めます。

■関連個別計画

- 八女市文化的景観計画（平成 22 年度～）
- 矢部川流域景観計画（平成 21 年度～）
- 八女市八女福島伝統的建造物群保存地区保存計画（平成 13 年度～）
- 八女市黒木伝統的建造物群保存地区保存計画（平成 21 年度～）
- 八女市公園施設長寿命化計画（令和 2 年度～令和 11 年度）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	公園・緑地等の 魅力向上	都市公園・緑地の魅力向上により、(市民の)遊び・憩いの場として賑わいに繋がっています。	都市公園のリニューアル件数(基本計画期間累計) この1年間に公園を利用した市民の割合	— 14.2% (R7)	1か所 18.0%
	主な取組	公園の再整備、花による美しいまちづくり事業			
2	公園・緑地の 維持管理	(市民が)既存緑地の保全や施設の維持補修等により、安心して利用することができます。	公園での維持管理に起因する事故件数(遊具、植栽等)	0件 (R6)	0件
	主な取組	公園樹木保守、公園遊具点検、花による美しいまちづくり事業			
3	美しい景観の形成	文化や賑わいを育む、地域の特徴を生かした景観を維持するための取組が推進されています。	伝統的建造物群の景観維持への取組件数(累計)	235件 (R6)	265件
	主な取組	伝統的建造物の保存活用及び認知度の向上、保存会やNPO法人や民間と協調した地域活性化、景観計画による規制			



たちばな水辺公園(立花)



八女福島の町並み

施策 3-3 生活排水処理

● 施策のめざす姿（ビジョン）

適正な污水处理により、水質が改善され、衛生的な水環境が保全されています。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
污水处理人口普及率	74.4% (R6)	80.3%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 矢部川水系の清流を守るため、生活排水による水質汚濁への対策や生活環境の改善は重要な課題です。八女市では、市街地、中山間地域を含めた市内全域で地域特性を考慮し、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により、污水处理を行っています。
- ▶ 国においては、令和8年度末をめどに、污水处理施設整備を概ね完成させる方針を示しています。八女市においても、国の状況を見ながら下水道整備や合併処理浄化槽などの污水处理施設整備を進めます。
- ▶ 下水道、農業集落排水による污水处理については、今後、人口減少の進展や施設の更新期を迎える中で、将来にわたって安定したサービスを提供していくために、適切な污水处理方法を選択し、長期的な財政見通しを踏まえた事業運営を行います。
- ▶ 下水道整備済区域については、水洗便所等の改造工事にかかる支援による負担軽減制度の周知や個別訪問等を行い、下水道への早期接続促進に取り組めます。
- ▶ 農業集落排水処理施設については、維持管理適正化計画を策定し、計画的な更新工事に取り組めます。
- ▶ 合併処理浄化槽の普及については、浄化槽設置にかかる支援により、住民負担の軽減を図るとともに、浄化槽関連業者等と連携し、支援制度の周知を積極的に行うなど、合併処理浄化槽への早期転換を促進します。
- ▶ 避難所等に接続する下水道管路については、耐震基準を満たしていない管路に対し、耐震化の促進(耐震診断・改修)を行い、地震被害の軽減を図ります。

■ 関連個別計画

福岡県（八女市）污水处理構想（平成6年度～令和26年度）
八女市矢部川流域関連公共下水道全体計画（平成10年度～令和22年度）
八女市生活排水処理基本計画（令和3年度～令和12年度）
八女市下水道事業 経営戦略（令和5年度～令和14年度）



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	下水道への接続促進	(市民が)下水道に接続し、生活排水が適正に処理されています。	下水道の接続率	75.2% (R6)	78.0%
主な取組		水洗便所等改造工事助成金の交付、下水道接続の啓発			
2	農業集落排水処理施設の計画的な更新	(市民が)農業集落排水が適正に維持管理され、生活排水が適正に処理されています。	農業集落排水の接続率	85.6% (R6)	86.1%
			農業集落排水処理施設の維持管理不全による機能不全件数	0件 (R6)	0件
主な取組		維持管理適正化計画による電気・機械設備等の更新を実施			
3	合併処理浄化槽の普及促進	(市民が)合併処理浄化槽により、生活排水が適正に処理されています。	合併処理浄化槽設置補助基数 (基本計画期間累計)	—	750基
主な取組		合併処理浄化槽設置補助金の交付、支援制度の啓発			
4	災害に強い下水道の推進	災害時でも下水道が使用できるよう耐震化が進んでいます。	避難所等に接続する下水道管路の耐震化率	70.0% (R6)	95.0%
主な取組		避難所等に接続する下水道管路の耐震診断・改修			
5	公共下水道事業経営の健全化	公共下水道事業の経営が健全に行われています。	経常収支比率	100.77% (R6)	100%以上
			経費回収率	87.8% (R6)	88.1%
主な取組		公共下水道事業経営マネジメント			



水きらら（矢部川浄化センター）

施策 4-1 農業

● 施策のめざす姿（ビジョン）

農産物の高付加価値化で多様な担い手が育ち、稼げる農業が実現します。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
認定農業者所得基準をクリアした農家数割合	10% (R6)	15%
農産物販売高	16,509,615千円 (R6)	16,500,000千円

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 農家の減少や後継者不足が深刻化しています。認定農業者や新規就農者、農業法人等、意欲ある担い手の育成・確保と、女性農業者の経営参画の促進、集落営農組織等の活性化を図ることで多様な担い手の確保に努め、農業・農村の持続的発展を目指します。
- ▶ 人口減少により耕作放棄地が増えています。荒廃農地の発生防止を図るため、農地の現状把握に努め、適正管理指導を行います。また、意欲ある担い手への農地の集積・集約化・生産基盤の強化や有害鳥獣対策に取り組めます。
- ▶ 農業者や農村人口の高齢化・減少が進行しており、特に著しい中山間地域においては、農村コミュニティが衰退しています。農地保全や地域コミュニティの活性化のため体制の整備を行うとともに、環境負荷の低減を図りつつ、農地の持つ水源涵養などの多面的機能の維持活用に努めます。
- ▶ 農業や農業後継者を維持していくためには、農業が稼げる産業となることが重要です。海外輸出に取り組むことで、農産物の高付加価値化や、国内市場の需要減・価格変動に対するリスク分散など、収益性の向上と農業経営の安定を図ります。
- ▶ 八女市は、八女伝統本玉露をはじめ、八女茶や電照菊・いちごなど全国のトップブランドを数多く生産していますが、生産者・生産量とも減少傾向です。八女産農産物のPRとしてだけでなく、八女市ブランドの中核を担う地域資源としてブランド化に取り組めます。あわせて、持続可能で安心・安全な農業を推進するため、国等の方針を踏まえ、有機農業等による環境負荷の低減に配慮した、持続的な環境保全型農業の推進に努めます。
- ▶ 農業用施設の老朽化が進行しています。農業基盤の強化として、関係機関と連携し、県営事業等の代行事業を積極的に活用した農地・農業用施設の整備に取り組めます。
- ▶ 効率的かつ安定的な生産体制を構築するため、先進技術を導入した生産施設や高性能機械の導入等による生産性の向上と気候変動など様々な変化に対応できる強い農業の構築を目指します。

■関連個別計画

- 八女市食料・農業・農村基本計画（令和3年度～令和12年度）
- 八女市地域計画（令和7年度～）
- 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想（令和5年度～）
- 八女市農業振興地域整備計画書（令和5年度～）



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	担い手の育成・確保	多様な担い手により、基幹産業としての農業が維持されています。	新規就農者数(累計)	152人 (R6)	202人
			認定農業者数(累計)	706人 (R6)	706人
主な取組		認定農業者・新規就農者・女性農業者・農業法人・集落営農組織への支援			
2	荒廃農地の発生防止	意欲ある担い手が農地の利用集積・集約化に取り組むことで、荒廃農地が解消されています。	荒廃農地面積(累計)	481ha (R6)	481ha
主な取組		農地パトロールによる地域巡回、適正管理の指導、農地中間管理事業等を活用した農地集積・集約化			
3	中山間地域農業の振興	中山間地域の農業が持続し、農地が持つ多面的機能が維持されています。	中山間地域集落協定に基づく取組面積(累計)	1,076ha (R7期首)	1,076ha
主な取組		中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払交付金事業の活用、振興作物の導入支援			
4	農産物の付加価値の向上	国内外への販路開拓やブランド化により、農産物の高付加価値化が進んでいます。	GI認証※1を受けた八女伝統本玉露の平均単価	21,050円 (R6)	25,000円
主な取組		輸出拡大、八女茶ブランディング事業、国際水準認証取得等支援、ESG評価※2の活用、地産地消推進			
5	農業生産基盤の整備	基盤整備や生産施設・高性能機械の導入により、生産性が向上しています。	基盤整備完了地区数(累計)	71地区 (R6)	73地区
主な取組		県営中山間総合整備事業、農地中間管理機構関連事業等による整備促進、スマート農業、生産施設や高性能機械の導入			

用語解説

- ※1 GI認証=「地理的表示保護制度」のこと。地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついており、その結びつきを特定できるような名称が付されているものについて、その名称の表示を国に登録する制度。
- ※2 ESG評価=持続可能な社会の構築に向けて環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に関する取組を幅広く評価する手法。



施策4-2 林業・水産業

● 施策のめざす姿（ビジョン）

豊かな自然を守り・育て・生かす林業と水産業が成長します。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
八女材の平均取引価格(スギの年平均価格)*曲傷除く	14,120円 (R6)	14,500円
森林の植栽面積(累計)	104ha (R6)	704ha

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 林業は、豊富な森林資源がありながらそれを十分に生かしきれないという構造的なジレンマを抱えており、主な課題は「労働力の減少と高齢化」「高いコストと低い木材価格」「森林の健全な管理」です。
- ▶ 森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林経営管理法に基づき地域の特性に応じた森林整備を進める必要があります。経営管理の委・受託等による施業の集約化や国・県の補助事業、森林環境譲与税等を活用した森林施業を進めるとともに、荒廃森林の再生・整備・保全を行い、森林資源の循環利用に取り組みます。また、森林施業由来のJクレジット※の創出を検討します。
- ▶ 持続可能な林業経営のため、国・県の人材育成事業を活用し、林業従事者や自伐型林業者を育成・確保し、経営基盤の強化や知識・技術向上を図り、主伐や搬出間伐を計画的に進めることで木材の安定供給体制を確立します。また、八女産材の建築物等への資材活用の促進と支援を行うとともに付加価値の高い木材生産体制の確立を図ることで、八女材の需要拡大と材価の安定化に取り組みます。
- ▶ 竹林の保全と荒廃竹林の拡大防止を図るため、竹林からの竹材搬出を支援し、八女市バンブー工場指定管理者の経営基盤の強化と安定的な施設運営の支援に努め、竹炭及び竹酢液等の販路拡大を推進します。また、未利用間伐材や竹資源を活用した木質バイオマスの利用及び生産流通システムを構築し、付加価値の高い新製品の開発と産業化を図ります。
- ▶ 林業施業の効率化を図るため、関係機関と連携し、県営代行事業等を活用した林道整備や適切な維持管理に努め、林業機械の導入により効率的な林業施業を推進します。また、特用林産物(たけのこ、しいたけ等)の生産基盤の整備を進め、地場産業としての経営の安定化を目指します。
- ▶ イノシシやシカなどの有害鳥獣が農林水産業に与える被害は深刻です。その被害防止には、有害鳥獣の捕獲・侵入防止・生息環境管理が重要であり、これらを地域全体で取り組む「地域ぐるみの被害防止活動」を推進します。とりわけ捕獲活動による個体数の調整は重要であるため、猟友会をはじめ捕獲従事者の担い手の育成・確保、捕獲後の処分方法の検討など、捕獲体制の充実を図ります。
- ▶ 漁協が行う、稚魚育成、害魚駆除事業に対しての支援を行い、魚族の保護増殖に取り組みます。また、アユ等中間育成施設で福岡県内水面漁業協同組合連合会が行うアユの中間育成を支援します。

■ 関連個別計画

- 八女市森林整備計画（令和6年度～令和15年度）
- 福岡県南部鳥獣被害防止計画（令和6年度～令和8年度）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	森林資源の持続的な 整備・保全と活用の 推進	森林所有者が、森林の整備・ 保全することにより、豊かな 森林資源が維持されています。	森林整備保育面積(累計)	667ha (R6)	4,392ha
			荒廃森林解消面積(累計)	329ha (R6)	2,054ha
主な取組		森林経営意識調査の継続、森林経営計画の策定・促進、林業振興ビジョンの策定、Jクレ ジット※を活用した森林整備			
2	木材等の安定供給体 制の確立と需要拡大	林業従事者が育成・確保され、 持続可能な林業が維持されて います。	林業の新規就業者数 (基本計画期間累計)	—	50人
			森林組合取扱素材生産量	60,351㎡ (R6)	61,000㎡
主な取組		森林組合等の林業事業体及び一人親方等との連携、木材生産促進事業(搬出間伐材の運搬 補助)、八女材普及促進住宅助成事業			
3	荒廃竹林の拡大防止 と森林資源の利活用 の推進	竹林や森林資源の活用が進ん でいます。	竹材搬出量	2,188,595kg (R6)	2,442,000kg
			未利用材搬出量 (D材、短材、枝葉)	15,267㎡ (R6)	15,570㎡
主な取組		竹林保全整備促進事業(竹材搬出・運搬補助)、木質バイオマス事業の推進、未利用材の付 加価値の研究			
4	森林インフラ整備・ 維持管理の強化	道路網の整備や林産業用機械 等の導入により、安全性と作 業効率が向上しています。	林道の整備延長距離数(累計)	297.5km (R6)	303.4km
			高性能林産業用機械等導入件数	6件 (R5)	6件
主な取組		林道整備の促進、林道の維持管理の推進、林産業用機械等整備促進事業、特用林産基盤整 備事業			
5	有害鳥獣対策の強化	有害鳥獣による農林水産物の 被害が減少しています。	有害鳥獣による農林作物被害額	84,132,000円 (R6)	73,080,000円
主な取組		侵入防止柵補助、地域ぐるみの有害鳥獣対策の推進、狩猟免許取得の推進、ICTの活用、 捕獲・処分に係る負担軽減			
6	内水面漁業の維持	健全な水生生態系が保つこと で、内水面漁業の維持につな がっています。	生態系維持取組件数 (放流件数＋ブラックバス駆 除開催件数＋害鳥駆除回数)	51件 (R6)	51件
主な取組		市内河川への魚族の保護増殖活動支援、アユ等中間育成施設長寿命化計画			

※ Jクレジット＝省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によ
るCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

施策 4-3 商工業

● 施策のめざす姿（ビジョン）

新規創業や事業承継を通して商工業が振興し、地域経済が活性化します。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
市内事業所数	3,285所 (R6)	3,285所
1 法人あたり法人市民税額(法人税割)	439千円 (R6)	550千円
1 人あたり個人住民税の営業所得額	3,560千円 (R6)	4,000千円

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 八女市の商工業は、人口減少・少子高齢化による後継者・労働力の不足や地域経済の縮小等の厳しい状況におかれています。また、郊外への大型店舗出店やECサイトとの競争の激化、人材・ノウハウ不足によるデジタル化(DX)の遅れなどの構造的な課題も存在しています。
- ▶ 事業者の収益力の低下により生産性向上に必要な設備投資に踏み切れない事業者が多く発生しています。また、人材や情報の不足の影響で、市場の変化に対応した新しい商品やサービスの開発が後手に回っています。
- ▶ そのため、「空き店舗バンク」による創業場所の情報発信や、財政的な支援・経営ノウハウの習得支援など、商工会議所や商工会と連携して、希望者の新規創業(開業)や既存事業者が新しい事業をスタートする新事業展開に取り組みやすい環境づくりや支援の充実を図ります。
- ▶ 商工事業者のDX化・IT導入の推進による生産性向上の取組や中小企業の後継者への事業承継・災害への対応力を高める取組を支援し、商業活動の持続化・充実を図ります。
- ▶ さらに、新たな市場の獲得に向けた、国内・海外への販路開拓の促進や商品開発支援、市の魅力を全国に発信し、地域活性化につなげる効果的な手段であるふるさと納税制度の推進等により八女市の産業の活性化と知名度向上を目指します。

■関連個別計画

- 事業継続力強化支援計画(令和7年度～令和11年度)
- 創業支援等事業計画(令和6年度～令和10年度)
- 経営発達支援計画(令和7年度～令和11年度)
- 導入促進基本計画(令和7年度～令和9年度)



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	地域商業や市街地の活性化	新規出店が増え、空き店舗が減り地域が賑わっています。	新規創業事業者数	11件 (R6)	15件
			空き店舗バンクの成約数(累計)	0件 (R6)	5件
	主な取組	新規創業支援事業の推進、空き店舗バンクの充実			
2	新たな事業、販路開拓の推進	新たな事業、業種への展開や海外、国内の販路が開拓されています。	新事業展開事業者数	6件 (R6)	6件
			国内販路開拓件数	3件 (R6)	5件
			海外販路開拓件数	1件 (R6)	5件
	主な取組	新事業展開支援事業の推進、ローカルベンチャー事業※による企業創出、販売促進、商品開発支援事業			
3	生産性向上の推進	商工事業者のDX化により、生産性が向上しています。	中小企業DX支援事業により生産性が向上した件数	20件	20件
			中小企業のIT導入により生産性が向上した件数	23件 (R6)	30件
			先端設備等導入計画認定件数	8件 (R6)	10件
	主な取組	中小企業DX支援事業の推進			
4	事業継続力や事業承継のための支援	事業所が、災害時にも継続して活動でき、後継者が確保されることで、事業が継続できています。	事業継続力強化計画策定数	5件 (R6)	11件
			事業承継計画策定数	3件 (R6)	9件
	主な取組	事業継続力強化計画策定支援、事業承継計画策定支援			
5	地域資源を活用した地場産品の創出	地域事業者の持続的成長を後押しすることにより地域経済が活性化します。	返礼品登録数	1,838件 (R6)	2,000件
			返礼品提供事業者数	141件 (R6)	166件
	主な取組	ふるさと支援寄附事業(返礼品の充実)、地場産品開発支援			

用語解説

※ ローカルベンチャー＝地域社会の課題解決や持続可能な発展を目指し、地域の資源(自然、文化、産品など)を活用して起業したり、既存事業に新規事業を立ち上げたりする取組や、その担い手。

施策 4-4 伝統産業

● 施策のめざす姿（ビジョン）

伝統工芸が継承され、その技術や魅力が地域産業に生かされます。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
伝統工芸4団体※の生産額	1,184百万円 (R6)	1,000百万円

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 伝統工芸品の需要の低迷や職人の高齢化により伝統工芸産業の後継者不足と技術継承が危ぶまれています。伝統工芸技術の継承と人材育成のため、若手職人の育成支援を実施するとともに、学校教育や体験プログラムなどの多様な学びの機会を提供するための支援を行うことにより、次世代の担い手の確保に努めます。
- ▶ デジタル技術の発展により情報の取得方法が多様化し、国内外の新しい市場や潜在的な需要を開拓する機会が増えており、伝統工芸の魅力を広く発信する手段が求められていることから、八女伝統工芸館の機能強化と情報発信力の向上に取り組めます。
- ▶ 体験型観光への需要が高まっており、観光産業との連携による伝統工芸品の魅力発信は、購買意欲を向上させる有効な手段として期待されることから、伝統工芸を生かしたクラフトツーリズムを推進し、伝統工芸館を起点とした観光ルートや体験プログラムの開発等を支援する体制づくりに取り組めます。
- ▶ 消費者ニーズの多様化やライフスタイルの変化、若年層の伝統工芸離れにより伝統工芸産業の経営環境は厳しさを増していることから、伝統工芸技術を活用した現代のニーズに合う商品開発など新たな価値創出の支援に取り組み、付加価値の創出による伝統工芸産業の持続を目指します。
- ▶ 後継者不足や需要減少など様々な課題を抱える伝統工芸産業が持続していくためには、地域ぐるみで愛着や誇りを育む取組が不可欠です。伝統工芸館を軸として、伝統工芸館、伝統工芸産業団体、行政、地域が一体となった連携体制を構築し、共に守り育てる持続可能な環境を創出します。

■ 関連個別計画

八女伝統工芸館方針策定（令和8年度）



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	伝統工芸の次世代への継承	伝統工芸の技術が次世代に継承され、地域の特色ある産業として維持されます。	伝統工芸等継承者育成数 (基本計画期間累計)	—	4人
			伝統工芸等事業者数	40事業者 (R6)	36事業者
主な取組		伝統工芸の後継者育成支援、技術継承の支援、産業育成事業(教育事業支援)			
2	伝統工芸の魅力と価値の向上	伝統工芸の魅力が効果的に発信され、伝統工芸のブランド価値が高まっています。	八女伝統工芸館入館者数	48,307人 (R6)	50,800人
			伝統工芸品PRイベント・展示会来場者数(基本計画期間累計・八女分のみ)	—	50,600人
主な取組		八女伝統工芸館の機能の強化(展示、体験、SNS等による情報発信)、産業育成事業(出展支援)			
3	新たな価値の創出支援	伝統工芸が新たな製品やサービスへの転用や観光資源として活用されることで、新たな価値が創出されています。	伝統工芸技術を生かした新しい商品等の開発数(累計・組合開発分)	1品 (R6)	5品
			伝統工芸技術を生かした新しい商品等の売上高(累計・組合開発分)	550,000円 (R6)	1,750,000円
主な取組		産業育成事業(需要開拓支援)、八女伝統工芸館を起点とした観光ルート開発、体験プログラムの開発支援			



八女福島仏壇



八女提灯

用語解説

※ 伝統工芸4団体＝「八女福島仏壇仏具協同組合」「八女提灯協同組合」「八女石灯ろう協同組合」「八女手漉和紙組合」。

施策 4-5 観光

● 施策のめざす姿（ビジョン）

年間を通じて国内外の観光客から選ばれ、多くの人が訪れるまちとなります。

● 施策成果指標

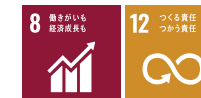
施策成果指標	基準値	R12 目標値
観光入込客数	2,037千人 (R6)	2,700千人

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 八女市への来訪者は増加しています。さらなる観光来訪者数の増加を図るため、市域全体に点在する観光地や観光施設を有機的に連携させ、滞在型（宿泊）及び対流型（ツーリズム）の観光コンテンツを創出するとともに既存のコンテンツの魅力、集客力アップを図り、国内だけでなくインバウンド観光客の誘致に力を入れます。
- ▶ コロナ禍以降観光ニーズは変化を続けており、旅前の情報提供や信頼できる情報が求められています。また、スマートフォンでのSNS等、個人のネットワークによる情報の影響も大きくなっています。ニーズの変化に敏感に対応し、時代にあった形に観光サイト・関連SNSを改善・充実させることで、八女魅力を積極的に発信し、交流人口の増加を目指します。
- ▶ 特にインバウンド向けのプロモーションにおいては、単独の自治体での取組は効果が低いため、福岡県や近隣自治体等と観光面での連携を強化していく必要があります。広域連携でのクラフトツーリズムやサイクルツーリズム、グリーンツーリズムなどの体験型観光を通じて、八女ならではの体験を通じた魅力を発信し、選ばれる観光地八女を目指します。
- ▶ 観光施設は八女市周遊の拠点となる重要な役割を有しています。継続的な集客効果を発揮できるよう、常に新しい魅力向上のための施策を実施します。また、その維持コストも大きな課題であり、老朽化した観光施設については、施設の目的の達成度を判断し、八女市公共施設等総合管理計画等を鑑み、計画的な整備、維持管理、長寿命化、統廃合を進めます。

■ 関連個別計画

第3次茶のくに観光アクションプラン（令和5年度～令和9年度）
八女市公共施設等総合管理計画（平成29年度～令和28年度）



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	魅力ある観光事業の推進	八女市の観光資源が活用されるとともに、ニーズに沿った新たなサービスなどが展開されています。	DMO※企画・造成によるツアーの参加者数	290人 (R6)	400人
			各種イベント・まつり等の来場者数	193,821人 (R6)	290,000人
			宿泊者数	118,000人 (R6)	130,000人
主な取組		観光商品の造成とブラッシュアップ、関係機関との連携(クラフトツーリズム、サイクルツーリズムなど)、各種イベント、DMO※と連携した観光の推進			
2	観光情報の発信	観光に関する情報が発信され、SNSなどによる八女市ファンが増えています。	観光関連サイトの閲覧者数	369,603PV	460,000PV
			観光関連SNS登録者数	6,052人	9,800人
主な取組		八女市HP・観光サイト・SNSの関係性強化、各種ホームページ・サイトの多言語対応、観光MAP・パンフレット等の多言語化			
3	外国人が観光しやすいまちの推進	訪日外国人観光客が観光しやすい環境になっており、観光客が増えています。	案内所に来た外国人来訪者数	317人 (R6)	600人
			外国人宿泊者数	2,600人 (R6)	2,900人
主な取組		観光案内所の多言語対応、受入環境の整備			
4	観光施設の維持管理	計画的な改修等を通して、魅力ある観光施設が維持されています。	施設管理不備によって利用に支障が生じた事故件数	0件	0件
主な取組		各種観光施設の維持管理			



べんがら村

用語解説

※ DMO＝地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔としての役割を担う観光地域づくり法人。

施策 4-6 企業誘致・雇用

● 施策のめざす姿（ビジョン）

新たな雇用の創出が図られます。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
市内事業所等における雇用者数(特別徴収による納税義務者数ベース)	24,667人 (R7)	25,000人

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 現在、5つの工業団地に食品加工業や機械器具製造業を中心に多くの企業が立地しており、需要に応じた更なる企業の誘致を進めていきます。また、企業が希望する立地に対応するためには、ニーズに応じた産業用地の確保が求められます。九州縦貫自動車道周辺用地の更なる有効活用として、計画的な土地利用に加え、地域未来投資促進法等を活用し、新たな産業団地の整備を促進し、産業拠点の形成を図ります。
- ▶ 八女市では就職する世代の若者の人口減少が顕著であり、人口減少の一因となっています。次代を担う若者が都市圏へ流出することなく、活躍できる場が必要であり、成長分野の企業、グローバル企業などの立地を促進し、高付加価値企業の誘致につなげ、雇用の創出に取り組みます。
- ▶ 筑後地区では、経済活動の広域化、観光需要の増加により宿泊施設の需要が増加しています。その受け皿となり、雇用と地域消費を生み出すための宿泊施設の誘致を進めます。
- ▶ 新たに進出する企業に対して、地元雇用、定住に向けた取組について支援していきます。
- ▶ 地元企業の雇用確保のため、合同企業説明会や企業PR動画を活用し、情報発信に取り組みます。
- ▶ 企業誘致対策として、関連機関と連携し、企業誘致候補地の道路や河川の整備を促進することで広域輸送道路へのアクセス改善に努めます。

■ 関連個別計画

八女市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和24年度）



SDGsとの関連性



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	企業誘致の推進	市内へ進出する企業が増加し、市民の雇用が増えています。	資本金10百万円以上の法人数 誘致した企業の開業時の八女市民雇用人数(基本計画期間累計)	420社 (R6) —	459社 235人
	主な取組	産業団地の整備、企業誘致のためのニーズ把握、企業への誘致活動、ホテル雇用・建築費助成			
2	求職環境の向上	市民の働く場が探しやすくなっています。	会社説明会に参加して採用に至った人数(累計)	5人 (R6)	30人
	主な取組	求職者と企業のマッチングイベント、企業紹介冊子作成・配布			
3	企業の雇用確保に向けた支援	企業の人手不足が解消に向かっていきます。	企業紹介冊子PR媒体等並びに各種助成・支援制度によって創出された雇用が採用のきっかけとなった件数(累計)	0件 (R6)	240件
	主な取組	企業PR動画制作支援、雇用助成制度の拡充、地方創生移住支援事業			



前古賀工業団地



今福工業団地

施策 5-1 地域福祉

● 施策のめざす姿（ビジョン）

（八女市が）共に支えあい、安心して暮らせる、優しいまちとなります。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
地域の住民が互いに支えあっていると思う市民の割合	65.5% (R7)	70.0%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

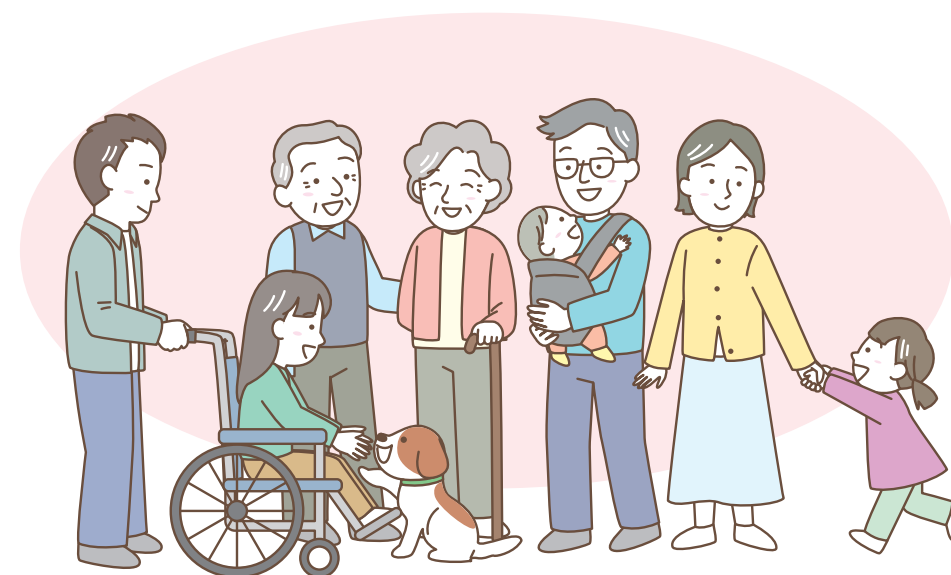
- ▶ 住民同士の交流の機会がコロナ禍以前の状態に戻っておらず、隣人のちょっとした異変や困りごと、心配ごとに気づきにくい状況が続いています。近所の身近な人が互いに助け合い、支えあう「互助」の考え方を広く市民に理解してもらい、地域が持つ支えあう力の回復(再構築)に取り組みます。
- ▶ 平成24年の九州北部豪雨や令和2年7月豪雨など大規模な自然災害が発生しました。住民の中でも自然災害に対しては他人ごとではないという意識が高まっています。自然災害の発生後、復興への移行期に当たっては、自治体はもとより住民同士の相互協力が非常に大切であり、「自助」「互助」「共助」「公助」の連携に取り組みます。
- ▶ 地域のボランティア活動はコロナ禍による影響や参加者の高齢化などにより、これまでの担い手が活動から遠のいてしまうことが危惧されています。従来の地域福祉活動で培った関係性を大切にしながら、ボランティアの担い手や社会参加する住民が安心して活動を継続できるようデジタル技術を取り入れながら新たな地域福祉活動の推進に取り組みます。
- ▶ 生活困窮者や地域住民が抱える課題(困りごと)は、障がい、疾病、DV、虐待、いじめ、失業など多岐にわたり、複雑化・複合化しています。これに対応するため、従来の分野別支援を越え、市全体の支援機関や地域関係者が連携して住民を支え続ける「重層的支援体制」を構築します。本体制のもと、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に推進します。

■ 関連個別計画

第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和5年度～令和9年度）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	相談しやすい雰囲気づくり	(市民が)悩みを気軽に相談できています。	相談できる相手がいない市民の割合	14.4% (R7)	10.0%
			福祉に関する相談先を知らない市民の割合	22.5% (R7)	15.0%
	主な取組	民生委員・児童委員、主任児童委員活動の啓発、社会資源の情報共有などの民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援			
2	重層的な支援体制の充実	支援を必要とする市民が、適切な福祉サービスを受け、安心して暮らしています。	重層的な支援を受けている人(世帯)数(累計)	43人 (R6)	118人
	主な取組	各分野における既存の協議の場の充実、重層的な支援対象者のプラン作成			
3	地域での助け合い・交流の仕組みづくり	(市民が)孤立することなく、お互いに支えあい、助けあえるような仕組みができています。	住民同士での助けあいで運営されている地域福祉活動団体数	49団体 (R6)	75団体
			この1年間に、近所の方を助けるなど、福祉的な行動を行った市民の割合	17.3% (R7)	25.0%
	主な取組	支えあい活動の情報発信、小地域福祉活動の伴走支援			



施策 5-2 健康・医療

● 施策のめざす姿（ビジョン）

市民が心身ともに健康に暮らしています。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
15歳から64歳までの病気等での死亡率※ケガ、事故を除く	0.16% (R4)	0.13%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 少子高齢化の進展に伴い、医療費や介護給付費の増加が全国的な課題となっています。このため、誰もが生涯を通じて健康的な生活が送れるように心身の健康を増進し、健康寿命といわれる自立して生活できる期間を延ばす必要があります。八女市では、平成28年5月に宣言した「スポーツ・健康づくり都市」として、ライフステージに応じた健康づくりを推進し、市民一人一人の健康に対する意識の向上に取り組みます。
- ▶ 全国的に、毎年、自ら尊い命を絶つという状況が依然として続いている中で、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、こころの健康づくりの普及・啓発や地域の見守り力の強化などの施策を展開し、生きることへの包括的な支援の推進に取り組みます。
- ▶ 人口減少や高齢化が進む中、今後の地域医療提供体制の維持が課題です。県や医師会、公立八女総合病院企業団等関係医療機関や近隣自治体と連携し、医療スタッフ不足や受療率の低下等の医療課題に対応し、公立八女総合病院の機能や規模の見直しにより、市民が24時間安心できる地域医療体制を維持します。
- ▶ 令和2年以降、流行を繰り返した新型コロナウイルス感染症は、医療体制や市民生活及び地域経済に大きな影響を及ぼしました。このような新興感染症は、発生を阻止することは困難であることから、新型インフルエンザ等対策行動計画を見直し、未知の感染症発生時にはこれまでの知見を生かし、県や医師会と連携して取り組みます。
- ▶ 市民、特に乳幼児や高齢者等を感染症から守るため、正しい情報を提供し、必要な予防接種が安心して受けられるよう地域の医師会と連携した体制整備に取り組みます。

■関連個別計画

- 第3期八女市健康増進計画（令和6年度～令和11年度）
- 八女市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）（令和6年度～令和11年度）
- 第4期八女市特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）
- 第3次八女市食育推進計画（令和6年度～令和11年度）
- 第2期八女市自殺対策計画（令和6年度～令和11年度）
- 八女市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年度～）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	早期発見・早期治療による健康づくりの推進	市民が早期発見のため定期的な健診(検診)を受け、必要な早期治療につながっています。	1年に1回健康診断を受けている市民の割合 がん検診受診率	73.6% (R7) 21.68% (R6)	76.6% 27%
	主な取組	健康診査受診率の向上、がん検診受診率の向上			
2	健康長寿への生活習慣の実践	市民が保健指導を受け、自発的に健康づくりに対する意識を高め、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組をおこなっています。	特定保健指導実施率 特定保健指導外のハイリスク者保健指導実施率 生活習慣改善の各種取組の平均実践項目数(全7項目) (節酒、禁煙、食事、運動、睡眠、歯磨き、ストレス管理)	84.9% (R5) 93.1% (R6) 2.96項目 (R7)	88% 90%以上 3.25項目
	主な取組	特定保健指導実施率の向上、健康教室・健康相談の推進			
3	誰も追い込まれることのないまちづくり	地域のつながり、支える人材育成、生きる意欲・心の健康を育む環境づくりにより、市民が心豊かに暮らせています。	直近5年間の平均自殺死亡率	17.8%	12.0%以下
	主な取組	こころの健康づくりの推進			
4	地域医療体制の充実	地域やへき地における医療の維持確保が図られ、誰もが安心して医療を受けられます。	へき地における医療機関の確保数 夜間・休日診療医療機関の認知率 救急通報から医療機関収容までの所要時間	2施設 (R6) 65.5% (R7) 30.7分 (R6)	2施設 75.5% 30分未満
	主な取組	地域医療体制の充実、夜間・休日診療体制の維持・継続			
5	感染症予防対策の推進	市民が各種予防接種の定期接種や、適切な情報に基づいて行動することで、感染症の拡大を防ぎ健康が守られます。	感染症による死亡者数	15人 (R4)	15人以下
	主な取組	感染症への対応、定期予防接種の勧奨			

施策 5-3 高齢者福祉

● 施策のめざす姿（ビジョン）

高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り自立的に生活できます。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
介護保険認定率(65～74歳の前期高齢者期間)	3.8% (R6)	3.5%
介護保険利用者で在宅生活している高齢者の割合	81.0% (R6)	81.0%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 八女市では、今後も高齢化率が増えることが予想され、一人暮らし高齢者世帯の増加や要介護認定率の増加が予想されています。
- ▶ 地域包括支援センターが、高齢者が抱える様々な相談に対応できる相談窓口であると認知されるよう周知に取り組むとともに、複雑化・複合化したケースに対応するため、地域包括支援センター職員の質の向上と関係機関との連携強化を図ります。
- ▶ 八女市は広大な面積を有しており、都市部と中山間地域等では生活環境等に地域差が大きいという特徴があります。地域での課題も様々であるため、3階層の地域ケア会議を引き続き開催し、個別課題の解決や地域課題の把握、資源の開発に取り組みます。
- ▶ 日常生活圏域ごとに配置している生活支援コーディネーターにより、地域の関係機関等と協力しながら、地域課題の抽出や地域資源の発掘をし、それらをマッチングすることで、地域課題の解決に取り組めます。
- ▶ 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、安心して生活ができるよう、配食サービスや緊急通報システム事業を活用しながら、食の確保と安否確認に取り組めます。
- ▶ 認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度における中核機関を中心に、成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進していきます。
- ▶ 介護予防の取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められています。介護予防に資する運動や生きがい活動を支援し、住民主体の通いの場の充実を図ります。あわせて、シニアクラブと協働で地域共生の推進に取り組む、地域福祉の推進を図ります。
- ▶ 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、「予防」と「共生」の観点から、認知症予防施策の充実や認知症バリアフリーの推進を図ります。

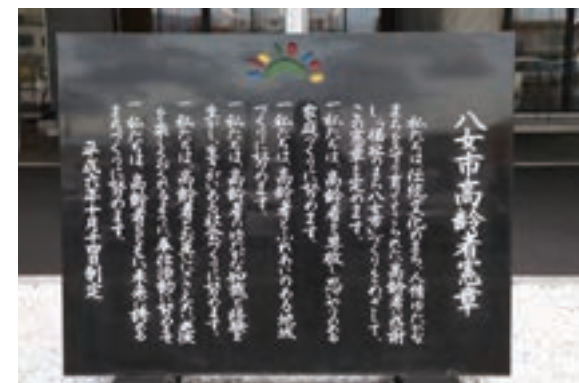
■ 関連個別計画

- 八女市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）
- 八女市成年後見制度利用促進基本計画（令和6年度～令和8年度）



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	高齢者の暮らしを守る地域づくり	高齢者が、相談ができ、生活支援の仕組みが整い、見守られて暮らしています。	各種見守りサービスの利用者数 地域包括支援センターの相談最終結件数	6,470人 (R6) 1,904回/年 (R6)	6,500人 2,000回/年
	主な取組	地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進、生活支援コーディネーターの活動の推進、高齢者見守り事業の確保、成年後見制度の利用促進			
2	社会参加と介護予防の推進	シニアクラブやふれあいサロン等による社会参加、介護予防事業を通して、健康な心身を維持しています。	要支援認定者の新規該当者平均年齢	84.6歳 (R6)	85.0歳
	主な取組	効果的な介護予防普及啓発事業の実施、介護予防に資する住民主体の通いの場の設置			
3	認知症高齢者にやさしい地域づくり	認知症の予防及び進行抑制に取り組む、市民の認知症の理解が深まっています。	要介護認定者の認知症自立度Ⅱb以上の該当者平均年齢	87.5歳 (R6)	88.0歳
	主な取組	認知症予防事業の推進、認知症への初期集中支援の充実、認知症サポーター養成講座の推進			
4	利用しやすい介護保険サービスの提供	介護保険サービスを適正に利用でき生活するための提供体制が整っています。	在宅系・居住系の介護サービス事業所数	112箇所 (R6)	114箇所
	主な取組	中山間地域介護サービス確保支援事業の推進			
5	高齢者の人権尊重	高齢者の権利が守られ侵害されることのない生活を送っています。	高齢者の権利が侵害された件数	3件 (R6)	0件
	主な取組	高齢者の虐待防止対策の推進			



八女市高齢者憲章

施策 5-4 障がい者福祉

● 施策のめざす姿（ビジョン）

障がいのある方が安心して住み慣れた地域で生活できます。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
在宅で生活している障がいのある人の割合	90.1% (R6)	90.1%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 少子高齢化や核家族化により、高齢の介護者家族や一人暮らしの障がい者が増加し、家族亡き後の障がい者に対する地域生活支援の充実が求められています。家族亡きあとを見据えた長期的な地域生活支援体制の整備に取り組みます。
- ▶ 障がいのある子どもの特性に応じた配慮やサポート体制の充実が求められています。関係機関との有機的な連携体制による分野横断的な支援に取り組むとともに、制度の効率的で効果的な運用と、より良いサービス提供を目指します。
- ▶ さまざまな要因を課題に持つ障がい者（家族）が増えています。複合的な問題を抱えた相談者に的確に対応できるよう、関係機関による総合的な相談支援体制を構築していくとともに、障がいのある方の自己決定の尊重及び意思決定の支援に取り組みます。
- ▶ 障がい者に適応した職場環境が少ない状況がみられます。改正障害者雇用促進法や総合支援法に基づき、就労を希望する障がいのある方の働く場の創出や農福連携など、地域にあった就労に向けた支援を充実させ、就労の機会の確保や定着支援に取り組みます。
- ▶ 改正障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められています。障がいや障がい者への理解、合理的配慮の提供推進に取り組みます。
- ▶ 災害時の避難に不安を抱えた障がい者・児（家族）が多く、避難支援体制の確立が求められています。避難支援個別計画の作成や、災害に備えた取組を支援し、関係機関と連携し、障がいのある方の災害時の安全を確保できる体制を整備します。

■関連個別計画

- 第3期八女市障がい者基本計画（中間改訂）（令和6年度～令和10年度）
- 第7期八女市障がい福祉計画・第3期八女市障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	障がいのある方が安心して暮らせる生活支援の充実	障がいのある方やその家族が親亡き後の生活も見据え、必要な地域生活支援サービスを受けられます。	地域生活支援で需給バランスが取れているサービス割合	71% (R6)	80%
	主な取組	地域生活拠点施設の制度整備、「にも包括※」の構築			
2	障がいのある子どもへの支援の充実	障がいのある子どもが、適切なサービスを受け、切れ目のない支援を受けています。	重度・強度行動障害・医療的ケア児等にも対応できる福祉サービス事業所数 切れ目のない支援として市としてケアしている障がい児数	2か所 (R6) 22人 (R7)	4か所 26人
	主な取組	重度・強度行動障がい児等への支援体制の推進、医療機関等との連携強化			
3	相談支援体制の充実・強化	複合的な要因を課題に持つ障がいのある方が、関係機関の連携により充実した相談を受けられ、支援につながります。	障がい福祉相談終結率	22.5% (R6)	28.0%
	主な取組	ネットワーク部会活動等の推進による地域のネットワーク強化			
4	就労の促進・経済的自立に向けた支援	特性や能力に応じたサービスを適正利用し、農福連携等の就労の場を通して自立した生活ができています。	就労支援サービスを利用して特性にあわせて就労している障がい者数	5人 (R6)	20人
	主な取組	働く場の創出、農福連携の推進、就労選択支援の推進			
5	障がいのある方の人権の尊重	障がいのある方が、不当な差別的取り扱いや人権が侵害されることのない生活を送れています。	障がいのある人の権利が侵害された件数（県、警察に報告する事案数）	0件 (R6)	0件
	主な取組	合理的配慮の啓発、障がい特性に関する理解の促進・普及啓発、虐待防止			

用語解説

※ にも包括＝「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の略称。精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのこと。

施策 5-5 こども・子育て支援



● 施策のめざす姿（ビジョン）

子育て環境が充実し、こどもと子育て世代が暮らし続けたいまちになります。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
八女市は子育てしやすいと思う保護者の割合	71.8% (R7)	76.0%
この地域で子育てをしたいと感じる乳幼児の保護者の割合	98.4% (R6)	99.0%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 保育所等への入所に関し、保育ニーズの高い西部地域においては、定員の見直し、増改築、送迎事業等による保育の供給体制を確保します。保育ニーズの縮小が見込まれる東部地域においては、必要な児童に必要な保育を実施するための提供体制を確保します。
- ▶ 学童保育所の入所に関しては、市内中心部を主として、高学年の待機児童が生じています。空き教室の活用や施設整備等により待機児童の縮減に努めます。
- ▶ 要保護児童対策地域協議会の強化によって、児童相談所や警察、地域の教育保育施設等との連携は密になりましたが、児童虐待対応ケースは年々増加しています。ケース対応には慎重かつ長期的な支援が必要なため、相談専門員等の専門的な対応力向上及び人材確保に努めます。
- ▶ こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。貧困につながりやすい生活困窮世帯やひとり親家庭等に対する支援を推進します。
- ▶ 発達に不安がある児童の相談増加が著しく、必要に応じた療育の促しを行っているものの、受け皿となる事業の整備や教育・保育施設内での対応力強化など、インクルージョン※1を進める必要があります。併せて、こどもを養育する保護者等への支援も行います。
- ▶ こども基本法施行、こども大綱策定に基づく、「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、こどもや若者からの意見聴取の機会を確保します。
- ▶ 出生率低下の原因の一つとして未婚化・晩婚化があると指摘されています。若者が人生のパートナーに出会える環境を創出したり、支援制度の積極的な情報発信をしたりすることで、家族形成意識を後押しする支援を行います。
- ▶ 少子化、核家族化、就労年齢の高齢化による家庭及び地域における「子育て力」の低下がみられます。地域と連携し、地域の子育て支援等を充実させると同時に、共に働き、共に育てる環境整備に努めます。

■ 関連個別計画

八女市こども計画（令和7年度～令和11年度）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	保育サービスの充実	保護者が、安心してこどもを預けられ、働くことができます。	保育所等の待機児童の数	0人 (R6)	0人
			保育所等の入所保留児童の数	120人 (R6)	100人
			学童保育所の待機児童の数	30人 (R7)	0人
主な取組		保育所等及び学童保育所の適切な利用調整と施設整備の実施、公立保育所における特色ある柔軟な保育サービスの提供			
2	子育て不安・負担の軽減	子育てに関する情報や知識が得られ、交流等により、不安や孤立、負担が軽減され、楽しんで子育てしています。	子育てが楽しいと感じている人の割合(こども計画指標)	86.7% (R7)	90.0%
			親族や配偶者以外で身近に子育て相談や情報交換できる人がいない割合	8.4% (R7)	6.0%
主な取組		各種預かり事業の実施、こども食堂や地域における居場所づくりの充実、様々なツールを活用した情報発信			
3	妊産婦・乳幼児期の健やかな成長支援	母子は、心身ともに健やかに成長するために、適切な健康管理がされています。	妊婦健診の平均受診回数	11.9回 (R6)	12.0回
			乳幼児健診の平均受診率	97.0% (R6)	96.7%
			虫歯のない3歳児割合	90.3% (R6)	93.0%
			乳幼児の予防接種率(麻しん風しん(MR))	第1期 99.5% 第2期 94.3% (R6)	95%以上
主な取組		訪問、アウトリーチ※2等を通じた妊産婦への支援、乳幼児健診の充実とこどもの成長課題への支援			
4	こども・若者の人権尊重	こども・若者が、多種多様な人格と個性を持ったひとりの人間として尊重され、その権利が守られています。	児童虐待認知件数	171件 (R6)	180件
			こどもの権利が守られていると思う大人の割合(こども計画指標)	84.1% (R7)	88.0%
主な取組		こども家庭センターによるこどもの権利侵害への対応充実			
5	家族形成意識への支援	若い世代への出会いの場・機会の創出により、家族形成する方が増加します。	八女筑後結婚サポートセンターお見合い組数(累計)	1,599組 (R6)	2,300組
主な取組		家族形成意識を後押しする支援、環境の提供			

※1 インクルージョン＝多様な人々が互いの違いを尊重し、分け隔てなく社会や組織の一員として受け入れられ、それぞれの能力や個性を生かして活躍できる状態。

※2 アウトリーチ＝積極的に対象者の居る場所に向向いて働きかけること。

用語解説

施策 5-6 社会保障

● 施策のめざす姿（ビジョン）

市民が持続的な保険運営とセーフティネットにより、安心して生活・医療を受けられます。

● 施策成果指標

本施策は、国の制度に基づいて社会保障を着実に履行することがねらいであり、国の施策や制度の影響が大きいことから、市としての施策成果指標は設定しません。

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 国民健康保険制度については、平成30年度から県と市町村による共同運営となり、給付に関する財政基盤の安定化が進められました。被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療への移行により、被保険者数及び医療費総額は減少している一方で、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、1人当たり医療費は増加傾向にあります。効果的な保健事業などに取り組むことで医療費の伸びの適正化を図り、財政運営主体である県と連携し、国民健康保険の安定的な運営に努めます。
- ▶ 適切なサービスの確保と費用の効率化を通じ、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度を構築するため、介護給付適正化に向けた取組を推進していきます。
- ▶ 高齢化率の増加に伴い生活保護受給者も増えています。生活保護受給者に対しては、ケースワーカーが必要に応じた訪問調査活動を行いながら支援を行います。また、適切な各扶助費の支給と社会的・経済的自立に向けた取組を推進していきます。
- ▶ 生活困窮者に対しては、状況に応じた包括的支援を行い、安定した生活に向けた自立のため、就労準備支援等に取り組みます。また、こどもの学習・生活支援や居場所づくりを行うことで、学習意欲や自己肯定感の向上を図り、「貧困の連鎖」の防止に取り組みます。
- ▶ 制度の狭間にいる「ひきこもり」等の方々を早期に支援します。また、自立や就労に向けた中間的なステップとして、ボランティア等の社会参加を通じ、「自分も社会や他人の役に立っている」という自信を取り戻せる場をつくります。「支援される側」から「地域を支える側」への役割転換を促し、誰もが自分らしく輝ける地域共生社会を包括的に推進します。

■関連個別計画

- 八女市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）（令和6年度～令和11年度）
- 第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和5年度～令和9年度）
- 八女市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿（対象、意図）	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	国民健康保険制度の健全な運営	適切な受診や利用により、国民健康保険制度が健全に運営されています。	国民健康保険1人当たり医療費（福岡県平均との差異）	12,958円	6,900円
	主な取組	医療費通知や後発医薬品差額通知の送付			
2	介護保険制度の健全な運営	介護保険が適正に利用され、健全な運営がされています。	介護保険料基準額（福岡県平均との差異）	98.5%（R6）	98.0%
			高齢者1人当たり介護給付額（年額）	318,918円（R6）	342,000円
	主な取組	サービス事業者への指導、要介護（支援）認定の適正化、ケアプランの点検			
3	生活保護受給者の就労支援	（生活保護受給者が）就労支援を受けることにより、自立に向けた就労につながっています。	就労支援を受け、就職できた受給者数（累計）	2人（R6）	20人
	主な取組	個別面談と専門家による就労・自立指導			
4	生活困窮者の自立支援	生活困窮者が、必要な支援により課題を解決し、自立した生活を送っています。	生活困窮者就労準備支援プログラム計画の達成者数（累計）	2人（R6）	14人
	主な取組	自立相談支援（プラン作成）、住居確保給付金（就職活動を支えるための家賃補助・家計改善のための転居費用補助）の支給、就労準備支援、家計改善支援、居住支援（シェルター事業）、子どもの学習・生活支援			





施策 6-1 学校教育・人権教育

● 施策のめざす姿（ビジョン）

市内の小・中・義務教育学校において、子ども達の生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）が育まれます。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
全国学力学習・状況調査の「学校に行くのが楽しい」とする児童の割合（小学校・義務教育学校前期）	86.5% (R7)	92.5%
全国学力学習・状況調査の「学校に行くのが楽しい」とする生徒の割合（中学校・義務教育学校後期）	83.3% (R7)	86.1%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 子どもたちの心の問題がより複雑化・深刻化しており、専門的なケアが必要です。児童・生徒の心と体の健康を確保するために、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）と連携しながら、教育相談活動の充実を図ります。また、「教育支援センターあしたば」や「学びの多様化分教室」などの関係機関との連携を強化することにより、不登校児童・生徒の学校復帰を支援するなど多様な学びを確保しながら、社会とのつながりを維持するための居場所づくりに努めます。
- ▶ 変化の激しい社会を生きる力を育み、地域を担う人材を育てることは大切な未来投資です。確かな学力の向上に加え、豊かな心や健やかな体の育成を目指し、連続した学びを実現する小中一貫教育や義務教育学校の推進、義務教育学校や各学校の特色を生かした教育の充実を図ります。また、豊かな心を育むために、八女市の良さ、素晴らしさ、地域の伝統文化の豊かさについて、発達段階や指導内容に応じた学習の充実に努めます。さらに、健やかな体の育成に向けて、体力テストの結果等を踏まえた体力向上の取組を推進します。
- ▶ 地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、教職員の働き方改革の推進を踏まえた学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもや自分と向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の運営充実に努めます。
- ▶ 学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設整備に努めるとともに、安全性・防犯性・衛生的な環境を整え、誰もが安心・安全に利用できる施設整備に取り組みます。また、児童・生徒の安全な通学路の確保のため危険箇所の改善やスクールバスの運行などの教育環境の整備・充実に取り組みます。
- ▶ 学校教育における人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育むために教職員及び児童・生徒への人権教育に取り組みます。
- ▶ 指導内容充実のための学習教材や資料の提供と、教職員への支援により、教職員の資質向上と学校における人権教育の充実に努めます。

■関連個別計画

八女市学校施設長寿命化計画（令和7年度～令和11年度）
八女市教育大綱（令和8年度～令和12年度）
八女市立学校再編整備基本構想（令和元年度～）、教育施策要綱（令和8年度～令和12年度）
八女市人権施策基本指針（平成24年度～ ※令和5年3月改訂）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	心と体の健康づくり の推進	子どもたちの豊かな心や健やかな体が育まれています。	不登校出現率(小学校)	3.3% (R6)	3.3%
			不登校出現率(中学校)	9.1% (R6)	9.1%
			体力テスト結果(小学校) (過当たりの運動時間<1週間当たりの運動時間が60分未満の児童の割合)	男子9.2% 女子16.0% (R6)	男子4.0% 女子10.0%
			体力テスト結果(中学校) (過当たりの運動時間<1週間当たりの運動時間が60分未満の生徒の割合)	男子9.2% 女子21.4% (R6)	男子4.0% 女子15.0%
主な取組		SC・SSWと連携した取組の推進、体力向上の取組の充実			
2	学力の向上	子どもたちに確かな学力が身に付いています。	全国学力・学習状況調査結果 標準化得点(全国の平均正答数を100とした値 小学校)	100 (R7)	国語 102 算数 100
			全国学力・学習状況調査結果 標準化得点(全国の平均正答数を100とした値 中学校)	100 (R7)	国語 100 数学 100
主な取組		学力の向上、個に応じた教育の推進、教職員の指導体制の充実、郷土愛を育む授業の充実、自己肯定感の向上			
3	教育環境の 整備・充実	児童・生徒・教職員が、衛生的で快適な環境の中で、安全に学習したり働くことができます。	学校トイレの洋式化割合(累計)	53.6% (R6)	85.8%
			登下校及び学校内での維持管理に起因する事故数	18件 (R6)	0件
主な取組		学校トイレの洋式化工事、通学路の安全確保、学校施設の営繕、ICT環境の充実			
4	人権に関する知的理解 の深化と人権感覚を育 む教育活動の推進	学校において、児童・生徒が様々な人権問題について学び、人権の意識が高まっています。	全国学力・学習状況調査(小学校・義務教育学校前期)「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童の割合	97.2% (R7)	98.2%
			全国学力・学習状況調査(中学校・義務教育学校後期)「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した生徒の割合	96.5% (R7)	97.6%
主な取組		人権学習指導資料の改定、出前授業			
5	人権尊重の視点に 立った学校づくりの 推進	教職員が研修会等で学びを深め、学校における人権教育が計画的・組織的に推進されています。	学校の人権教育推進に関わる取組による教職員の「人権に関する知的理解」の深まりについての平均値	3.43pt (R6)	3.5pt
			人権教育の年間指導計画や人権教育に係る教材の活用計画と教科等の年間指導計画との整合性の平均値	3.17pt (R6)	3.38pt
主な取組		人権・同和問題研修、人権・同和教育指導主事派遣事業			

施策6-2 生涯学習・平和

● 施策のめざす姿（ビジョン）

市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、平和を尊重しています。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
生涯学習を習慣的にしている市民の割合	41.2% (R7)	43.2%
平和の大切さ等を後世に伝えていくことが重要と思う市民の割合	94.4% (R7)	95.0%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 人口減少や少子高齢化の進行、コロナ禍など様々な要因により市民を取り巻く環境がより多様化、複雑化しています。人生100年時代と言われる超長寿社会を迎える中で、社会の変化や地域の実態に対応した生涯学習の機会を提供するとともに、学びの成果を生かせるしくみづくりが必要です。
- ▶ 幅広い住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指す、地域学校協働活動事業を推進します。
- ▶ 図書館ボランティアを通じた市民との協働により、市民に親しまれる図書館づくりを推進します。また、子どもの読書活動を推進するため、本との出会いの場を提供し、読書習慣の育成に努めます。
- ▶ 生涯学習の拠点として、市民のニーズに応じた資料や情報を計画的かつ積極的に収集・提供し、親しみやすく利用しやすい図書館づくりを行います。また、より利用しやすい図書館を目指し、ソフト面の機能拡充を推進します。
- ▶ 子どもを取り巻く環境は、少子化、デジタル化、グローバル化など大きく変化しています。子どもたちが自主性、社会性を身につけ、社会の一員として成長するために、有効な自然体験、社会体験等の様々な活動プログラムの提供・充実に取り組みます。
- ▶ 日本では戦後80年が経過し、戦争体験者の高齢化と減少により、戦争を知らない市民が多くなっている一方、世界では未だに各地で戦争や武力紛争が発生し、核兵器廃絶も実現されていない現状です。平和は安心して生活していくための大前提であり、「平和の火」を灯し続ける八女市として、平和の大切さと戦争の非人道性を次世代に伝え、市民の平和意識の高揚を図ります。また、平和の礎は互いの人権を尊重することにあるとの認識のもと、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法、部落差別解消推進法などの理念を踏まえ、あらゆる差別のない社会の実現に向けた平和教育を推進します。

■ 関連個別計画

- 八女市教育大綱（令和8年度～令和12年度）
- 教育施策要綱（令和8年度～令和12年度）
- 八女市社会教育計画（令和3年度～令和8年度）
- 八女市子どもの読書活動推進計画（令和4年度～令和8年度）



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	学習機会の充実	(市民の) ニーズに対応し、地域の特性を生かした学習機会が充実しています。	八女市は学習機会が充実していると思う市民の割合	57.2% (R7)	59.7%
	主な取組	公民館講座事業、青少年教育事業、図書資料情報提供			
2	家庭・地域・学校の連携と地域の教育力の向上	(市内の) 家庭・地域・学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支えています。	地域学校協働活動に参加したサポーター数	882人 (R6)	1,100人
	主な取組	地域学校協働活動事業			
3	読書活動の推進	(市民の) 図書にふれる機会が充実し、読書人口の裾野が拡大しています。	図書館の年間利用割合 市民一人当たりの貸出冊数	24.7% (R6) 4.34冊 (R6)	26.0% 5.0冊
	主な取組	ブックスタート・ブックセカンド事業、おはなし会、図書館講座、移動図書館車巡回、電子図書館			
4	青少年の健全育成・体験活動の推進	(子どもたちの) 協調性や自己肯定感が自然体験や、社会体験等の様々なプログラムで育まれます。	講座等に参加し、成長したと感じた子どもの割合	86% (R6)	90%
	主な取組	小学生対象講座、中学生対象講座			
5	平和意識の普及・高揚	(市民が) 平和の大切さや戦争の愚かさを理解し、世界平和の意識が高まっています。	平和事業の参加者数	5,298人 (R6)	6,331人
	主な取組	若年世代対象の事業と連携した平和事業の実施、「平和の火」の啓発			



八女市星野村「平和の塔」

施策 6-3 歴史・文化

● 施策のめざす姿（ビジョン）

市民が文化や芸術に親しみ、生活に潤いと豊かさが満ちた地域社会となります。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
文化や芸術に親しむことで郷土に愛着や誇りを持っている市民の割合	68.5% (R7)	71.3%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶異なる文化的背景や多様な興味、生活環境を持つ市民が共存する現代社会において、多様なニーズに応じた文化芸術の振興が課題となっています。市民会館や美術館などの文化施設だけでなく地域のあらゆる場所で、市民が気軽に文化や芸術に親しめる機会の充実に努めます。
- ▶次世代を担う子どもたちが分け隔てなく文化や芸術を享受できるように、身近に鑑賞・体験できる機会の充実を図ります。子どもを対象にした事業を積極的に展開し、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育てることを推進します。
- ▶地域の伝統文化は、近年の急速な社会構造の変化や、伝統を担う人々の高齢化により、その歴史的な資源を次世代に継承することが課題となっています。無形民俗文化財の記録・保存と継承のための取組の推進を図っていきます。
- ▶これまで分散保管されてきた埋蔵文化財を集積し、その他の文化財の保管方法も整理します。さらに、『磐井の戦い1500年記念事業』における特別展や市民参加型イベントの実施及び『南北朝時代歴史回廊基本構想』に基づく史跡等の周遊ルートの活用など、具体的な歴史資源を生かした事業を展開し、観光、産業、まちづくりなど多様な分野との連携により地域活性化を図ります。

■関連個別計画

八女市南北朝時代歴史回廊基本構想（平成 29 年度～）
八女市社会教育計画（令和 3 年度～令和 8 年度）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	文化や芸術への参加・鑑賞の推進	市民が地域固有の文化や芸術に触れ、学び、親しんでいます。	市が関与する文化・芸術事業の参加者数 この 1 年間で文化芸術に触れた市民の割合	13,172人 (R6) 52.5% (R7)	15,150人 55.0%
	主な取組	市民会館事業、美術館事業、市民の文化活動への支援			
2	子どもが文化や芸術に触れる機会の充実	優れた文化や芸術を体験した子ども数が増えています。	鑑賞会等における子どもの参加者数	573人 (R6)	700人
	主な取組	子ども向け鑑賞会、学校の社会見学			
3	地域の伝統文化の保存・継承	地域の伝統文化が保存・継承され、多くの人に認知されています。	無形民俗文化財の記録保存着手数 無形民俗文化財の認知数	0件 (R6) 2.15文化財 (R7)	2件 2.5文化財
	主な取組	八女福島 の 燈籠人形、旭座人形芝居、八女津媛神社の浮立等の支援・調査			
4	観光振興や地域振興等につなげる取組の推進	地域ならではの文化財の魅力が見直され、観光、地域振興等につながっています。	主要文化施設（岩戸山歴史文化交流館、旧大内邸等）の入館者数	68,381人 (R6)	75,400人
	主な取組	磐井の戦い1500年記念関連事業（市民劇、e-sports等）、南北朝の歴史事業、地域固有の文化や芸術をテーマにした周遊メニュー等の研究			
5	文化財の保存活用の推進	文化財の保存が進んで市民が気軽に親しめるようになっています。	展示室・展示館の入館者数 市内の文化財認知数	68,381人 (R6) 7.86文化財	75,400人 8.5文化財
	主な取組	文化財収蔵施設の整備、磐井の戦い1500年記念事業（特別展、記念講演会等）、八女古墳群保存活用計画の策定			



八女福島 の 燈籠人形



岩戸山古墳



施策 6-4 スポーツ

● 施策のめざす姿（ビジョン）

市民が日頃からスポーツに参加し、心身ともに健康に生活できます。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
週1回以上スポーツ（運動）をしている市民の割合	36.4% (R7)	70.0%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ スポーツ・健康づくりに取り組んでいくことは、単に健康増進につながるだけではなく、豊かな精神を育んでいきます。八女市は平成28年5月にスポーツ・健康づくり都市を宣言しており、今後も健康寿命の延伸を目指し、健康に対して意識を高め、幅広い社会的な交流を進め、積極的にスポーツに親しむ人を増やす取組を進めます。
- ▶ 総合型地域スポーツクラブは、子どもから大人まで市民が身近な地域で「スポーツ」に親しむために、地域住民により自主的に運営されています。総合型地域スポーツクラブへの運営支援強化と広報支援に取り組めます。
- ▶ 経験や年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが共にスポーツに触れる機会が必要です。高齢者や障がい者を含むすべての市民が一緒に楽しむことができるよう、多様なニーズ（初心者向け、高齢者向け、パラスポーツ等）に応えるスポーツ教室・イベントの企画・開催の充実に取り組めます。
- ▶ スポーツを通じた市内外の交流は、スポーツへの関心を高めるきっかけとなります。スポーツイベントや合宿誘致を通して交流人口を拡大するとともに地域経済への波及効果を図ります。
- ▶ 八女市体育施設等管理計画に基づき、老朽化が著しい主要スポーツ施設を計画的に改修し、適正配置に努め、施設の安全性と快適な施設環境を維持します。市民の健康増進やスポーツ人口の拡大を図る上で、安全で快適なスポーツ環境の確保は喫緊の課題です。八女市体育施設等管理計画に基づき、老朽化が著しい主要スポーツ施設の安全確保に向けた改修を最優先で進めるとともに、施設の適正配置については、中長期的な視点に基づき段階的な整備を図ることで、将来にわたり安全で快適な施設環境を維持していきます。
- ▶ 少子化による部活動の維持困難と教員の専門外部活動指導の負担が課題となっています。学校部活動の地域ガイドラインを踏まえ、部活動の地域展開を推進し、受け皿の整備・支援、指導者育成に取り組めます。

■ 関連個別計画

八女市体育施設等管理計画（令和元年度～令和28年度）
八女市社会教育計画（令和3年度～令和8年度）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	スポーツ人口の増加	スポーツを親しむ市民が増えています。	ウォーキングイベント参加者数 ウォーキングイベント全国順位	1,549人 (R6) 2位 (R6)	1,800人 1位
	主な取組	スプリングウォーク／オクトーバーラン＆ウォーク、スポーツ推進委員活動、ニュースポーツの普及、総合型地域スポーツクラブ活動の支援			
2	スポーツイベントによる交流人口の拡大	スポーツイベント等への参加者が増加し、スポーツを通じた交流人口が増えています。	スポーツイベント等の市外からの参加者数	1,314人 (R6)	1,660人
	主な取組	マラソン大会等			
3	スポーツ施設の充実と適正配置	利用者が安全に施設を利用できるとともに、利用者数が増加しています。	スポーツ施設年間延べ利用者数 スポーツ施設の管理瑕疵による利用支障発生件数	318,062人 (R6) 0件 (R6)	350,000人 0件
	主な取組	八女市体育施設等管理計画に基づく体育施設の営繕等			
4	スポーツ指導者の育成の推進	指導者が育成され、指導者の質が高まっています。	スポーツ指導者研修会等の受講者数 スポーツ指導者研修が有効で現場で生かせると思う受講者の割合	- -	100人 90%
	主な取組	部活動の地域展開に伴う指導者の育成、体育協会等連携による指導者の育成			



八女東部スポーツ公園



八女・桜まつり健康マラソン大会

施策 7-1 人権・男女共同参画

● 施策のめざす姿（ビジョン）

すべての市民の人権が尊重され、男女共同参画が推進されます。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
人権侵害を受けたことがある市民の割合	19.0% (R7)	15.0%
あらゆる分野で男女の地位が平等になっていると思う割合	28.2% (R7)	30.0%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 障害者差別解消法やハイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法等の人権関連法が制定され、人権に関する関心が高まっています。八女市では、「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」に基づき、人権啓発事業の推進や八女市人権・同和教育啓発センターを拠点とした相談体制の充実を図ります。
- ▶ 部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症、性の多様性に関わる人権問題等が存在しています。また、近年はインターネット上の人権侵害やハラスメント等も発生し、人権問題は多様化、複雑化しています。「かけがえのない命が輝くまちづくりをめざして」という基本指針のもと、誰もが地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- ▶ 性別による固定的役割分担意識の改善をはじめ、地域や行政における方針決定過程等での女性の参画が十分でないことから、八女市男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画社会を推進します。推進にあたっては、男女の平等が日本国憲法に保障された「権利」であることを基本とし、さらなる意識啓発に取り組めます。
- ▶ 女性相談支援体制の充実や関係機関との連携強化を通じて、配偶者等からの暴力の被害者に対する支援に取り組めます。

■ 関連個別計画

- 八女市人権施策基本指針（平成 24 年度～ ※令和 5 年 3 月改訂）
- 八女市人権施策実施計画
- 第 6 次八女市男女共同参画行動計画（令和 8 年度～令和 12 年度）
- 八女市社会教育計画（令和 3 年度～令和 8 年度）



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	人権・同和問題に関する相談体制の充実	(市民が) 人権侵害を受けた時にいつでも相談できています。	自分の人権が侵害された場合に相談できない人の割合	46.7% (R7)	40.0%
	主な取組	人権に関する相談事業			
2	市民の人権意識の高揚	(市民が) 自他の人権が大切であることを理解し、お互いに認め合っています。	人権啓発研修等で「人権問題への関心や理解が深まった」とする参加者の割合	54.0% (R7)	65.0%
	主な取組	人権啓発事業の充実			
3	男女共同参画の推進	(市民が) ジェンダー平等を理解し、男女共同参画を推進しています。	家庭の中で、男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	35.5% (R7)	37.0%
			地域の中で、男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	27.6% (R7)	30.0%
	主な取組	ジェンダー平等の意識づくり			
4	困難な問題を抱える女性への支援の充実	DV等困難な問題を抱える女性が安心して相談でき、必要に応じた支援を受けられます。	相談から支援につながった相談件数割合	38.0% (R6)	43.0%
	主な取組	困難な問題を抱える女性への支援(女性相談支援員が相談に応じ、様々な機関と連携・協力して、一人一人のニーズに応じた包括的な支援を実施)、女性相談窓口の周知			



福岡県人権の花・ヒマワリ

施策 7-2 地域コミュニティ

● 施策のめざす姿（ビジョン）

活気ある地域コミュニティを基盤とした持続可能な地域活動が行われます。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
地域活動(行政区活動やまちづくり団体活動)に主体的に参加している市民の割合	32.0% (R7)	44.0%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 地域行政の基礎単位組織である行政区は、地域行政において必要不可欠な存在であることから、環境保全、福祉、生涯学習、防犯、防災といった行政区が行う自主的な地域活動や持続可能な行政区運営のためのさまざまな支援を行います。
- ▶ 少子高齢化、過疎化による地域活動の担い手不足や役員のなり手不足等の課題の解決策として、行政区の統合も一つの手段であることから、再編統合を検討する行政区に対して、再編統合に向けたスムーズな調整とその後の運営について支援します。
- ▶ 時代の流れとともに、社会情勢や生活環境も変化し、住民の地域活動に対する意識の希薄化により、自治会・町内会の加入率は減少傾向にあることから、自治会・町内会の組織力強化のため、行政区長と連携して加入率向上に向けて取り組みます。
- ▶ 急速に変化する社会情勢とともに、地域住民の生活スタイルの変化及び価値観の多様化等、地域コミュニティの核となるまちづくり団体に求められる役割は多岐にわたっていることから、各地区のまちづくり団体の活動を支援するとともに、意見交換を行いながら、各地域の課題解決に向けた取組を推進しています。
- ▶ 今後も直面する少子高齢化及び人口減少問題に伴う地域コミュニティの維持発展のため、各地区のまちづくり団体が策定した地域振興計画に基づき、各地域の課題解決に向けた様々な活動を行っていくための支援を継続し、持続可能なまちづくりを推進します。
- ▶ 人口減少により集落の維持が困難になる、生活習慣や文化が異なる外国人との共生など、地域コミュニティは様々な課題を抱えています。市民のつながりの輪を大きくし、市内外の人々や地域に居住する外国人等が地域とつながり、良好なコミュニティ形成や地域の活性化に結び付くようしくみづくりを進めます。



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	自主的で持続可能な行政区の運営	持続可能で活発な行政区活動が行われています。	いきいき行政区運営交付金事業を活用している行政区の割合	99.5% (R6)	100%
			行政区活動に参加している市民の割合	49.2% (R7)	54.0%
	主な取組	いきいき行政区運営交付金の交付、行政区長業務の効率化、行政区再編の支援			
2	自治会・町内会組織の強化	(地域住民の)自治会・町内会の加入率が向上し、組織力が強化されています。	自治会・町内会の加入率	83.1% (R6.10.1)	83.1%
	主な取組	「自治会・町内会加入促進の手引き」の作成、「自治会・町内会加入促進リーフレット」の改訂、自治会・町内会DXの推進			
3	まちづくり団体の維持・活性化	まちづくり団体の活動が維持・活性化され、住民主体の地域づくりが行われています。	まちづくり団体活動に参加している市民の割合	14.8% (R7)	17.8%
	主な取組	まちづくり団体の育成、未来づくり協議会との連携			



祇園祭



風流・はんや舞

施策 8-1 都市間交流・国際交流(シティプロモーション)

● 施策のめざす姿（ビジョン）

都市間交流・国際交流を通して、八女市の魅力が国内外に発信され、文化や経済の連携が深まります。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
八女市の認知度ランキング	358位 (R6)	250位

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 市では、ブランドの構築・共有や、情報発信における地域住民の参画や、若年層への訴求が不足しているため、八女市の魅力を効果的に発信し、観光の発展や地域経済の活性化、移住・定住・交流人口の拡大、ふるさと納税の拡大等へつながる戦略的な対外広報(シティプロモーション)を推進します。
- ▶ 国内では交流都市を中心に、歴史・文化・伝統工芸・農産品など八女市のPRに努め、交流人口の増加を図ります。八女市の知名度を高めるとともに、市民の「ふるさと」への誇りが次世代へ繋がるよう取り組みます。
- ▶ 八女市内でも外国人住民が増加し、言語や文化の多様性を受け入れる多文化共生社会の実現が求められており、グローバル化の進展に対応できる次世代の育成が必要です。国外との交流では、交流事業を通して、市民の多文化共生への理解や国際感覚の醸成に努めます。青少年の交流を推進し、八女市から世界へ羽ばたく人材の育成につながるよう、国際交流の機会を設けます。
- ▶ 国内市場の縮小や地域産業の担い手不足が懸念される一方、海外では日本の農産品や伝統工芸への関心が高まっており、新たな販路開拓の好機となっています。国内外ともに、これまでの文化的交流に加え、経済的連携に繋がる取組を進めます。

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	シティプロモーションの推進による交流・関係人口の拡大	市の魅力を戦略的に発信することで、市の魅力や認知度が向上しています。	関係人口数	110,369人 (R6)	132,600人
			全国魅力度の順位	351位 (R6)	303位
	主な取組	シティプロモーションの推進(対外情報発信の改善)、関係人口の創出(地域おこし協力隊の活用拡充、ふるさと納税寄附者の増加、二拠点居住の推進など)			
2	国内交流の推進	国内交流を通して、八女市の知名度が向上しています。	国内交流事業に携わった人数	65人 (R6)	100人
	主な取組	奈良県吉野町、静岡県吉田町、大阪府高槻市、愛知県岡崎市等との交流			
3	国際交流の推進	多様な国際交流が展開され、文化的交流が展開されるとともに、特産品の経済的連携につながっています。	国際交流事業参加者数	140人 (R6)	200人
	主な取組	韓国巨済市、アメリカ合衆国ハワイ州等との交流			



「地方創生SDGsフェスin大阪・関西万博2025」に出展し、八女市の魅力を広く発信



上陽北浜学園とワシントンミドルスクール(アメリカ合衆国ハワイ州)との交流

施策 8-2 協働・情報

● 施策のめざす姿（ビジョン）

市民が主体となったまちづくりが展開されるとともに、
市政や魅力などの情報が共有され良好な関係性を築きます。

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
八女市のまちづくりに参加している人の割合	51.1% (R7)	53.6%
広報紙・コミュニティFM・ホームページ・SNSなどを通じた市からの情報が役に立っていると思う市民の割合	74.6% (R7)	90.0%

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 各種政策・計画及び市民生活に影響を与える制度を決定する過程において、パブリックコメント制度により、広く市民の皆さまから意見を求め、当該政策等に反映することで、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図ります。
- ▶ 広大な市域では、行政の目が行き届きにくく、市民の声が市政に反映されにくい状況があります。また、合併した各地域がそれぞれ異なる課題を抱えており、課題に応じた対応が求められています。移動市長室の定期的な実施により、市民との直接対話の機会を設けます。
- ▶ 市民が情報を得る手段や発信する手段は多様化してきています。すべての市民にタイムリーに必要な情報が届くように様々な媒体を通じた広報活動が必要なため、広報紙やインターネット媒体、コミュニティFM(FM八女)などの手段を通して、世代やニーズを考えた戦略性のある広報活動に取り組みます。
- ▶ 複雑・多様化するまちづくりの課題を解決するためには市民、行政等がそれぞれの立場で役割を担い、協力しながら取り組む必要があり、そのためにもお互いの立場を尊重しながら理解を深めていくことが重要です。「市民と創るまちづくり」を基本として、市民が取り組むこと、行政が取り組むこと、市民と行政が協働して取り組むことをともに考えていしながら、市民が主役となって活動できる持続可能なまちづくりを推進します。
- ▶ 少子高齢化の進展やライフスタイルの変化により、福祉や防災、環境保全など、行政だけでは対応が困難な地域課題が増加・複雑化しています。そのため、市民や団体が主体となったきめ細やかな活動との連携が必要です。協働のまちづくりのパートナーとなるボランティア団体やNPO法人を育成し、活動を支援します。



● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	市民に開かれた 広聴・広報	市民の意見が市政に反映され、 市から発信される情報にアク セスしやすくなっています。	市に対して意見を伝えやす いと思う市民の割合	46.2% (R7)	60.0%
			市政情報の提供の満足度	78.4% (R7)	90.0%
			公式ホームページのアクセス 数及び各SNSのフォロワー数	公式ホーム ページ アクセス 数(PV数): 3,090,000 公式LINE 友だち数: 16,383 公式 Facebook フォロワー 数:1,191 公式 Instagram フォロワー 数:2,368 公式 YouTube チャンネル 登録者数: 1,220 (R7)	公式ホーム ページ アクセス 数(PV数): 3,582,000 公式LINE 友だち数: 18,992 公式 Facebook フォロワー 数:1,380 公式 Instagram フォロワー 数:2,745 公式 YouTube チャンネル 登録者数: 1,414
主な取組		移動市長室の定期的な実施、公式ホームページのアクセシビリティ(利用しやすさ)、ユー ザビリティ(操作しやすさ)の向上、専門人材活用によるSNSの統合強化の推進			
2	市民との協働の推進	市民が主体となり、地域課題 の解決や地域の魅力を生かし たまちづくりが進められてい ます。	市民による主体的なまちづ くりの提案件数(累計)	293件 (R6)	343件
			NPO団体登録数	30法人 (R6)	36法人
主な取組		市民提案型のまちづくりの推進、協働によるまちづくり方針の啓発、ボランティアやNPO 等の団体育成支援			



広報 八女



移動市長室



施策 8-3 行財政

● 施策のめざす姿（ビジョン）

効率的で健全な行財政運営が持続しており、行政サービスが向上します。（第9次八女市行政改革大綱）

● 施策成果指標

施策成果指標	基準値	R12 目標値
行政サービスが便利になったと感じた人の割合	80.5% (R7)	85.0%
実質公債費比率	6.7% (早期健全化基準) (R6)	12.5% (上限値)

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ デジタル技術は急速に進化しています。このため、デジタル技術を活用した行政手続や相談のオンライン化を進めるとともに、次世代を担うデジタル人材を育成します。
- ▶ 複雑化する制度や多様化する手続方法に対応し、限られた職員数で行政サービスを維持・向上させるため、AI（人工知能）やRPA（ソフトウェアロボットによる作業の自動化）等のデジタル技術を活用してバックヤード業務の効率化を図ります。
- ▶ 深刻化する人口減少、特に少子化により、人材の確保は一層困難になることが予想されます。この社会変化を見据え、多様な人材の戦略的な確保と育成を推進します。また、職員一人ひとりが挑戦を恐れず、成長を実感できる職場環境を整備することで、変化を先読みする政策立案能力と、あらゆる事態にしなやかに対応できる強靱な組織力の強化を目指します。（人事、未来）
- ▶ 人口減少や高齢化に伴い社会保障費の増加や物価の高騰が進む一方で、税収の増加は見込まれません。政策の財源となる安定収入（税収の維持、ふるさと納税制度による寄附）を増やし、事業の必要性、緊急性、事業効果を検討したうえで事業の見直しを徹底し歳出事業を見直します。
- ▶ サービスに対する住民ニーズの変化に合わせた公共施設の適正管理に取り組みます。
- ▶ 他自治体に比べ多くの施設を保有しており、その老朽化による維持補修費の増加や大規模改修・建替えなどが必要な状況にあり、将来負担の軽減を図り、限られた財源の中で充実した行政サービスを提供し続けられるよう、公共施設の必要数や適正配置等のあり方を検討し、計画的で効率的な公共施設の整備、維持管理、長寿命化及び統廃合を進めます。また、公民連携（PPP/PFI）を進めます。
- ▶ 多様化・複雑化する行財政を安定運営するために、企画、財政、人事及びDX部門が連携した行政経営マネジメントを進めます。

■ 関連個別計画

八女市公共施設等総合管理計画（平成 29 年度～令和 28 年度）
八女市人材育成計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿 (対象、意図)	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	行政手続のオンライン化による市民サービス向上	市役所に行かなくても行政サービスが受けられます。	オンライン化した手続の申請数(累計)	1,910件 臨時的給付金申請件数除く (R6)	4,000件
	主な取組	オンライン手続への移行、マイナンバーカード利活用の推進			
2	成果重視の行政経営の推進	PDCAサイクルが確立され、成果重視の行政経営が行われています。	総合計画の基本事項の成果指標向上割合 行政評価が事業見直しや次年度予算に生かされていると思う職員割合	— 37.0% (R7)	100% 80.0%
	主な取組	行政経営マネジメント（行政評価を含む）			
3	人材育成と創造的活動の推進	魅力的な職場となり、人材が定着しやすく、職員が生き生きと働ける環境が整備されています。	創造的活動に従事した職員の割合(累計) DX推進人材の育成数	0% (R6) 0人 (R6)	50% 171人
	主な取組	職員研修、人事評価、創造的活動従事制度（勤務時間の一部を活用し通常の担当業務以外の創造的活動に従事）、スマートシフトプロジェクト（DX推進人材の育成）、採用プロモーションの強化、時代に応じた柔軟な組織の見直し			
4	持続可能な財政運営	財政需要の変化をとらえ事業実施にあたり財源が確保できています。	実質赤字比率 ふるさと支援寄附額	— (黒字) 1,601,718千円 (R6)	— (黒字) 2,000,000千円
	主な取組	事業の見直し、市税等の賦課徴収、ふるさと支援寄附額の拡大			
5	公共建築物の総量見直し	公共施設が適正に配置され、公共建築物の保有総量が削減されています。	保有量総量の縮減率	0% (R3)	22.4% (5.8万㎡)
	主な取組	公共施設の集約化及び遊休公共施設の売却等			
6	公共施設における民間活力の活用	公共施設の建設、維持管理、運営などに民間資金やノウハウが活用されています。	公共施設運営等の民間活用率	14.9% (R6)	14.9%
	主な取組	公民連携事業の推進、サウンディング※の実施			

用語解説

※ サウンディング＝行政が民間事業者と直接対話して意見や提案を求める情報収集手法。

施策 8-4 広域行政

● 施策のめざす姿（ビジョン）

近隣地域との持続的な広域連携により効率的な行政サービスを維持します。

● 施策成果指標

本施策は、各施策の成果を実現するための一部事務組合等の広域行政という手法や手段について記載したもので、施策横断的であることから、施策成果指標は設定しません。

● 施策を取り巻く環境変化と課題／施策の基本方針

- ▶ 交通網や情報通信網の発達により住民の活動範囲は住んでいる地域を超えて広域化していく中で、人口減少や少子高齢化は近隣市町共通の課題です。これらの課題に対応するためには、行政サービスを近隣市町と広域的に連携して提供することが重要です。既に広域で対応している消防、病院、し尿処理、ごみ処理、火葬場、農業用水などのサービスを引き続き関係自治体と協力して安定運営することで、効率的で効果的な行政運営を推進します。なお、一部事務組合の運営においては、構成自治体として連携を深め、組合と協力しながら積極的に関与していきます。
- ▶ 一部事務組合が運営する施設は耐用年数の経過とともに更新時期を迎えます。将来のサービス需要予測と行政サービスの維持を図りながら関係市町と連携します。
- ▶ 異常気象の影響を受けて自然災害が頻発しやすくなり、市域を超えて広範囲に被害をもたらしています。このため、今後の災害復旧、避難活動、防災活動には、近隣の市町や防災連携自治体と協力して対応します。
- ▶ 生産年齢人口の減少に伴い、インフラを支える技術職員や地域の健康を守る保健師などの専門職の確保が難しくなることが想定されています。そのため、市町間で人材不足を補完協力する水平連携に加えて県と市が協力する垂直連携を進めます。
- ▶ 市町村合併により広大な地域となったこの市では、単独の自治体として定住自立圏構想に取り組んでおり、共生ビジョンに基づいた事業を進めています。今後も引き続き、市内の各地域がそれぞれの特性を生かしながら協力し、全体として住みやすく自立した地域社会を築きます。

■ 関連個別計画

第4次八女市定住自立圏共生ビジョン（令和7年度～令和11年度）

● 基本事項（施策を実現するための要素）

	基本事項名称	基本事項のめざす姿（対象、意図）	基本事項成果指標	基準値	R12 目標値
1	一部事務組合の安定運営	一部事務組合の経営が健全な状態で、行政サービスが滞ることなく維持しています。	一部事務組合が提供する行政サービスの機能不全日数	0日（R6）	0日
	主な取組	一部事務組合に対する運営負担、関係市町との運営協議			
2	中心地と周辺地が暮らしやすく自立したネットワークの構築	住民がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる定住自立圏が形成されています。	定住自立圏構想共生ビジョンの目標指標達成率	0%（R7）	100%
	主な取組	八女市定住自立圏構想の推進			



八女中部衛生施設事務組合



八女地区消防組合



公立八女総合病院企業団



八女西部広域事務組合

資 料

1. 第5次八女市総合計画後期基本計画策定経緯
2. 答 申
3. 八女市総合計画審議会 委員名簿
4. 八女市総合計画策定委員会 委員名簿

1. 第5次八女市総合計画後期基本計画策定経緯

年月日	内容
令和6（2024）年6月25日	第1回総合計画策定委員会（スケジュールの検討）
令和7（2025）年3月17日	第2回総合計画策定委員会（策定方針の決定）
4月18日～5月9日	アンケート調査の実施（市民意識調査：18歳以上3,000人）
5月15日～19日	庁内政策別課題設定会議
5月26日	第3回総合計画策定委員会（前期基本計画の総括、後期基本計画のコンセプト、後期基本計画政策別課題設定会議報告）
7月7日～11日	庁内第5次総合計画後期基本計画素案策定会議
7月12日	八女の未来をデザイン！市民ワークショップ（昼の部：高校生対象、夜の部：20～40代対象）
8月21日	第4回総合計画策定委員会（後期基本計画素案）
9月2日～12日	第5次八女市総合計画後期基本計画成果指標の基準値・目標値設定（第1回）
9月24日	第1回総合計画審議会（委嘱、会長・副会長選出、諮問、前期基本計画の評価）
9月26日～10月17日	アンケート調査の実施（総合計画策定のためのアンケート：18歳以上3,000人）
10月24日	第2回総合計画審議会（序論・後期基本計画素案審議）
11月13日	第3回総合計画審議会（後期基本計画素案審議）
12月1日～12月19日	パブリックコメント実施
12月8日～12月19日	後期基本計画成果指標の基準値・目標値設定（第2回）
12月25日	第4回総合計画審議会（後期基本計画素案審議）
令和8（2026）年1月30日	第5回総合計画審議会・答申
2月9日	第5回総合計画策定委員会（審議会・パブリックコメント報告）
2月9日～3月9日	後期基本計画（案）点検・修正（審議会答申及びパブリックコメントを受けた最終調整）
3月13日	第5次八女市総合計画後期基本計画策定
3月19日	議会全員協議会報告

2. 答 申

令和8年1月30日

八女市長 簗 原 悠太朗 様

八女市総合計画審議会

会長 土 肥 勲 嗣

第5次八女市総合計画後期基本計画について（答申）

令和7年9月24日、本審議会に諮問された第5次八女市総合計画案について、八女市総合計画審議会規則（昭和56年規則第4号）第2条の規定に基づき慎重に審議を重ねた結果、結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

市政の運営の基本となる第5次八女市総合計画後期基本計画の策定にあたっては、本審議会の審議経過と答申を十分に尊重されることを要望します。

また、答申以外で各委員より出された意見・提案については、さらに検討されるとともに、今後も地域の声を聴き、市民のニーズを的確に把握しながら、各施策の効率的・効果的かつ計画的な推進を図られるようお願い申し上げます。

3. 八女市総合計画審議会 委員名簿

会 長◎ 副会長○

	氏 名	団体等
	橋本 正敏	八女市議会議員
	高橋 信広	八女市議会議員
	服部 良一	八女市議会議員
	原田 英雄	八女市議会議員
	田中 栄一	八女市議会議員
	森 茂生	八女市議会議員
	高山 正信	八女市議会議員
	川口 堅志	八女市議会議員
	牧口 健次郎	八女市体育協会
	内藤 智浩	八女消防本部
	山下 哲男	八女市行政区長会
	梅野 千歳	八女市 PTA 連合会
	山口 久幸	八女市文化財専門委員会
	鹿野 真衣	やめファミリー・サポート・センターまかせてね会
	久保山 太一	八女市地域公共交通協議会
○	井上 茂美	八女市未来づくり協議会
	野中 幸作	八女市人権・同和教育研究協議会
	田村 邦子	八女市民生委員児童委員連絡協議会
	山下 芳子	福岡八女農業協同組合
	藤本 友佳子	一般社団法人八女筑後医師会
	内田 進	八女市中学校等校長会
	野上 隆義	八女市シニアクラブ連合会
	樋口 亘善	福岡県八女森林組合
	樋口 芳子	八女市身体障害者福祉協会
	荒巻 義満	八女市商工会
	牛島 義文	連合福岡南筑後地域協議会
	稲葉 修一	八女商工会議所
	末松 尚樹	八女金融協会
◎	土肥 勲嗣	知識経験者
	木田 和子	知識経験者
	松延 均	知識経験者
	入部 満広	知識経験者
	櫻木 恵子	知識経験者
	梅野 綾子	市民公募
	押川 千佳	市民公募
	高田 樹彦	市民公募
	上山 達也	市民公募
	二宮 誓子	市民公募

(順不同、敬称略)

4. 八女市総合計画策定委員会 委員名簿

役 職	委員氏名	備 考
委員長	原 亮一	副市長
副委員長	城後 慎一	教育長
委員	丸山 隆	未来創造戦略室長
委員	坂田 智子	総務部長
委員	田中 和己	企画部長
委員	牛島 新五	市民部長
委員	平 武文	健康福祉部長
委員	山口 幸彦	建設経済部長
委員	馬場 浩義	教育部長

事務局（企画部企画政策課）

石橋 信輝	朽網 俊哉	服部 晶子
執行 絵理佳	牛島 啓多	

表紙及び裏表紙は、八女市を拠点に芸術作品制作を行う 浜武 武士さんによる作品です。八女市各所をテーマに作品を手掛けていただきました。

表（おもて）

八女中央大茶園・谷川梅林（立花町）・伝統的な石橋（寄口橋・上陽町）・日向神ダムとハート岩（矢部村）・鹿里棚田（星野村）・黒木の大藤と黒木伝統的建造物群保存地区（黒木町）・岩戸山古墳・八女福島の伝統的建造物群保存地区

裏（うら）

八女市役所本庁舎に集う市民



-
- 発 行／令和8年3月
 - 発行者／福岡県八女市
 - 企画・編集／八女市企画部企画政策課

〒 834-8585 福岡県八女市本町 647 番地
TEL 0943-23-1111（代表）
0943-24-9009（直通）



YAME CITY